

第1回建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会
議事次第

日時：平成29年11月13日(月)10:00～12:00

場所：建設業振興基金5階501会議室

1 開会

2 挨拶

3 議事

(1) 検討会の趣旨

(2) 建設業の現状及び建設キャリアアップシステムの概要

(3) 諸外国における能力評価制度

(4) 国内における建設技能者に関する資格制度

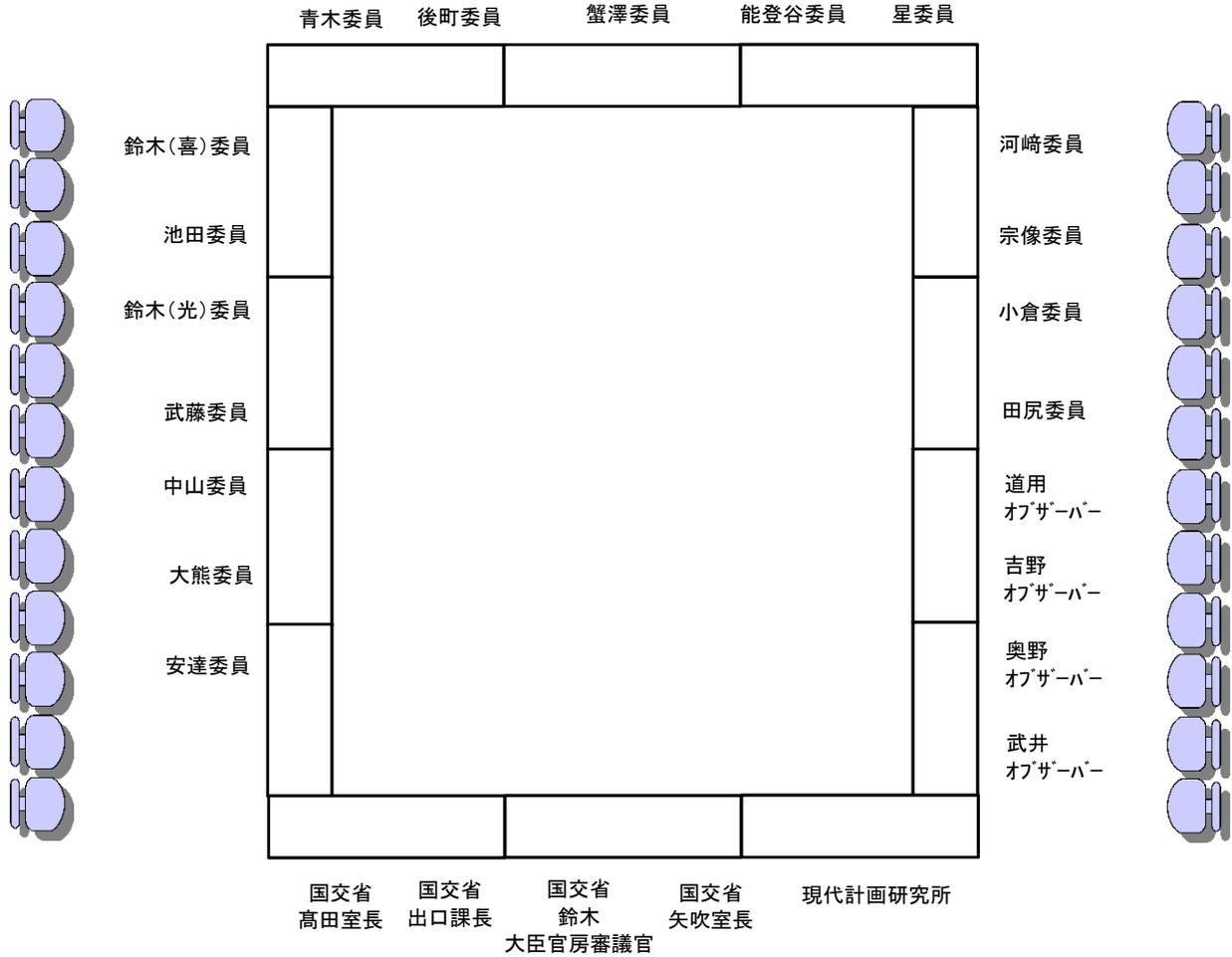
(5) 検討にあたっての論点

(6) 今後のスケジュール

4 閉会

第1回 建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会

日時：平成29年11月13日(月)
 10:00~12:00
 場所：(一財)建設業振興基金
 5階 501会議室



入口

配付資料リスト

資料 1 委員名簿

資料 2 建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会について

資料 3 検討会規約（案）

資料 4 建設業の現状について

資料 5 建設キャリアアップシステムの概要について

資料 6 諸外国における能力評価制度について

資料 7 国内における建設技能者に関する資格制度について

資料 8 検討にあたっての論点

資料 9 今後のスケジュール

参考資料 1 専門工事企業からのヒアリング結果

参考資料 2 イギリスの CSCS カードの概要

参考資料 3 建設技能者 職業能力基準

（平成 28 年度建設産業担い手確保・育成コンソーシアム
プログラム・教材等ワーキンググループ報告書より抜粋）

建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会 委員

資料1

【委員】

(順不同、敬称略)

氏名	所属等
蟹澤 宏剛	芝浦工業大学建築学部建築学科 教授
藤波 美帆	千葉経済大学経済学部経営学科 准教授
後町 廣幸	一般社団法人日本型枠工事業協会 常任理事
青木 茂	一般社団法人日本建設躯体工事業団体連合会
鈴木 喜広	一般社団法人日本機械土工協会 労働安全委員会委員
池田 慎二	公益社団法人全国鉄筋工事業協会 理事
鈴木 光	一般社団法人日本左官業組合連合会 理事 技術顧問
武藤 俊夫	一般社団法人全国建設室内工事業協会 理事
中山 伸二	一般社団法人日本電設工業協会 常務理事
大熊 泰雄	全国管工事業協同組合連合会 理事・技術部長
安達 孝	一般社団法人日本空調衛生工事業協会
能登谷 英俊	一般社団法人日本建設業連合会
星 直幸	一般社団法人全国建設業協会 業務執行理事
河崎 茂	一般社団法人全国中小建設業協会 常任理事
宗像 祐司	一般社団法人住宅生産団体連合会 工事CS・安全委員会副委員長
小倉 範之	全国建設労働組合総連合 技術対策部長
田尻 直人	一般財団法人建設業振興基金 建設キャリアアップ運営準備室総括研究部長

【オブザーバー】

氏名	所属等
道用 光春	一般社団法人建設産業専門団体連合会 常務理事
吉野 彰一	厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課 建設・港湾対策室長
奥野 正和	厚生労働省人材開発統括官能力評価担当参事官室 上席職業能力検定官
武井 利行	国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室長

【事務局】

氏名	所属等
出口 陽一	国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長
矢吹 周平	国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 労働資材対策室長
高田 龍	国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室長

建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会について

1. 趣旨

- 人口減少や高齢化が進む中、建設産業は他産業と比較して高齢者が多い産業構造となっており、近い将来において、これらの高齢者の大量離職が見込まれることから、中長期的な担い手の確保が急務となっている。
- 国土交通省としても、適切な公共工事設計労務単価の設定や社会保険加入対策の推進など、建設技能者の処遇改善に取り組んできたところ。
- 他産業との人材獲得競争に打ち勝ち、担い手を確保していくためには、これらの取組に加え、更なる処遇改善の取組を進めていく必要があるが、建設技能者は、様々な事業者や現場において経験を積んでいくため、個々の能力が統一的に評価されにくく、また、現場管理や後進の指導など一定の経験を積んだ者が果たしている役割が処遇に反映されにくい環境にある。
- 平成30年秋には、建設技能者の就業履歴や保有資格を業界統一のルールで蓄積し、個々の技能者が経験や技能に応じて適正に評価され、その処遇の改善が図られる環境を整備するための仕組みである建設キャリアアップシステムが運用開始される予定。
- 本年7月にとりまとめた「建設産業政策 2017+10 ～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～」(平成29年7月4日建設産業政策会議)においても、建設キャリアアップシステムを活用した技能者の能力評価基準の策定と技能・経験に応じた処遇の実現が提言されているところ。
- こうした状況を踏まえ、システムの導入が技能者の処遇改善に繋がるよう、システムに蓄積される情報を活用した技能者の能力評価のあり方について検討を行うため、学識経験者や建設業関係団体から構成される「建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会」を設置する。

2. 今後の予定

平成29年11月13日(月)	第1回検討会
12月14日(木)	第2回検討会
	<以後数回開催>
平成30年 3月	中間とりまとめ

<参考>

○建設産業政策 2017+10 ～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～
(平成 29 年 7 月 4 日建設産業政策会議) (抄)

IV 今後後の建設産業政策

2. 具体的な建設産業政策

(1)業界内外の連携による働き方改革

①建設産業で働く人の処遇を改善する

- ・技能労働者の能力評価基準の策定と技能・経験に応じた処遇の実現（建設キャリアアップシステムの活用）
 - －建設キャリアアップシステムの導入で確認が可能となる、技能労働者の保有資格及び就業履歴のデータを活用し、個々の技能労働者の知識や技能と組み合わせた能力評価基準を策定
 - －能力評価基準に基づいて技能労働者を評価する枠組みを構築し、レベルに応じてキャリアアップカードを色分けすることで、技能労働者の技能や経験に応じた処遇の実現に向けた環境を整備

⑤働く人を大切にする業界・企業であることを「見える化」する

- ・専門工事企業に関する企業情報の提供
 - －技能労働者評価に重点を置くなど、専門工事業の特性を踏まえた評価制度の構築

「建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会」規約（案）

（名称）

第 1 条 本会は、「建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 建設キャリアアップシステムに蓄積される情報を活用した建設技能者の能力評価のあり方について検討を行うことを目的とする。

（構成）

第 3 条 検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

2 検討会に座長を置き、座長は、議長として会議の議事を整理する。

（会議）

第 4 条 検討会は、委員の二分の一以上の出席をもって成立する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

3 会議は原則として非公開で開催する。

4 会議配布資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

5 会議における議事要旨については、会議後速やかに作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省ホームページに公開するものとする。

（事務局）

第 5 条 会議の事務局は、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課に置く。

2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（雑則）

第 6 条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

（附則）

この規約は、平成 29 年 1 1 月 日から施行する。

建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会 委員

【委員】

(順不同、敬称略)

氏名	所属等
○ 蟹澤 宏剛	芝浦工業大学建築学部建築学科 教授
藤波 美帆	千葉経済大学経済学部経営学科 准教授
後町 廣幸	一般社団法人日本型枠工事業協会 常任理事
青木 茂	一般社団法人日本建設躯体工事業団体連合会
鈴木 喜広	一般社団法人日本機械土工協会 労働安全委員会委員
池田 慎二	公益社団法人全国鉄筋工事業協会 理事
鈴木 光	一般社団法人日本左官業組合連合会 理事 技術顧問
武藤 俊夫	一般社団法人全国建設室内工事業協会 理事
中山 伸二	一般社団法人日本電設工業協会 常務理事
大熊 泰雄	全国管工事業協同組合連合会 理事・技術部長
安達 孝	一般社団法人日本空調衛生工事業協会
能登谷 英俊	一般社団法人日本建設業連合会
星 直幸	一般社団法人全国建設業協会 業務執行理事
河崎 茂	一般社団法人全国中小建設業協会 常任理事
宗像 祐司	一般社団法人住宅生産団体連合会 工事CS・安全委員会副委員長
小倉 範之	全国建設労働組合総連合 技術対策部長
田尻 直人	一般財団法人建設業振興基金 建設キャリアアップ運営準備室総括研究部長

○座長

【オブザーバー】

氏名	所属等
道用 光春	一般社団法人建設産業専門団体連合会 常務理事
吉野 彰一	厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課 建設・港湾対策室長
奥野 正和	厚生労働省人材開発統括官能力評価担当参事官室 上席職業能力検定官
武井 利行	国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室長

【事務局】

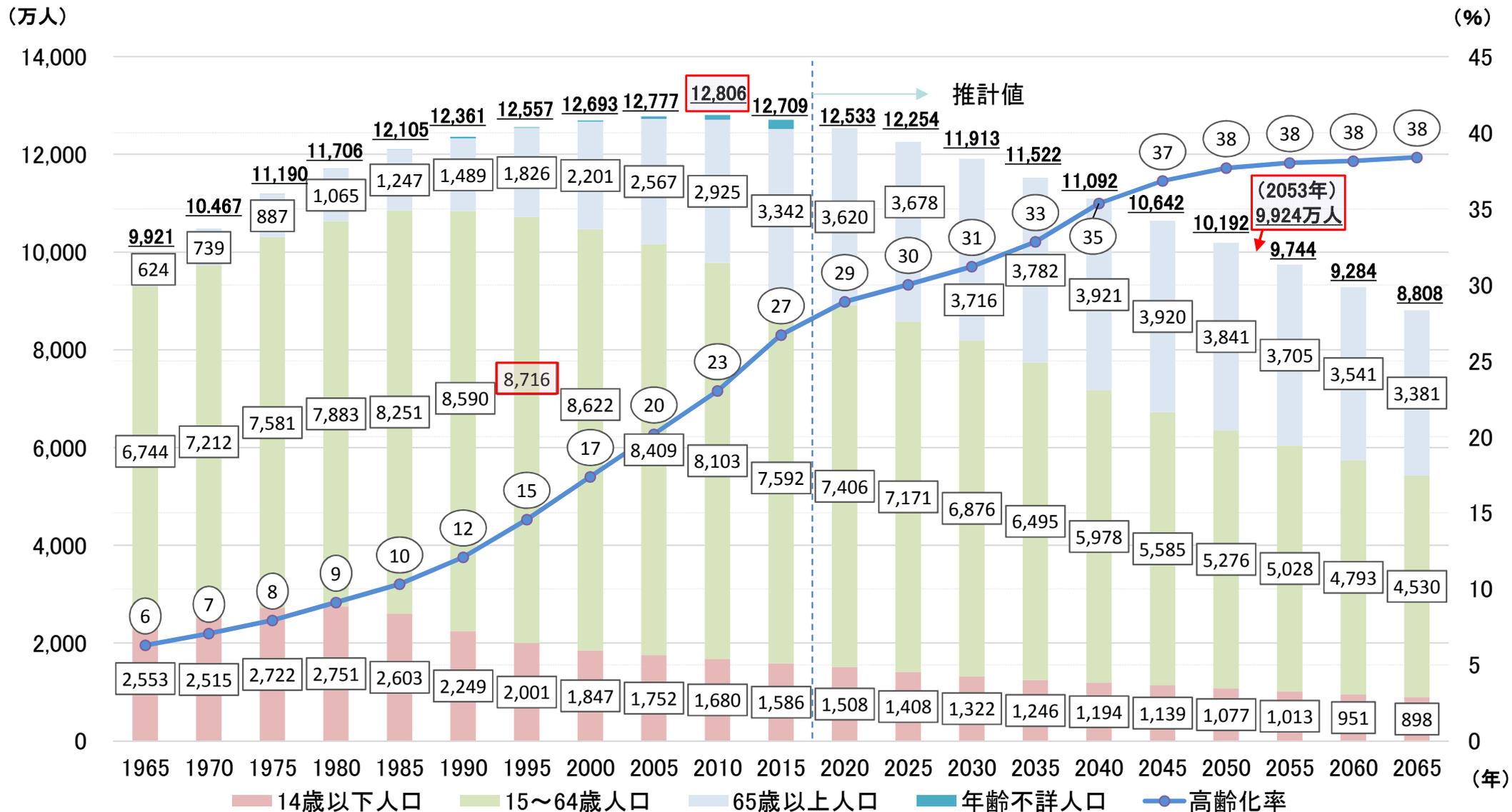
氏名	所属等
出口 陽一	国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長
矢吹 周平	国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 労働資材対策室長
高田 龍	国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室長

建設業の現状について

建設業を取り巻く現状について

総人口と高齢化率の推移

- 生産年齢人口(15~64歳人口)は1995年をピークに減少し、総人口も2010年をピークに減少。
- 2053年には総人口が1億人を割り込む見込み。



出典：2015年までは総務省統計局「国勢調査」、
2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2017年3月) ※出生中位・死亡中位推計

地域別総人口とその減少率

平成37年(2025年)には、平成22年(2010年)と比べて全ての地域で人口が減少

地域別総人口と指数(2010年=100)

地域	総人口(1,000人)							指数(平成22年=100)	
	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)	平成37年 (2025)	平成52年 (2040)
北海道	5,506	5,361	5,178	4,960	4,719	4,462	4,190	90.1	76.1
東北	9,336	8,929	8,607	8,191	7,759	7,319	6,863	87.7	73.5
関東	42,604	42,763	42,392	41,656	40,640	39,406	38,010	97.8	89.2
北関東	6,986	6,867	6,699	6,489	6,248	5,982	5,696	92.9	81.5
南関東	35,619	35,896	35,693	35,166	34,392	33,424	32,314	98.7	90.7
中部	21,716	21,430	20,973	20,375	19,686	18,931	18,125	93.8	83.5
近畿	22,758	22,528	22,072	21,440	20,692	19,862	18,983	94.2	83.4
中国	7,563	7,392	7,175	6,917	6,638	6,342	6,034	91.5	79.8
四国	3,977	3,838	3,683	3,510	3,331	3,146	2,955	88.3	74.3
九州・沖縄	14,597	14,357	14,021	13,610	13,152	12,656	12,175	93.2	83.0

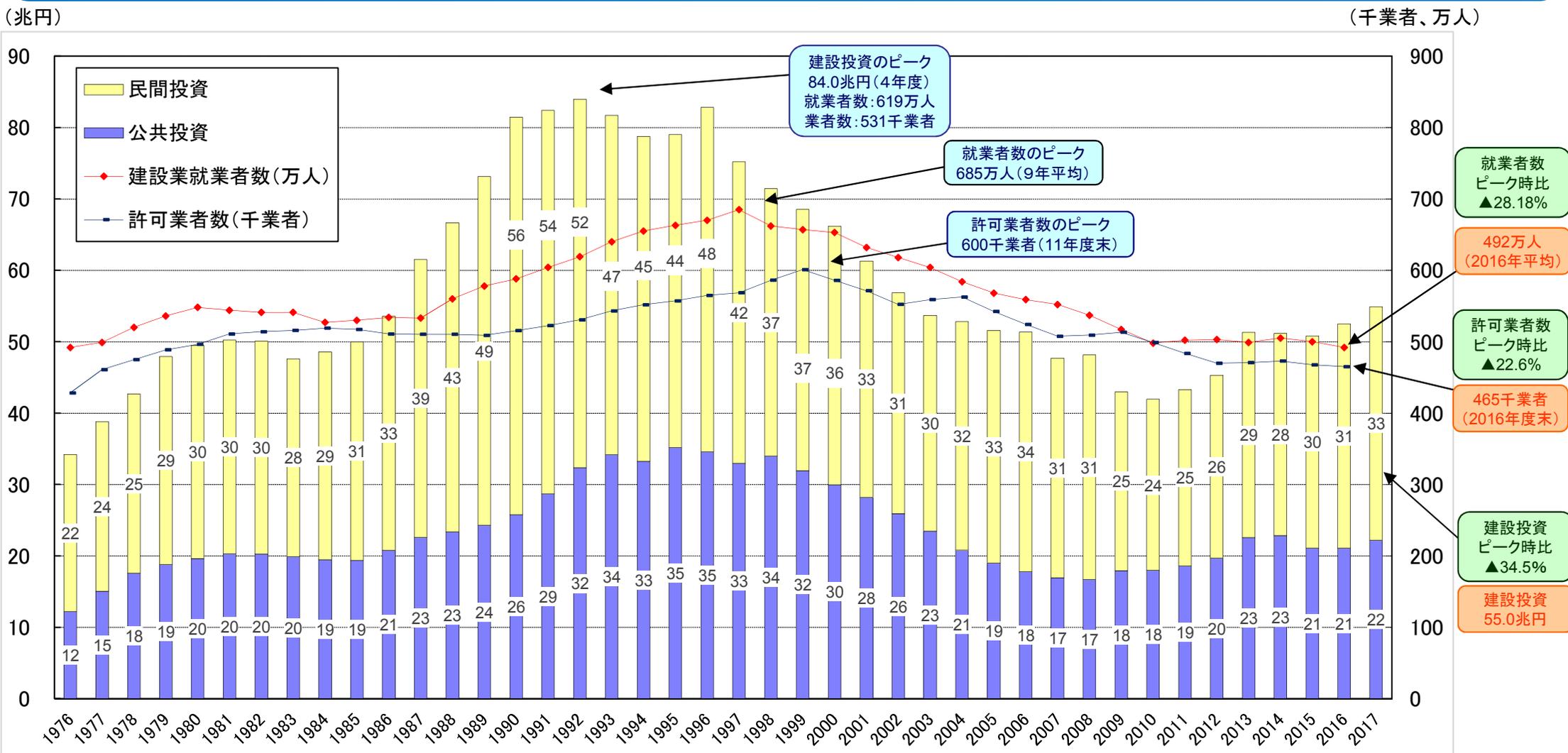
注) 指数とは、2010年の総人口を100としたときの総人口の値のこと

出典: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2013年3月)

東北・四国では総人口が1割以上減少する見込み

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の1992年度：約84兆円から2010年度：約41兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、2017年度は約55兆円となる見通し（ピーク時から約35%減）。
- 建設業者数（2016年度末）は約47万業者で、ピーク時（1999年度末）から約23%減。
- 建設業就業者数（2016年平均）は492万人で、ピーク時（1997年平均）から約28%減。



注1 投資額については2014年度まで実績、2015年度・2016年度は見込み、2017年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。2011年は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について2010年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

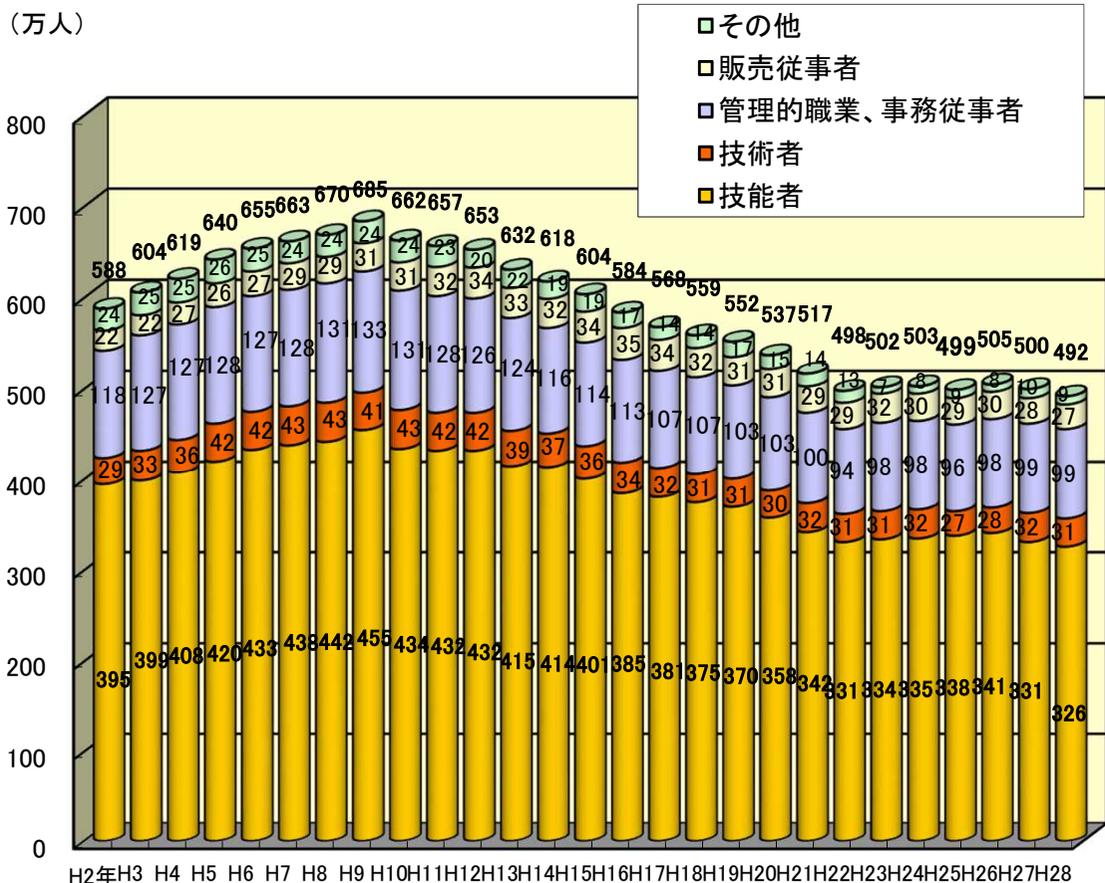
建設業就業者の現状

技能者等の推移

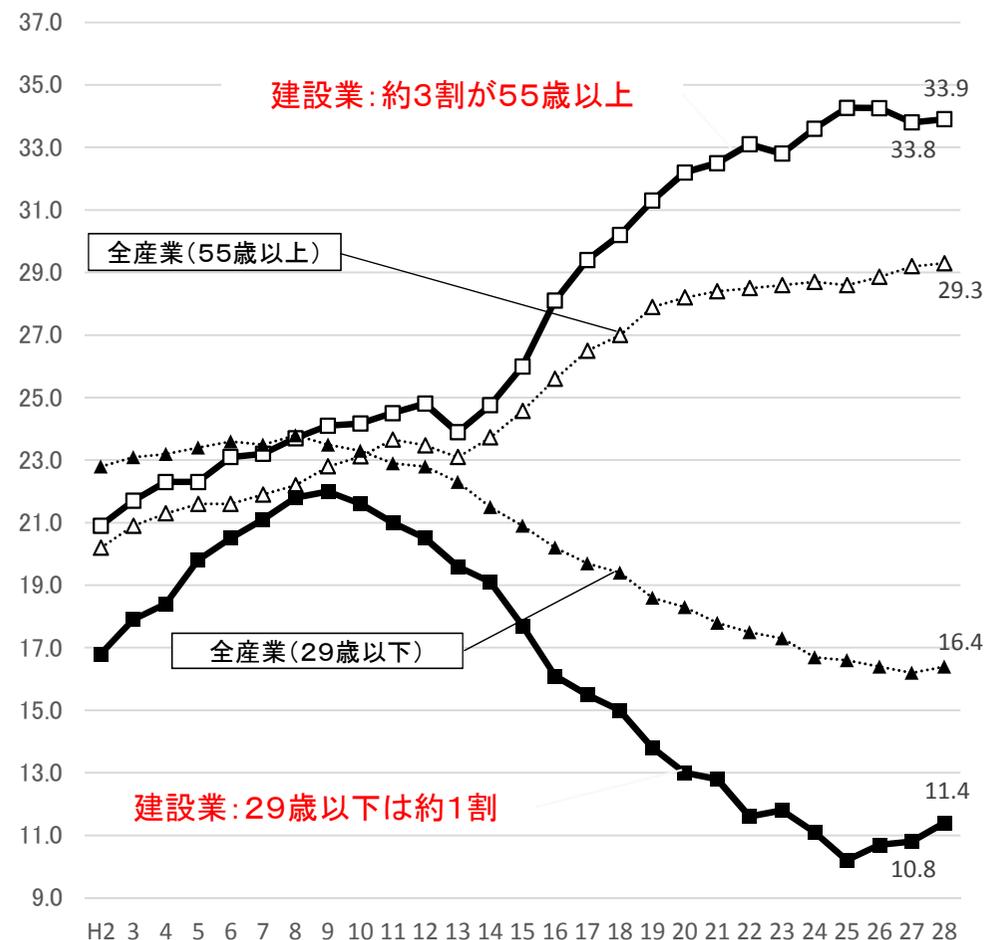
- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 492万人(H28)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 31万人(H28)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 326万人(H28)

建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成27年と比較して55歳以上が約2万人減少、29歳以下は約2万人増加。



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)



出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

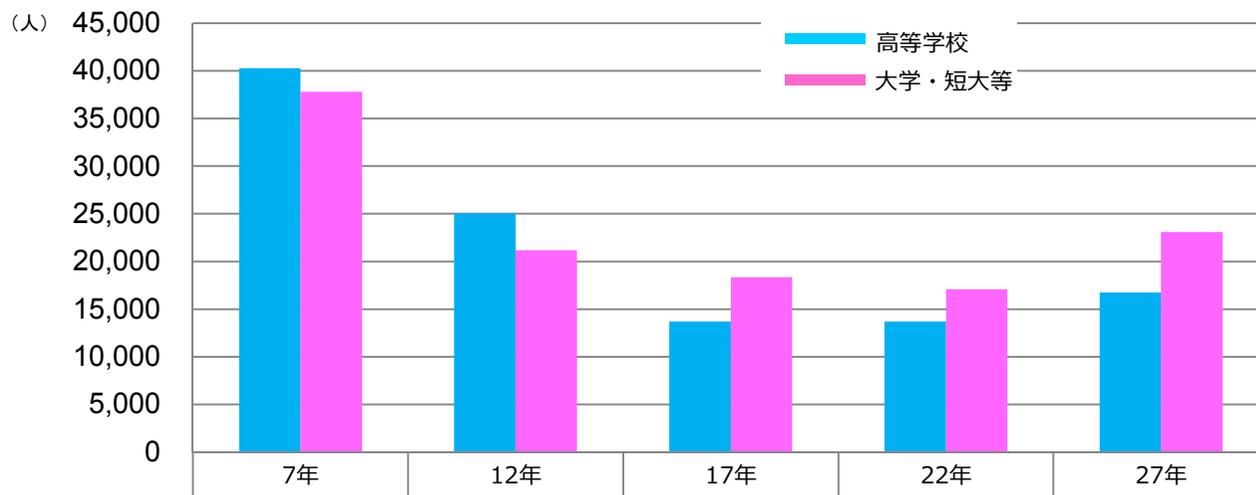
年齢階層別の建設技能者数・建設業への入職状況

- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約10%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題



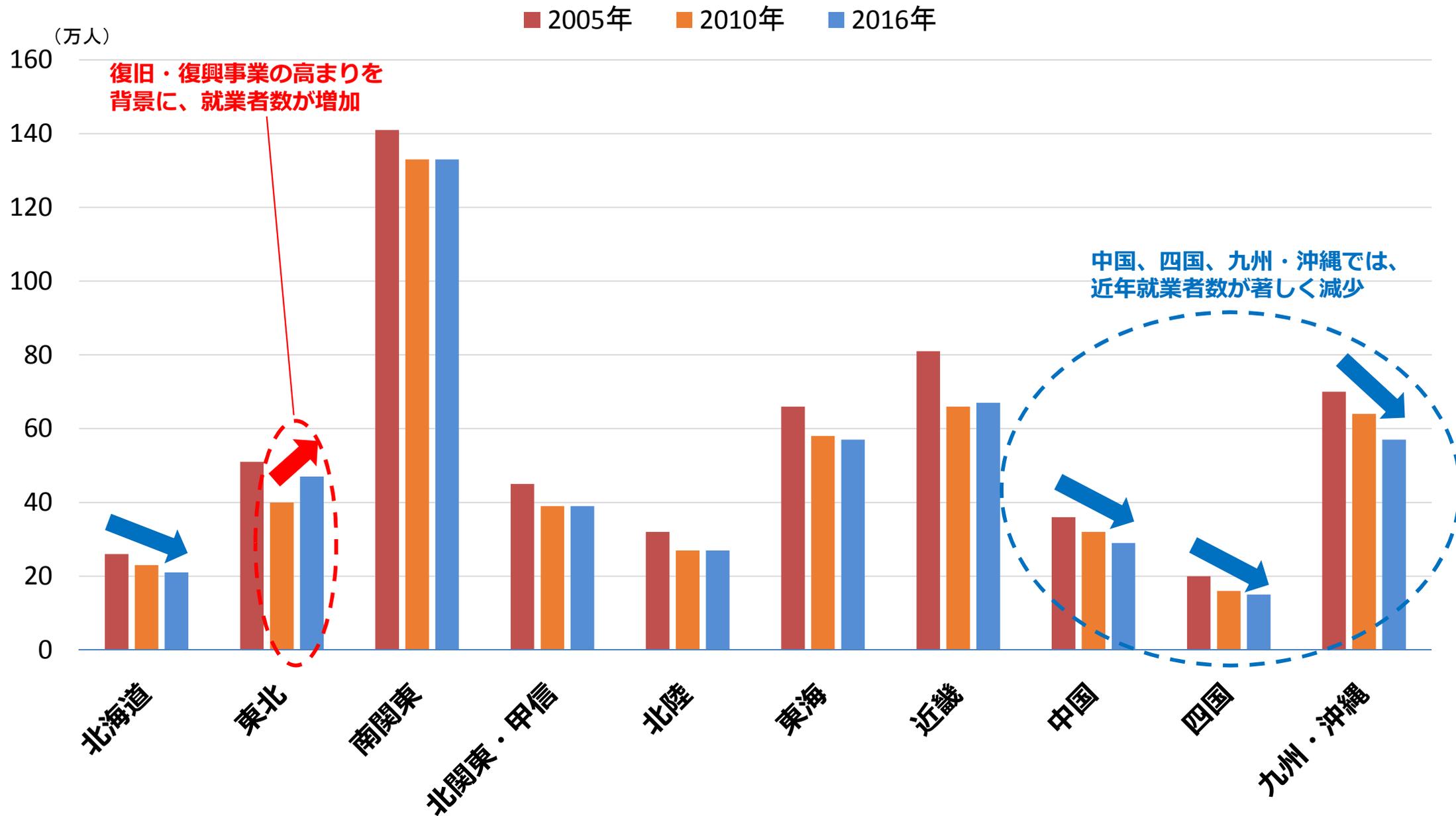
年齢階層別の建設技能者数 出所：総務省「労働力調査」

- 建設業への入職者数は近年増加傾向にあるものの、H7年のピーク時から遠い水準



建設業への入職状況 出所：学校基本調査（文部科学省）をもとに国土交通省で作成

地域別の建設業就業者数の推移



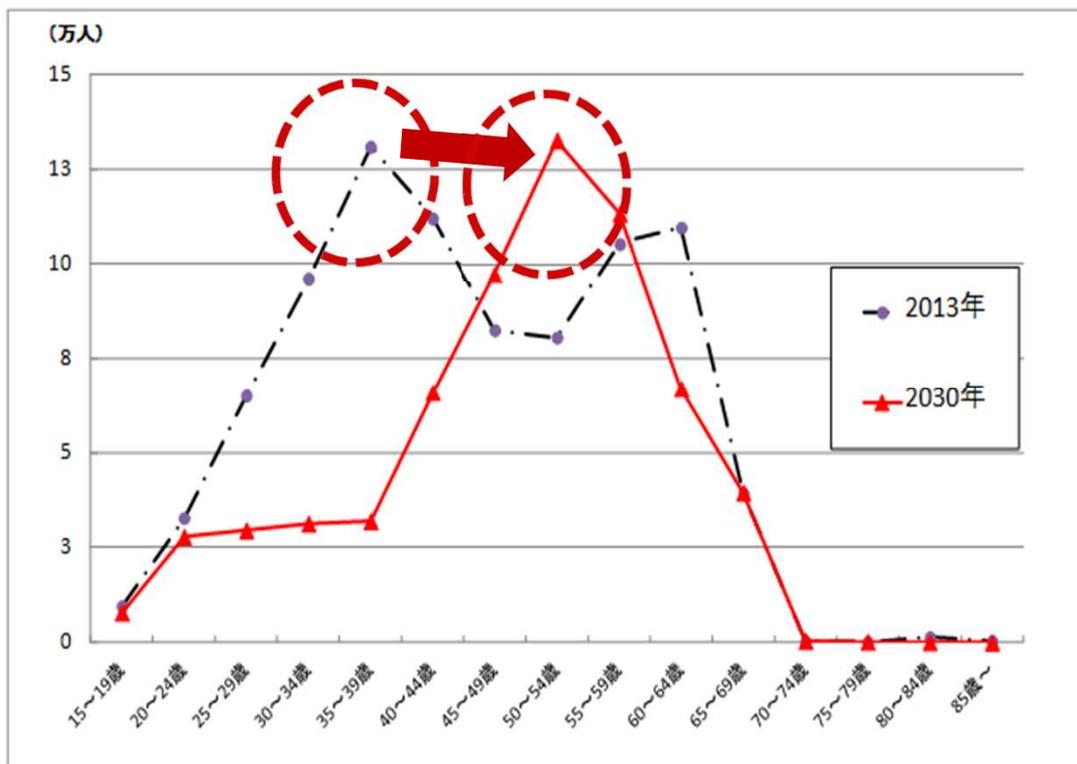
出典: 総務省「労働力調査」

地方部での将来の建設技能者の状況

将来の技能者不足は地方の方がより深刻

関東ブロック

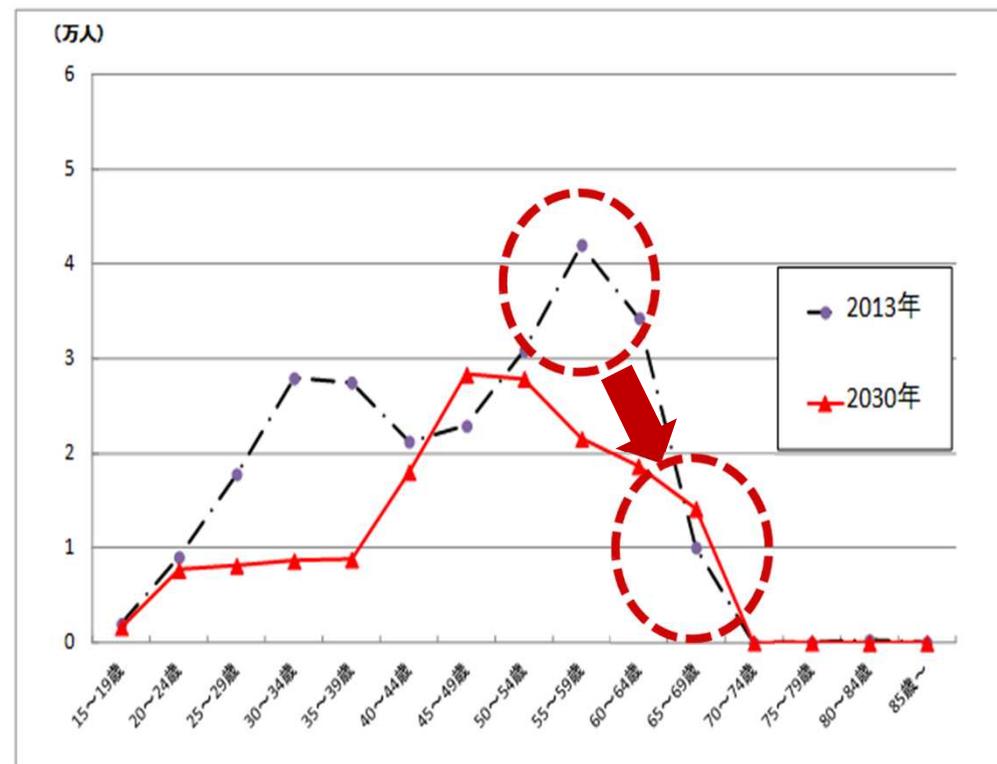
中堅層（団塊ジュニア世代）の技能者が大都市圏に集中



東北ブロック

団塊世代の技能者が多い

リタイア後、技能者数が大きく減少

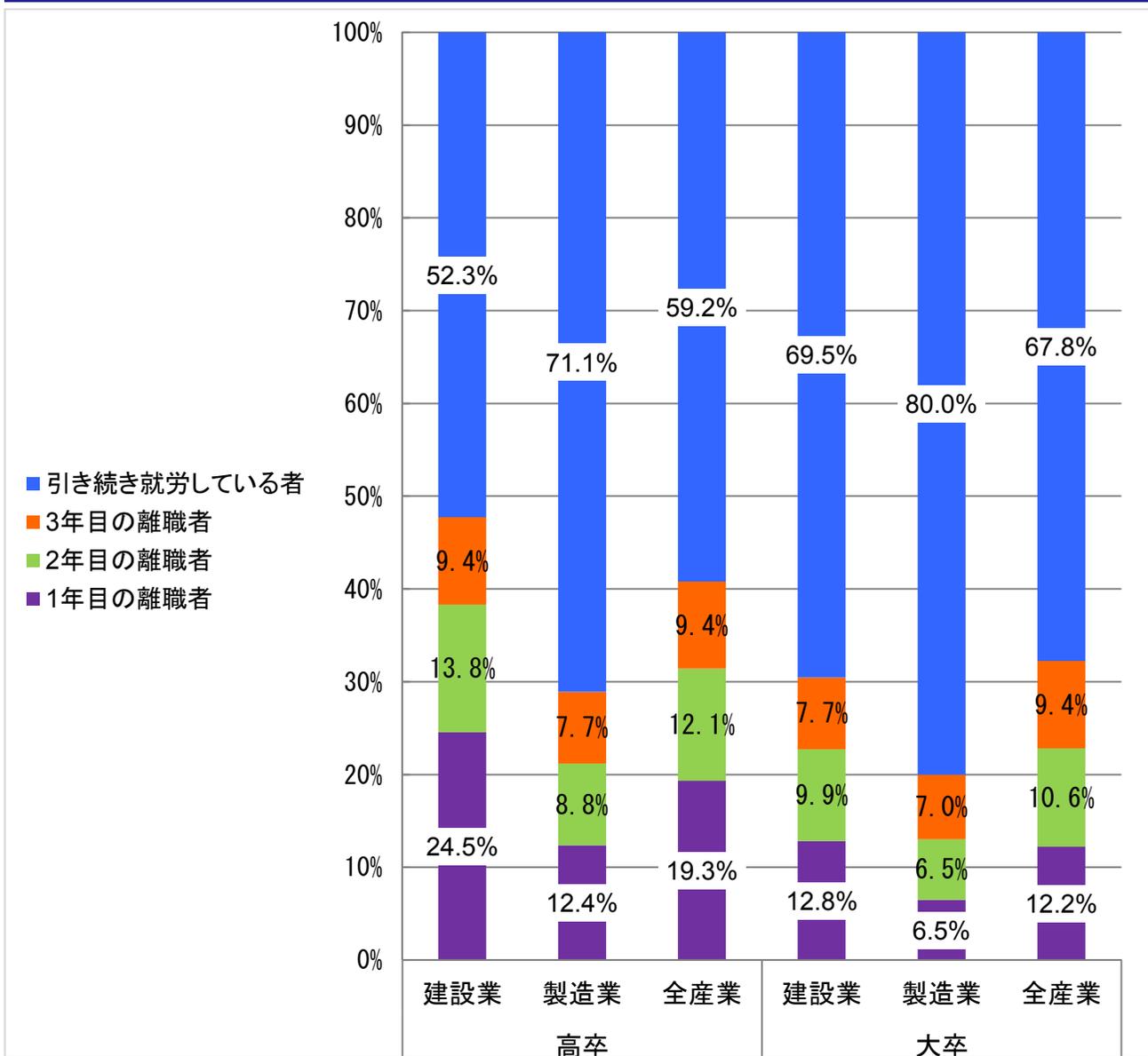


出所：H27.7.28 労働政策審議会 建設専門委員会 資料

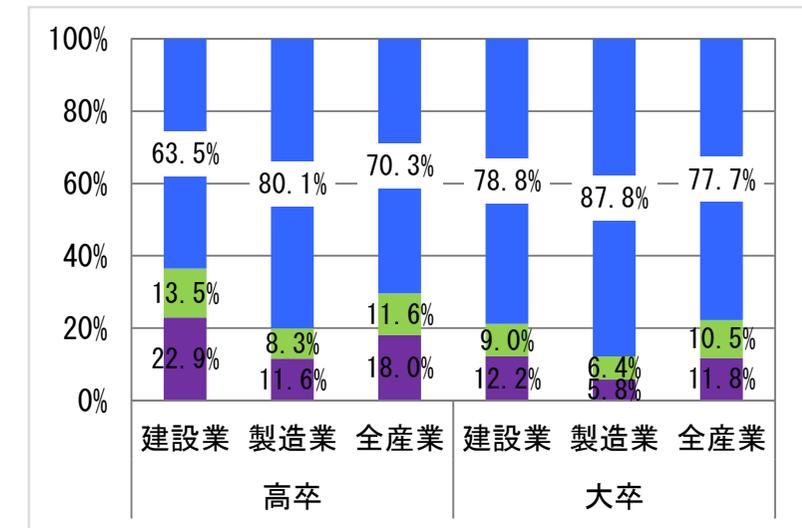
建設業における離職状況(3年目までの離職率)

○ 建設業の離職率は他産業よりも高く、年々改善しているものの、特に1年目の割合が高くなっている。

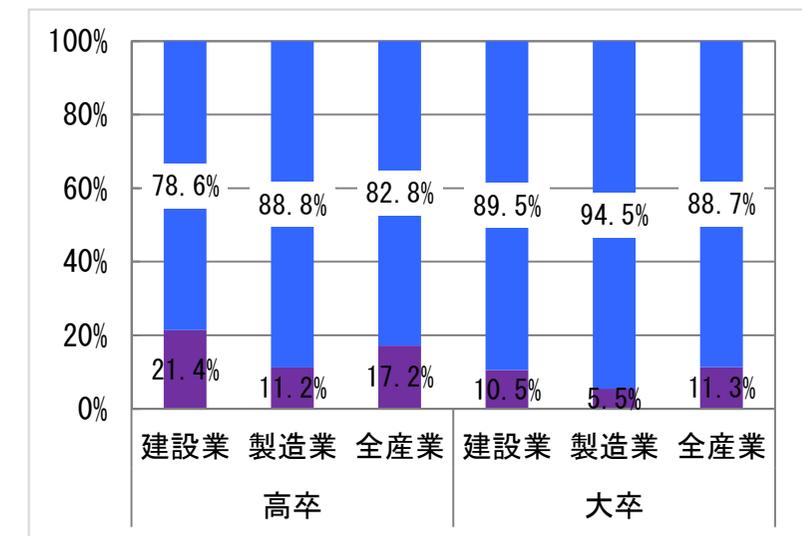
平成26年3月卒



平成27年3月卒

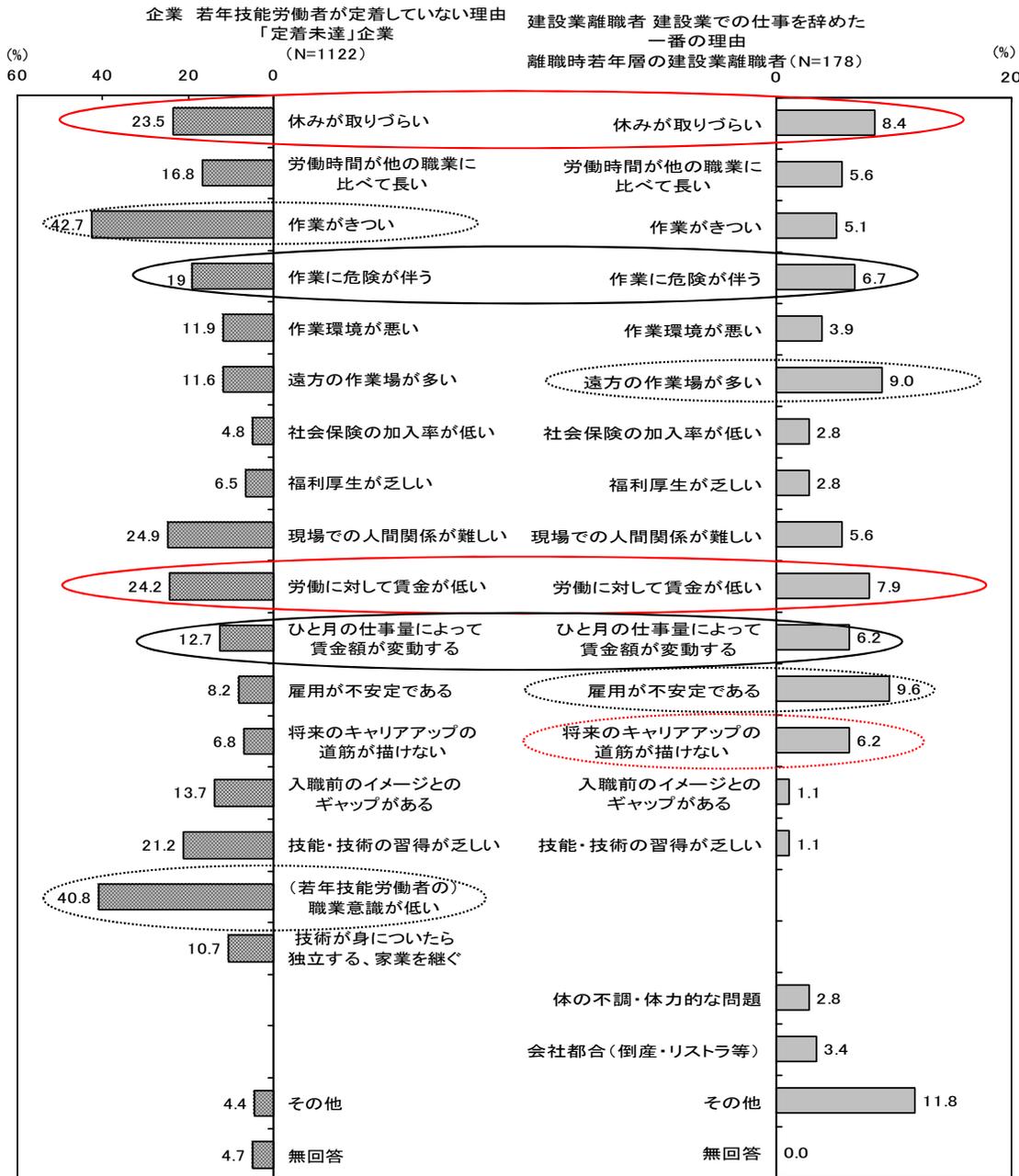


平成28年3月卒



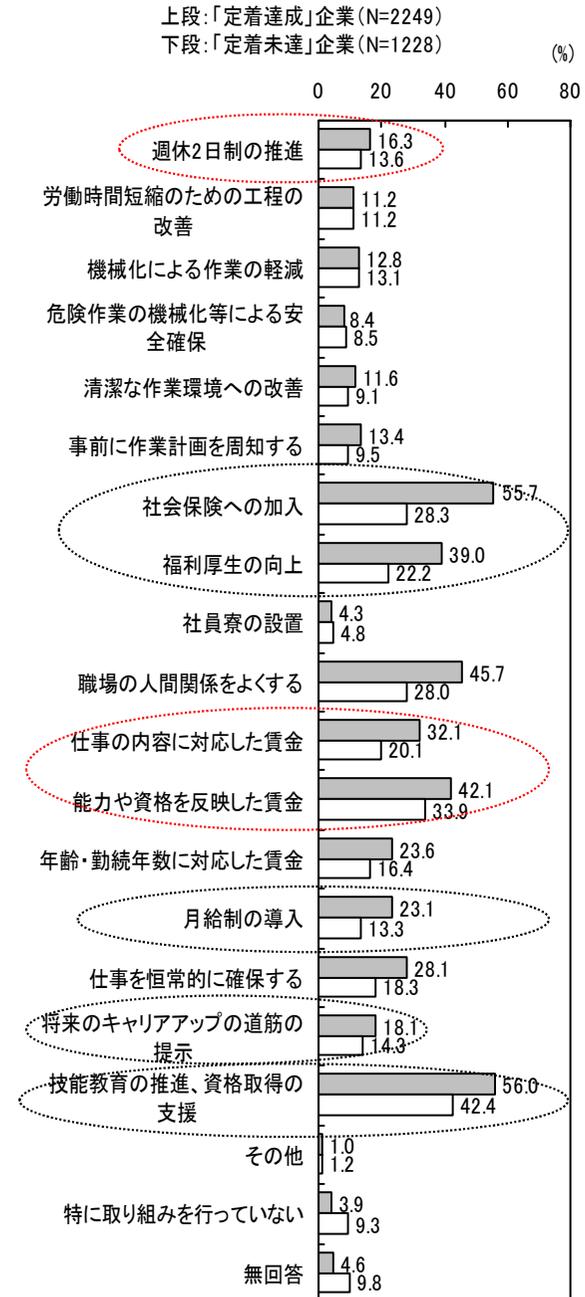
出所:厚生労働省「新規高校卒業就職者の産業別離職状況」「新規大学卒業就職者の産業別離職状況」
 ※平成29年9月発表分のため、平成27年3月卒は3年目の離職者、平成28年3月卒は2,3年目の離職者が存在しない

■ 企業が考える若年技能労働者が定着しない理由（複数回答）／建設業離職者（離職時若年層）が仕事を辞めた一番の理由



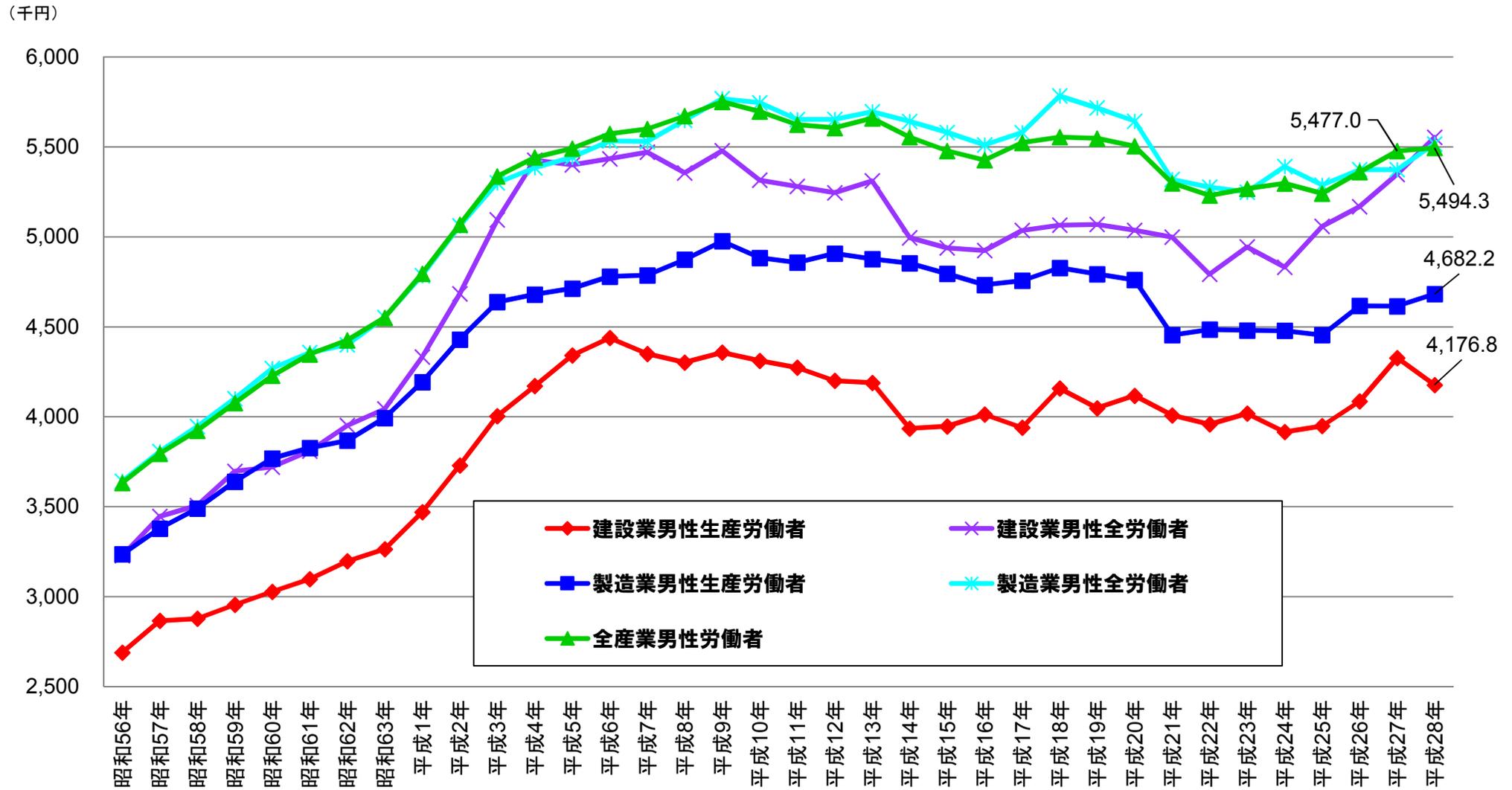
出典：厚生労働省「雇用管理現状把握実態調査（平成24年度）」

■ 若年技能労働者を定着させるための取り組み（複数回答）



出典：厚生労働省「雇用管理現状把握実態調査（平成26年度）」

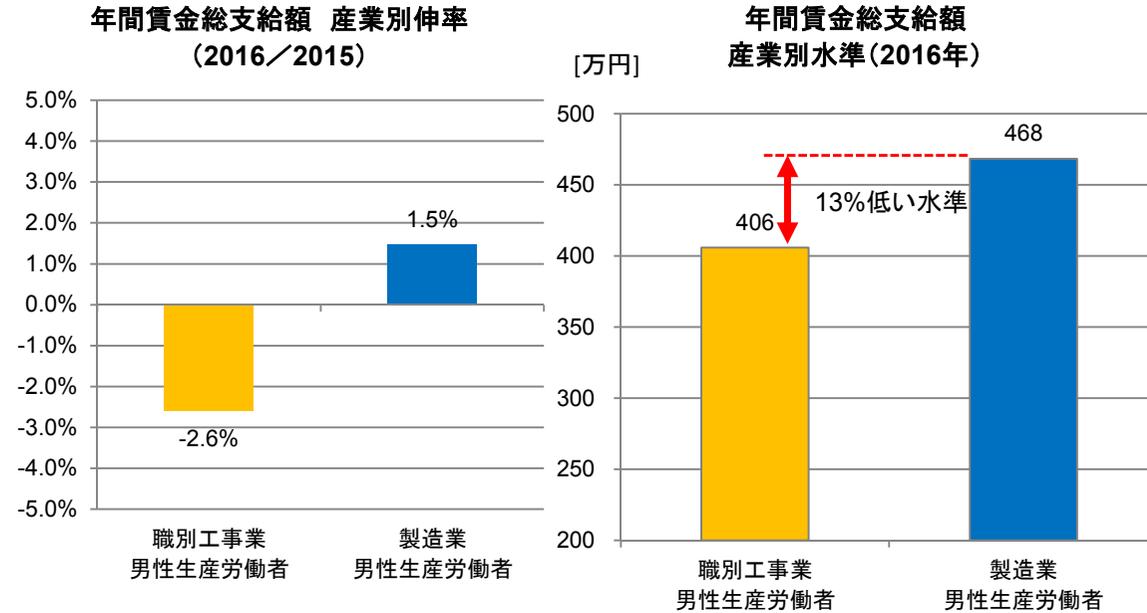
建設業生産労働者の年収額の推移



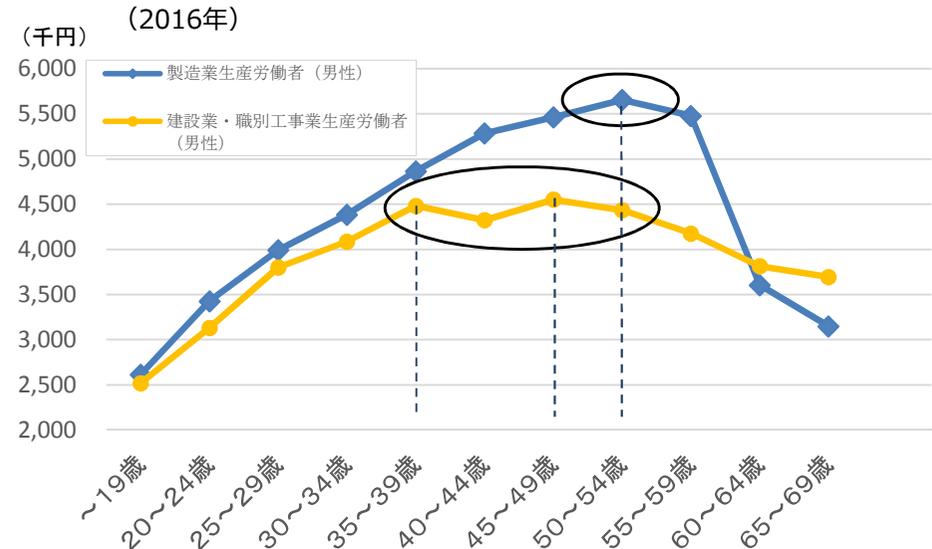
参考：賃金構造基本統計調査(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)(厚生労働省)
 年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

- 製造業における年間賃金の前年からの伸び率は上昇しているが、建設業については年間賃金の前年からの伸び率が下降している
- 建設業における賃金水準は近年は上昇傾向にあるが、製造業に比べ10%以上低い水準となっている。

- 製造業の賃金のピークは50～54歳であることに対し、建設業の賃金ピークは45～49歳。
- 賃金カーブのピーク時期が製造業よりも早く到来する傾向があり、30代後半でピークの水準に到達していることから、現場の管理、後進の指導等のスキルが評価されていない可能性。



賃金水準の比較 出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」



年齢階層別の賃金水準 出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

建設業の担い手確保に向けたこれまでの取組

技能労働者の処遇改善

➤ 適切な賃金水準の確保

- 公共工事設計労務単価の適切な設定
(5度目となる引上げをH29.3に実施)

➤ 社会保険の加入徹底

- 平成24年度より、関係者一体となった取組を実施
- H29.4から直轄工事において二次下請以下についても社会保険加入企業に限定
- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用推進

➤ 建設キャリアアップシステムの構築

- 技能や経験に応じた適切な評価・処遇を実現

➤ 建設業における休日の拡大

- 週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適正な工期設定の推進

改正品確法等の趣旨の徹底

➤ 歩切りの根絶

- 4度にわたり、実態調査等を実施(慣例等のため歩切りを行っていた全ての地方公共団体が廃止を決定)

➤ ダumping対策の強化

- 低入札価格調査制度等の導入・活用を徹底(今後、未導入自治体に対し働きかけを強化)

➤ 発注の現場における改正品確法の趣旨の更なる徹底

- 品確法に基づく運用指針的確な運用を促進(施工時期等の平準化等)

⇒ 担い手の中長期的な確保・育成のための適正な利潤を確保

若者、女性の入職促進の取組強化等

➤ 若者や女性の活躍の推進

- 優秀な若手に技術検定の受験資格を早期に付与
- 女性の担い手確保に向けて官民挙げた行動計画(H26.8策定)の実践
- 計画的な女性の入職・定着に取り組む建設企業等に対する支援

➤ 将来を見通せる環境の整備

- 安定的・持続的な建設事業の見通しの確保

➤ 教育訓練の充実強化

- 建設産業担い手確保・育成コンソーシアムにおいて、地域連携ネットワークによる教育訓練体系の構築を支援

建設生産システムにおける生産性の向上

➤ i-Constructionの推進

[ICTの全面的な活用(ICT土工)、コンクリート工の規格の標準化等]

➤ 施工時期等の平準化

[公共工事における施工時期等の平準化]

➤ 技術や技能・経験等に応じた人材の配置

[現場配置技術者の効率的な活用(技術者配置に関する金額要件の引上げ等)]

➤ 重層下請構造の改善

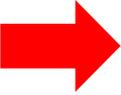
[行き過ぎた重層化の回避、適正な元下関係の促進等]

平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、**必要な法定福利費相当額を反映** (継続)

全職種平均

 **全 国** (18,078円) 平成28年2月比; **+3.4%** (平成24年度比; **+39.3%**)
被災三県 (19,814円) 平成28年2月比; **+3.3%** (平成24年度比; **+55.3%**)

※ 被災三県における単価の引き上げ措置 (継続)

参考：近年の公共工事設計労務単価の伸び率

	H25	H26	H27	H28 (H24比)
全 国	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9% (+34.7%)
被災三県	+21.0%	→ +8.4%	→ +6.3%	→ +7.8% (+50.3%)

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値

中央建設業審議会「建設産業における社会保険加入の徹底について(提言)」(平成24年3月)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 **を実現する必要がある**

これまでの主な取組

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- **社会保険未加入対策推進協議会の設置** (H24.5～)
 - ・ 建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政(国交省、厚労省)により構成
 - ・ **実施後5年(H29年度)を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すことを目標として共有**
 - ・ 目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

2. 行政によるチェック・指導

- **経営事項審査における減点幅の拡大** (H24.7～)
 - ・ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険に未加入の場合の減点幅を拡大
- **許可更新時等の確認・指導** (H24.11～)
 - ・ 許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
 - ・ 立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認
 - ・ 指導に従わず未加入の企業は保険担当部局に通報

3. 公共工事における対策の実施

- **国土交通省直轄工事における対策の実施** (H26.8～段階的に実施)
 - ・ 二次以下の下請企業についても加入企業に限定(H29.4～)
 - ・ 二次以下の未加入企業についても元請にペナルティを実施(H29.10～)
- **地方公共団体発注の工事における対策の実施**
 - ・ 加入企業への限定を図ることを、入札契約適正化法に基づき要請(H28.6)

4. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

- **下請指導ガイドライン(課長通知)の制定** (H24.11～)
 - ・ 元請企業は、施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿等により下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
 - ・ 遅くとも平成29年度以降は、
 - ①未加入企業を下請企業に選定しない
 - ②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

5. 法定福利費の確保

- **直轄工事の予定価格への反映** (H24.4～)
 - ・ 事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
- **法定福利費を内訳明示した見積書の活用**
 - ・ 各専門工事業団体毎に法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成し、下請企業から元請企業への提出を開始(H25.9～)
 - ・ 建設業許可部局の立入検査による見積書の活用徹底(H28.6～)
 - ・ 研修会の開催、簡易版の「見積書の作成手順」の作成等により、見積書に関する周知・啓発

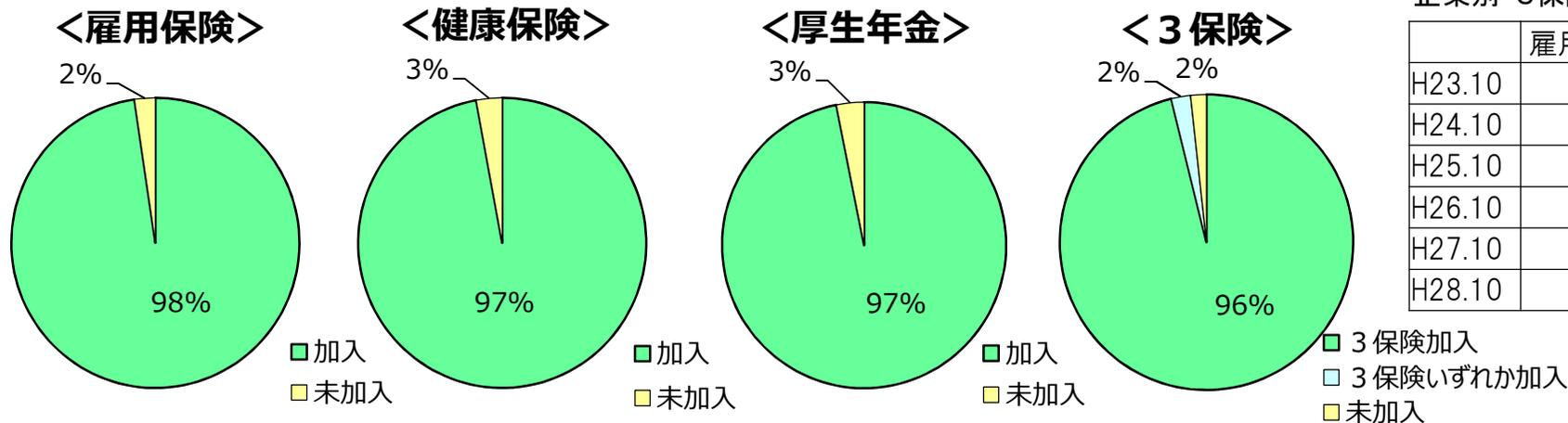
6. 相談体制の充実

- **相談体制の充実**
 - ・ 都道府県単位での相談窓口の設置や個別相談会の開催等、全国社会保険労務士会連合会との連携を強化(H28.7～)

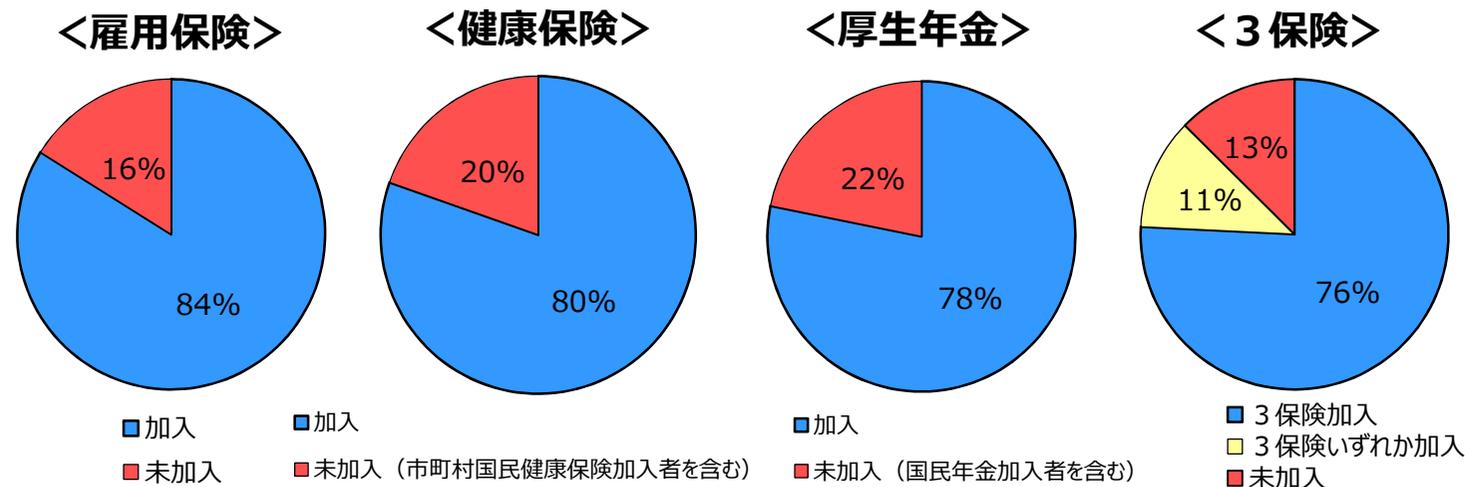
社会保険加入状況調査結果について

- 公共事業労務費調査（平成28年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、
 - ・ 企業別の加入率は、**雇用保険では98%** [対前年度比+0%]、**健康保険では97%** [対前年度比+0.4%]、**厚生年金保険では97%** [対前年度比+0.6%] となっています。
 - ・ 労働者別の加入率は、**雇用保険では84%** [対前年度比+1.8%]、**健康保険では80%** [対前年度比+3.5%]、**厚生年金保険では78%** [対前年度比+3.8%] となっています。

企業別



労働者別



【背景】

- 建設産業は今後も、インフラや住宅等の整備や今後の老朽化への対応、さらには災害時の応急復旧など国民生活の安全・安心を支えるとともに、都市再生や地域活性化に資する施設整備など経済成長に貢献する役割を継続的に担っていく必要。
- 一方、全産業的に生産年齢人口の減少が進む中、「雇用の受け皿」として建設産業が個々の企業の取組だけで担い手を十分に確保できていた時代は既に終焉。
- 建設産業が今後も産業として成り立って行く上で源泉となる「現場力」を維持するとともに、「超スマート社会」の実現など国内外の“未来づくり”の一翼を担うことで若者に夢や希望を与えることができる産業であり続けるためには、個々の企業の一層の取組に加え、個々の企業を超えた施策が必要。

【政策目的】

- 個々の企業の一層の取組に加え、業界全体や発注者・設計者など様々な主体との連携による働き方改革や生産性向上等の取組を強力に推進し、国民の安全・安心や経済成長に持続的に貢献。
- 良質な建設サービスを高い水準で確保し、個々の発注者や消費者の利益を実現し、信頼を確保。



10年後を見据えて、建設産業に関わる各種の「制度インフラ」を再構築

【業界内外の連携による働き方改革】

- 建設業従事者の継続的な処遇改善（賃金等）
 - 技能労働者の能力評価基準の策定と技能・経験に応じた処遇の実現（建設キャリアアップシステムの活用）
- 適切な工期設定、週休2日に向けた環境整備
 - 工期設定等に関する受発注者双方の責務の明確化、無理な工期設定を求める発注者への働きかけ
 - 適切な工期設定等のためのガイドラインの策定
- 働く人を大切にす業界・企業であることを見える化
 - 専門工事企業の評価制度の創設
 - 技能労働者の位置づけの明確化（建設企業が雇用する技能労働者の育成の責務等）
 - 許可に際しての労働者福祉の観点の強化
 - 人材育成体制の強化

【地域力の強化】

- 地域の多様な主体との連携を強化
 - 地域貢献に取り組む企業の評価（防災活動、建機保有等）
 - 市町村が主体となり建設産業の振興・発展を図る仕組み

業界外の協力も得て行う働き方改革



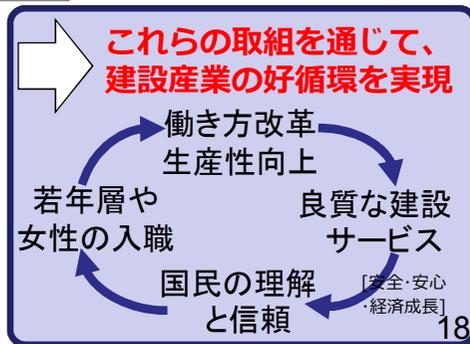
業界外の協力も得て行う生産性向上

【業界内外の連携による生産性向上】

- 各プロセスにおけるICT化、手戻り・手待ちの防止
 - 全ての建設生産プロセスでICT等を活用するため、3次元データ等のプラットフォームを整備
- 施工に従事する者の配置・活用の最適化
 - 企業間における人材の効率的な活用（労働の平準化）
 - ICTの進展等を踏まえた技術者の配置の見直し

【多様な主体との連携による良質な建設サービスの提供】

- 安心して発注できる環境の整備
 - 発注体制を補完するためのCM方式の制度化
 - 企業情報の提供や施工の説明による個人発注者の保護
- 施工の品質に直結する設計や工場製品の質の向上
 - BIM・CIM等の適用範囲の拡大に向けた環境整備
 - 工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合の再発防止（報告徴収・立入検査、勧告等）



○建設産業政策2017+10 ～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～
(平成29年7月4日建設産業政策会議)(抄)

IV 今後後の建設産業政策

2. 具体的な建設産業政策

(1) 業界内外の連携による働き方改革

① 建設産業で働く人の処遇を改善する

- ・技能労働者の能力評価基準の策定と技能・経験に応じた処遇の実現(建設キャリアアップシステムの活用)
 - －建設キャリアアップシステムの導入で確認が可能となる、技能労働者の保有資格及び就業履歴のデータを活用し、個々の技能労働者の知識や技能と組み合わせた能力評価基準を策定
 - －能力評価基準に基づいて技能労働者を評価する枠組みを構築し、レベルに応じてキャリアアップカードを色分けすることで、技能労働者の技能や経験に応じた処遇の実現に向けた環境を整備

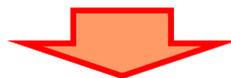
⑤ 働く人を大切にする業界・企業であることを「見える化」する

- ・専門工事企業に関する企業情報の提供
 - －技能労働者評価に重点を置くなど、専門工事業の特性を踏まえた評価制度の構築

建設キャリアアップシステムの概要

キャリアアップシステムが目指すもの

- 引き続き建設業が優良な社会資本整備の担い手としての機能を担うためには、これまで以上に若年層の入職環境を整えることが必要不可欠。
 - ※現在建設業に従事している60歳以上の技能者は約80万人、30歳未満は約37万人
 - ※建設業への新規入職者数はこの20年でピーク時の約半分に（H7：7.8万人→H27：4.0万人）
- 建設業における若者の入職を進めるためには、建設業が他産業に比べて将来的な処遇についても魅力的な産業であることを示す必要。
 - ※建設業の賃金カーブのピーク時期は40歳前後と製造業よりも早く到来する傾向。現場の管理、後進の指導等のスキルが評価されていない可能性が指摘されている。
- 技能者の処遇の向上については、これまでも様々な取組が官民一体となって進められてきているが、技能者は異なる事業者の現場で経験を積むため、個々の技能者の能力が統一的に評価される市場が存在せず、スキルアップが処遇の向上につながっていない環境が存在。



- 技能者の働き方の特徴を踏まえ、ひとりひとりの技能者が経験と技能に応じた育成と処遇が受けられる産業としていくためには、個々の事業者が補完しあう形で、技能者の本人情報等の真正性を確認した上で、業界全体で技能者の就業実績を蓄積し、技能者の処遇の改善や技能の研鑽を生み出す基本的なインフラを業界全体で整備することが必要。



業界全体でキャリアアップシステムの構築に取り組むことが必要

建設キャリアアップシステムの構築

- 将来にわたり建設産業の担い手を確保していく上で、技能者のキャリアアップの道筋を示すこと、技能者が適正な評価と処遇を受けられていくことが重要
- 技能者の資格等の情報や現場での就業履歴等を業界統一のルールで蓄積する「建設キャリアアップシステム」の構築に向け、官民で検討を進めてきたところ（参加団体：日建連、全建、建専連、全建総連 等）
- 平成30年秋からの運用開始に向けて、システムの運営主体となる(一財)建設業振興基金においてシステム開発中



現場入場の際に読み取り



技能者情報のイメージ

ID	123456789012		
氏名	建設 太郎		
生年月日	S55-1980/07/28		
保有資格	登録基幹技能者	型枠	2016.06.20
	技能講習	玉掛け	2008.05.21
特別教育	ロープ高所作業	2005.11.09	
社会保険加入状況	建保	協会建保	建退共
	年金	厚生年金	○
雇用	○		

就業履歴情報のイメージ

雇用事業者	現場名	就業年月	就業日数
○建設	××ビル	2019.6	22日
○建設	□□住宅	2019.7	19日
○建設	国道△△号	2019.8	11日
計	3現場		52日

【事業者情報】

- ・商号
- ・所在地
- ・建設業許可情報 等

【現場情報】

- ・現場名
- ・工事の内容 等

【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入状況 等

＜情報の登録＞

技能者にカードを交付

＜就業履歴の蓄積＞

建設キャリアアップシステム(運営主体:(一財)建設業振興基金)

システムを活用した技能者の処遇改善に向けた検討

- ・システムの利用により、技能者ひとりひとりについて、どのような資格を持ち、どの現場で何日就労したかが蓄積される
- ・今後、システムに蓄積される情報（保有資格や就業履歴）を活用した、技能者の能力を評価する基準の検討を進める予定
- ・併せて、この技能者の評価と連携した専門工事業者の施工力の見える化の検討にも取り組む予定

1. 基本理念・基本方針

- 技能者の経験が蓄積されるシステムを構築し、評価に応じた処遇改善などの技能者を巡る環境の改善等を目指す
- 技能者の本人情報について、その真正性を確認した上で、各種情報を業界統一のルールで登録・蓄積するシステムとする
- 簡易で低コストのシステムとする一方、個人情報の適切な保護にも留意する

2. 登録する情報・利用手順

①技能者、事業者の申請（申請は任意）に基づき、振興基金が以下の情報をシステムに登録

技能者情報

本人情報（住所、氏名、生年月日、性別、国籍）

必須情報

- 社会保険加入状況
- 建退共手帳の有無 等

推奨情報

- 保有資格、研修受講履歴
- 健康診断受診歴の有無 等



事業者情報

- 商号
- 所在地
- 建設業許可情報
許可番号・許可の有効期間・建設業の種類

②元請が現場の開設時に以下の情報を登録

現場情報

- 現場名及び住所、元請事業者名
- 工事の内容が分かる項目 等

③現場入場時にカードリーダー等でカードを読み取る

就業履歴

- 現場入場実績（日単位）等



※上記の申請手続きは、利用者の利便性確保のため、インターネット申請、郵送申請、窓口申請の手法を認める

3. 技能者に交付するカード（キャリアアップカード）

- 技能者の申請に基づき、運転免許証等で本人確認をした上で交付
- 技能者は申請方法に応じた実費（2500円又は3500円）を負担し、有効期間は10年。
- 将来的には技能者の技能に応じた色分けを検討。当面は登録基幹技能者をゴールドカードとする。



4. 事業者のシステム利用・情報閲覧の範囲

- 事業者がシステムを利用する際は、事業者の資本金に応じた登録料や利用の程度に応じた利用料の負担が必要。
- システム利用料を負担した他の建設事業者は技能者本人及び所属事業者が同意した範囲内で技能者情報の閲覧が可能。

5. システムの運営主体・普及目標

- 運営主体は（一財）建設業振興基金。
- 運用開始後1年で約100万人の登録を目指し、開始後5年を目途に全ての技能者の登録を目指す。

システムの普及目標

- 「全ての技能者、事業者の登録と全ての現場での就業履歴の蓄積」を目指す。
- 具体的には、初年度100万人の技能者登録、5年で全ての技能者、事業者の登録を目指す。

技能者の利用料金

【インターネット申請の場合】
2,500円

【郵送・窓口申請の場合】
3,500円

・カードの**有効期間は10年**
(Eレベルについては3年)

※ Eレベル：本人確認書類未提出者

※有効期間内にカードの紛失、破損等があった場合、発送費を含む実費相当（約1,000円）で再発行予定。

事業者の利用料金

【料金体系】

料金の種類		設定方法	支払い	対象
①事業者登録料		資本金	5年毎	全事業者（個人事業主を含む）※
システム 利用料	②管理者ID利用料	管理者IDの利用数	毎年	全事業者（個人事業主を含む）
	③現場利用料	技能者の就業履歴回数	毎年	元請として現場を登録する事業者

※事業者登録料については、一人親方は無料。

①事業者登録料（5年ごと）

資本金	新規・更新（円）
500万円未満	3,000
500万円以上1,000万円未満	6,000
1,000万円以上2,000万円未満	12,000
2,000万円以上5,000万円未満	24,000
5,000万円以上1億円未満	30,000
1億円以上3億円未満	60,000
3億円以上10億円未満	120,000
10億円以上50億円未満	240,000
50億円以上100億円未満	300,000
100億円以上500億円未満	600,000
500億円以上	1,200,000

※一人親方は無料。 ※消費税（8%）を含む。

②管理者ID利用料（毎年）

ID数	料金
1	2,400

※以降、1IDごとに2,400円。

・管理者IDの取得により、事業者情報の管理、現場の登録、技能者情報の閲覧、帳票出力が可能。

③現場利用料（毎年）

就業履歴回数	料金
1回	3円

・現場に入場する人日単位で課金

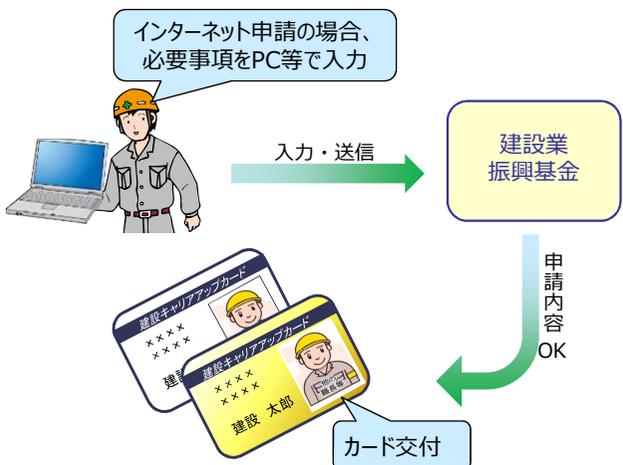
① システムの利用にあたっての登録

② 現場におけるシステムの利用

③ システム利用の効果

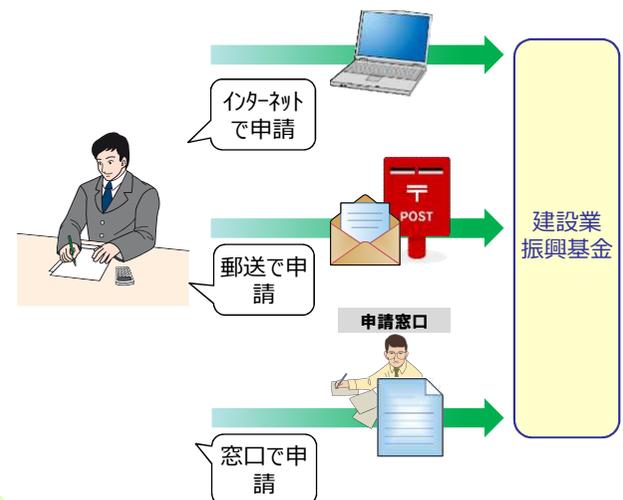
技能者

- インターネット、郵送、窓口のいずれかで申請
※所属事業者等による代行申請可



事業者

- インターネット、郵送、窓口のいずれかで申請

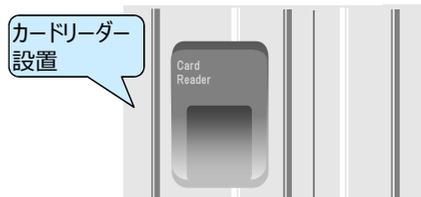


元請事業者

- 現場開設時に現場情報を登録



- 現場にカードリーダーを用意



技能者

- 現場入場時にカードをカードリーダーで読み取り



技能者

- 就業実績がシステムに蓄積される

建設太郎 / 技能者就業履歴			
現場名	就業年月	就業日数	立場
○○ビル	2016.06	10日	職長
△△マンション	2016.06	4日	作業責任者
□□ビル	2016.06	8日	
合計		22日	

[活用例1]

- ・自身の経歴等が簡単に一覧できるようになり、更なる技能の研鑽につなげていくことができる。
- ・再入職する際に、自身の技能や就業履歴を証明できる。
- ・将来的にシステムに蓄積されたデータを基に統一的な技能者の能力評価基準や技能・職歴などに応じたきめ細かな賃金体系の検討を進める（労務単価への反映も視野）

元請事業者・上位下請事業者

- 技能者本人が現場に入場中（工事期間中）は技能者情報が閲覧可能

現場名	発注者	技能者
Aビル	○×建設	建設 次郎
B道路	○×建設	建設 太郎
C住宅	○×建設	建設 三郎

[活用例2]

- ・複数の現場における技能者の就業状況や現場状況をシステムで確認（日単位）できるようになる。
- ・工事完了後であっても、現場の入場実績を確認できるため、現場のコンプライアンスやトレーサビリティの確保が期待できる。
- ・元請事業者は交付する建退共の証紙の必要枚数の確認、技能者は手帳への貼付け状況の確認が容易になる。

3 稼働中の現場における元請、上位下請閲覧ページ（イメージ）

稼働中の現場における元請事業者、上位下請企業は

- ・ 自社に関する現場を一覧表示 (①) でき、選択により現場情報 (②) を閲覧できる
- ・ 現場に入退場する技能者の情報を一覧表示 (③) できる
- ・ 一覧から選択して技能者情報・就業履歴情報を閲覧できる (1-①, ②へ)
- ・ 有資格者数、社会保険加入率などを集計できる機能 (④) も検討

※ 工事期間中のみ閲覧可能

① 自社に関する現場一覧

自社に関する現場一覧		
雇用事業者	〇〇建設(株)	
就業年月	自 2019/6/1 至 2019/6/30	
現場名	住所	元請名
△△ビル新築工事	東京都〇〇区〇〇〇〇1-23	〇〇建設
××ビル新築工事	東京都□□区××2-4	××JV
□□マンション改修	東京都△△市△△6-1	△△建設

② 現場情報

現場情報	
現場ID	123456789012
現場名	△△ビル新築工事
住所	東京都〇〇区〇〇〇〇1-23-4
元請名	〇〇建設
発注者	△△プロジェクト
工期	2015.04 ~ 2016.07
工事内容	建築
用途	事務所
構造	S造
階数	〇階
土木	
工程	工法
概要	

③ 技能者情報一覧

作業員履歴一覧情報									
元請上位事業者	〇〇建設(株)								
現場名(場所)	△△ビル								
就業年月	自 2019/6/1 至 2019/6/30								
事業者名	技能者名	就業日数	作業内容等	立場	資格	研修受講歴	健康診断受診	社会保険加入	建退共加入
〇〇建設(株)	〇〇 〇男	11	大工工事		〇	〇	〇	〇	〇
〇〇建設(株)	建設 太郎	10	大工工事	作業責任者	〇	〇	〇	〇	〇
〇〇建設(株)	〇〇 〇美	20	大工工事		〇	〇	〇	〇	〇
××工務所	□□ 〇郎	10	大工工事	作業責任者	〇	〇	〇	〇	〇
××工務所	□□ 次郎	20	大工工事	作業責任者	〇	〇	〇	〇	〇
××工務所	□□ 次郎	20	設備設置工事		〇	〇	〇	〇	〇
××工務所	□□ 次郎	20	大工工事		〇	〇	〇	〇	〇
計	〇 現場	111							

④ 技能者情報の集計

入場中技能者情報	
所属技能者数	〇人
有資格者数	〇人
登録基礎技能者	〇人
技能士	〇人
免許・資格	〇人
技能講習	〇人
特別教育	〇人
その他受講歴	〇人
保険加入率	〇% 3保険加入
健保	〇% 適用除外を除く
年金	〇%
雇用	〇%
建退共加入者	〇人
中退共加入者	〇人

一覧から選択して技能者情報・就業履歴情報を閲覧できる (1-①, ②)

4 システムに登録した事業者の閲覧（イメージ）

システムに登録した事業者は

- ・ 他社の事業者情報 (①) を閲覧できる
- ・ 本人及び所属事業者が同意した範囲で、所属技能者一覧 (②)、技能者情報 (③)、就業履歴情報 (④) を閲覧できる

① 事業者情報（他社）

事業者情報(他社情報)	
事業者ID	123456789012
商号・名称	〇〇建設(株)
代表者名	〇〇 〇太郎
所在地	東京都〇〇市 〇〇〇〇-1-23-4
電話番号	03-1234-1234
建設業許可(業種・番号・年月)	123456 13 東京都知事 H29年07月10日まで
特 土 建 鋼 舗	般 大 と 石 屋 夕 内 園 水
社会保険加入情報(整理記号等)	
健保	〇 協会健保 12345678
年金	〇 厚生年金 12345678
雇用	〇 --- 13201-912342
労災	〇 --- 13101-912345-000
退職金共済	
建退共	〇 共済契約者番号 6398765
中退共	--- 共済契約者番号 5098765
表彰	優良専門業者表彰 H20年07月01日

② 所属技能者一覧（同意している時）

所属技能者一覧・選択						
雇用事業者 〇〇建設(株)						
ID	氏名	性別	職種	年齢	健保	保険年
123456789012	建設 太郎	男	1 建築大工	46歳	〇	〇
123456789012	〇〇 〇男	男	2 経天・鋼製下地	52	〇	〇
123456789012	〇〇 〇次郎	男	1 建築大工	42	〇	〇
123456789012	〇〇 〇彦	男	1 建築大工	31	〇	〇
123456789012	〇〇 〇美	男	1 建築大工	24	〇	〇

本人及び所属事業者が同意した範囲で技能者情報・就業履歴情報を閲覧 (一部のみ表示)

※他社が閲覧する場合、番号の漏洩防止のため、社会保険加入状況、退職金共済の情報は一部のみ表示

③ 技能者情報（同意している時）

本人情報		証 開
ID	123456789012	■ ■
氏名	建設 太郎	☑ ■
通称		☑ ■
生年月日	S45 1970/07/07	☑ ☑
年齢	46歳	☑ ☑
性別	男	☑ ☑
住所	東京都〇〇市 〇〇〇〇-1-23-4	☑ ☑
電話番号	03-1234-5678	■ □
緊急連絡先	03-1234-1234	■ □
FAX	03-1234-5679	■ □
メール	〇〇@〇〇.co.jp	■ □
国籍	日本	☑ ■
在留期間	--	☑ ■

④ 就業履歴情報（同意している時）

技能者就業履歴			
ID: 123456789012			
氏名: 建設 太郎			
期間: 2019年6月01日~2019年6月30日 ※			
雇用事業者	現場名	就業年月	就業日数
〇〇建設(株)	東京都〇〇区 △△ビル	2016.06	10日
〇〇建設(株)	東京都△△市 □□マンション	2016.06	4日
〇〇建設(株)	東京都□□区 ××ビル	2016.06	8日
計	3現場		22日

※本人もしくは所属事業者が同意していない時は閲覧不可

カードリーダーの設置例

現場設置型



盤サイズ：500×500×200

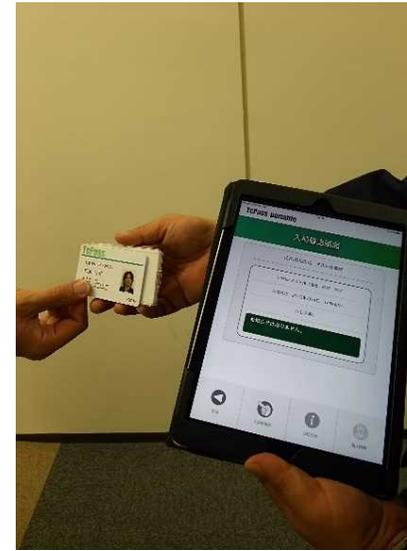


盤改良型

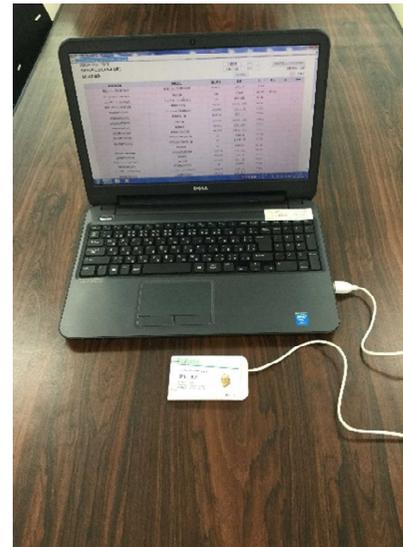
サイズ：340×206×125

他314×355×144の通信ユニット有

携帯・簡易型



iPadとBluetooth接続の
カードリーダーを用いた認証



PCにUSB接続のカード
リーダーを用いた認証

- ・建設キャリアアップシステムでは、技能者本人の申請により、運営主体が、技能者本人の保有する資格や免許などの情報をシステムに登録。
 - ・登録された資格や免許などの情報は、技能者情報として閲覧が可能。
- ※現場で蓄積された就業履歴については、就業履歴情報に表示され、閲覧が可能。

技能者が申請する内容(資格等)

入力情報	項目	記載例
資格 (取得年月日・登録年月日・有効期限年月日のいずれか一つ記入)	保有資格① 資格名	資格名:登録〇〇基幹技能者 更新年月日:2016年10月10日
	保有資格① 取得年月日	
免許 (取得年月日・登録年月日・有効期限年月日のいずれか一つ記入)	保有資格① 資格名	
	保有資格① 取得年月日	
技能講習 (取得年月日・登録年月日・有効期限年月日のいずれか一つ記入)	保有資格① 資格名	
特別研修 (取得年月日・登録年月日・有効期限年月日のいずれか一つ記入)	保有資格① 資格名	
特別研修 (取得年月日・登録年月日・有効期限年月日のいずれか一つ記入)	保有資格① 取得年月日	
研修受講履歴(複数登録可)	研修① 研修名	〇〇主任者
	研修① 受講年月日	2014年5月15日
表彰(複数登録可)	表彰① 名称	建設マスター
	表彰① 表彰年月日	2016年10月16日
職種(複数選択可)	職種	型枠
経験年数(職歴なども記載可能)	経験記入欄(技能者本人記入用)	型枠工事を20年。
	経験記入欄(所属事業者記入用)	この技能者は型枠工事を20年経験したことを証明します。

登録までの経験

技能者情報の閲覧イメージ

登録された資格、免許などの名称や取得等の年月日が閲覧可能

本人情報		No.1-1
ID	123456789012	
氏名	建設 太郎	
生年月日	S45 1970/07/07	
年齢	46歳	
性別	男	
経験年数	20年	
住所	東京都〇〇市 〇〇〇〇-1-23-4	
電話番号	〇〇-1234-5678	

登録

登録された表彰の名称と受賞年月日が閲覧可能

職種		
左官工		
保有資格		
登録基幹技能者講習	登録左官登録基幹技能者	2013.12.20
技能検定	一級左官技能士	2005.03.20
建築士	二級建築士	2012.01.18
技能講習	足場の組立て等作業主任者	2000.04.05
特別教育	ロープ高所作業	2000.02.17
表彰実績		
優秀施工者国土交通大臣顕彰		2014.10.20

【就業履歴情報の閲覧イメージ】

技能者就業履歴							No.2-1
ID: 123456789012							
氏名: 建設 太郎							
期間: 2019年6月01日～2024年5月31日							
所属事業者	現場名	就業年月	就業日数	職種	立場	作業内容	
〇〇建設(株)	東京都〇〇区 △△ビル	2019.06	10日	左官工		壁塗り作業	
〇〇建設(株)	埼玉県××市 〇〇マンション	2019.08	18日	左官工	職長	吹き付け作業	
〇〇建設(株)	千葉県〇〇市 ××アパート	2020.04	10日	左官工	職長	壁塗り作業 吹き付け作業	
計 84現場			1245日				

現場で蓄積された就業履歴の合計日数

(参考)技能者が保有する資格等の一覧

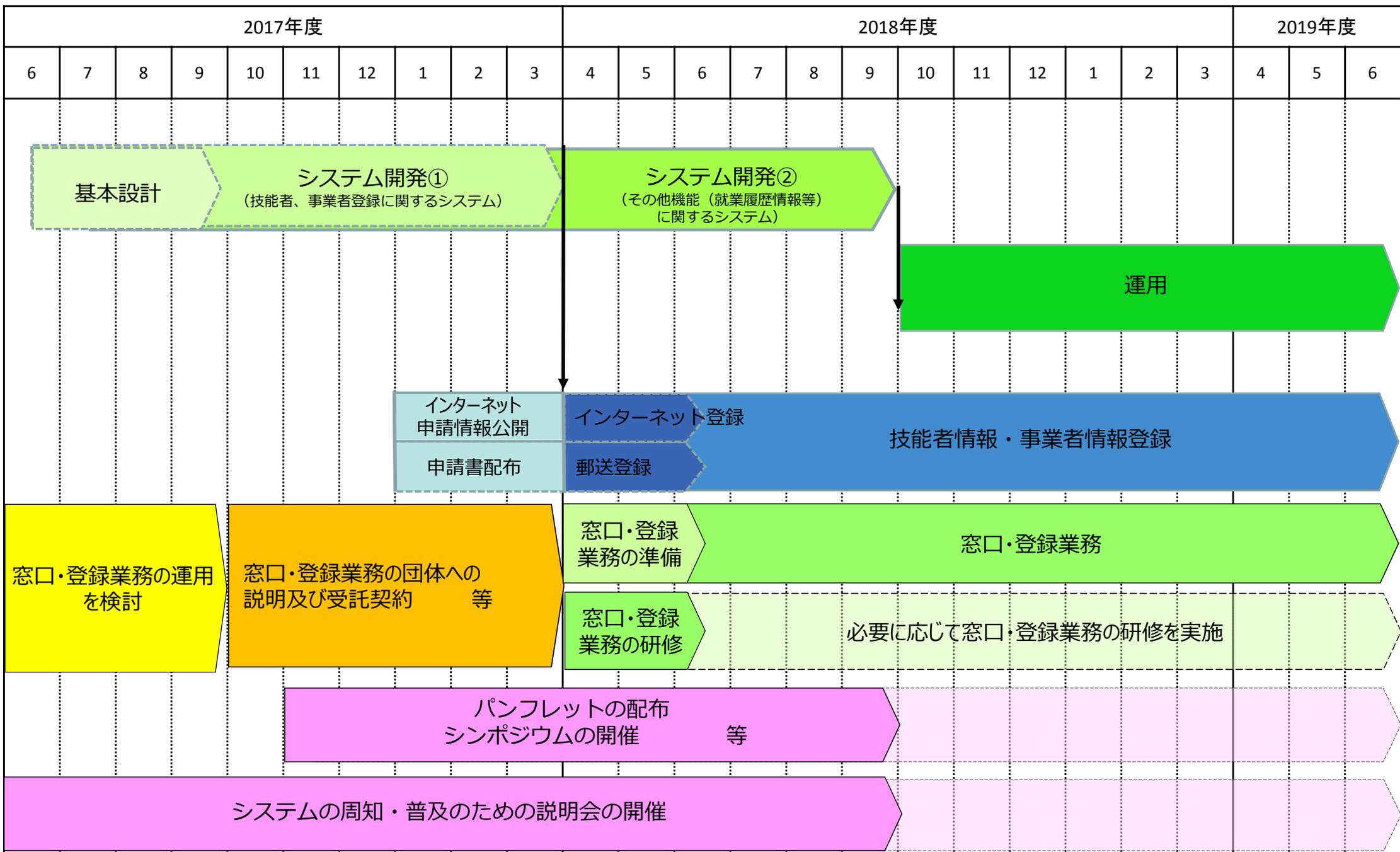
資格・免許：

名称	
登録基幹技能者	高圧室内作業主任者
技能士	エックス線作業主任者
監理技術者資格者	ガンマ線透過写真撮影作業主任者
建築士	鉄骨製作管理技術者
施工管理技士	特別級溶接管理技術者
技術士	溶接管理技術者
コンクリート技士	建築鉄骨製品検査技術者
コンクリート診断士	建築鉄骨超音波検査技術者
プレストレストコンクリート技士	継手管理技士
フレシネー技士	ガス圧接
地すべり防止工事士	非破壊検査技術者
推進工事技士	建築高力ボルト接合管理技術者
液化石油ガス設備士	空港保安警備業務
冷凍空調技士	工事管理者(鉄道)
放射線取扱主任者	軌道工事管理者
核燃料取扱主任者	軌道機械操作者
原子炉主任技術者	線路検修責任者
放射線取扱主任者	線閉責任者
不動産鑑定士	土木検修責任者
宅地建物取引士	軌陸作業責任者
マンション管理士	特殊運転者
ビル経営管理士	重機械運転者
土地家屋調査士	列車見張員
土地区画整理士	踏切監視員
土地改良換地士	見張員
賃貸不動産経営管理士	鉄道建設工事技術講習
再開発プランナー	自動車運転免許
不動産コンサルティングマスター	自動二輪車運転免許
CASBEE不動産評価員	自動車整備士
測量士	クレーン・デリック運転士
潜水士	移動式クレーン運転士
港湾潜水技士	揚貨装置運転士
	小型船舶操縦士
	下水道技術検定
	ダム工事総括管理技術者
	鉄骨工事管理責任者
	解体工事施工技士
	海上起重作業管理技士
	あと施工アンカー技術管理士
	認定コンストラクションマネージャー
	CASBEE建築評価員
	CFT造施工管理技術者
	免震部建築施工管理技術者
	応急危険度判定士
	建築コスト管理士
	建築積算士
	建築基準適合判定資格者
	特殊建築物調査員
	海上工事施工管理技術者
	水産工学技士
	建築設備士
	消防設備士
	消防設備点検資格者
	電気工事施工管理技士
	電気工事士
	電気主任技術者
	電気通信主任技術者
	電気通信設備工事担当者
	計装士
	特殊電気工事資格者
	蓄電池設備整備資格者
	可搬消防ポンプ等整備資格者
	ボイラー技士
	ボイラー溶接士
	ボイラー整備士
	冷凍機械責任者
	高圧ガス製造保安責任者
	高圧ガス販売主任者
	あと施工アンカー施工士
	無線通信士
	無線技士
	火薬取扱保安責任者
	発破技士
	危険物取扱者
	上級鉱山保安技術職員
	坑外保安係員(鉱山・炭坑)
	汽缶係員
	火薬係員
	発破係員
	溶接係員
	砂利採取業務主任
	採石業務管理者
	防火管理者
	防火対応物点検資格者
	防災管理者
	交通誘導警備業務検定
	施設警備業務検定
	公害防止管理者
	特別管理産業廃棄物管理責任者
	廃棄物処理施設技術管理者
	増改築相談員
	屋外広告士
	土壌汚染調査技術管理者
	土壌環境監理士
	土壌環境保全士
	土壌環境リスク管理者
	環境社会検定
	環境計量士
	地質調査技士
	応用地形判読士
	地質情報管理士
	建築物環境衛生管理技術者
	貯水槽清掃作業監督者
	清掃作業監督者
	空気環境測定実施者
	防除作業監督者
	統括管理者
	ダクト清掃作業監督者
	排水管清掃作業監督者
	空調給排水管理監督者
	水質検査実施者
	港湾海洋調査士
	港湾海洋調査士補
	建設業経理士
	情報処理技術者
	日商簿記
	エネルギー管理士
	福祉住環境コーディネーター
	インテリアコーディネーター
	インテリアプランナー
	マンションリフォームマネージャー

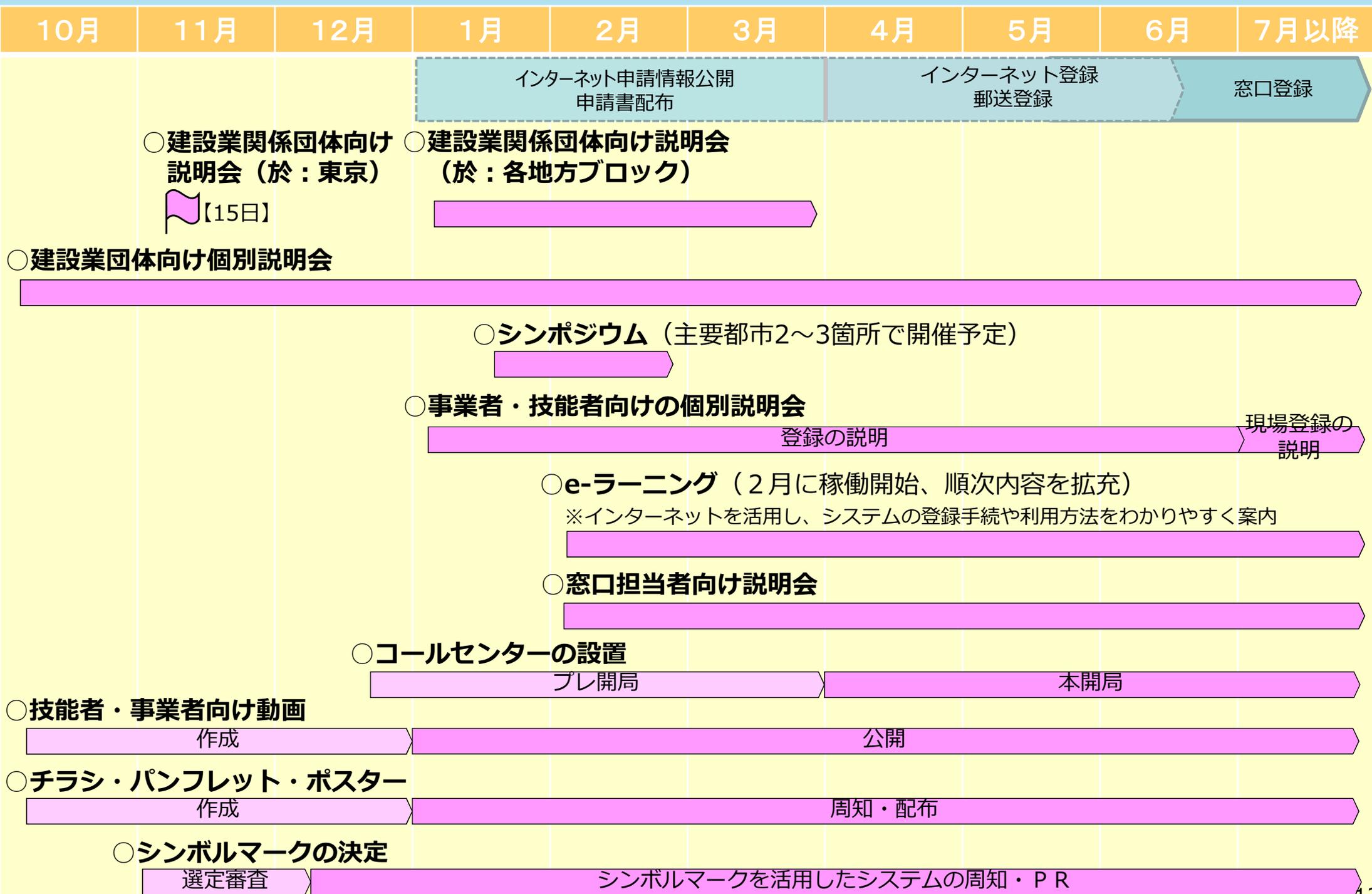
技能講習：技能講習（作業主任者や車両の運転など）

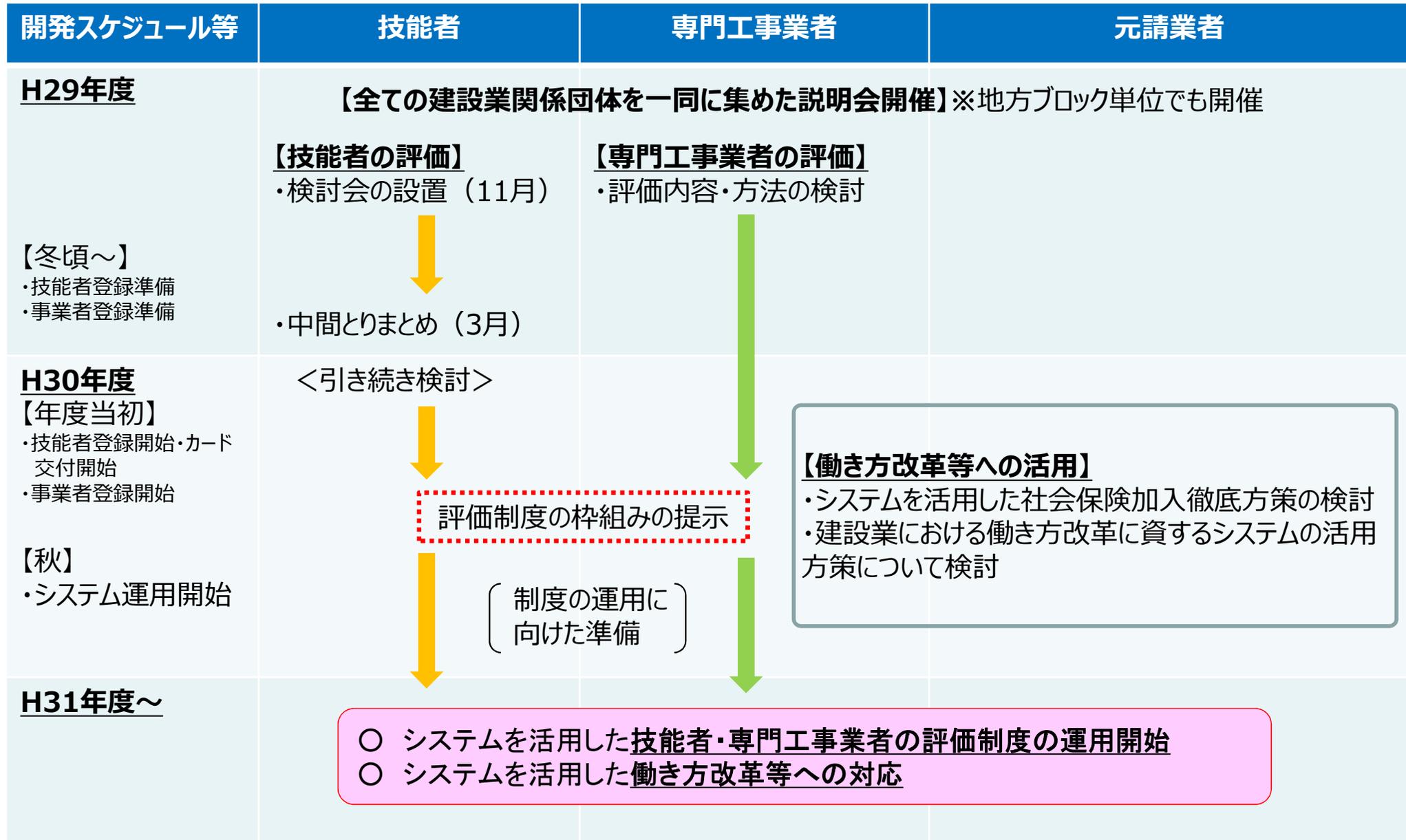
特別講習：特別教育、職長教育、安全管理者、安全衛生推進者、安全衛生責任者、
ずい道等救護技術管理者

建設キャリアアップシステムの開発スケジュール



建設キャリアアップシステムの周知・普及について





【厚生労働省との連携】・システムを活用して技能者の処遇改善を図る取組を行う事業主に対する支援策について、当該取組の効果（能力開発促進、賃金向上など）を見極めながら、厚生労働省と検討を進める。
 ・建退共制度の一層の活用に向け、建退共における電子申請方式の導入に向けた動きと連携して検討を進める。

建設キャリアアップシステムを活用した技能者の処遇改善に向けた取組

- ・建設キャリアアップシステムの導入で確認が可能となる、技能者の保有資格及び就業履歴のデータを活用し、個々の技能者の知識や技能と組み合わせた「能力評価基準」を策定する。
- ・この能力評価基準に基づいて技能者を評価する枠組みを構築し、レベルに応じてキャリアアップカードを色分けすることで、技能者の技能や経験に応じた処遇の実現に向けた環境整備を行う。
- ・更に、この技能者の能力評価基準と連動した専門工事企業の施工能力の見える化を進め、良い職人を育て、雇用する専門工事業者が選ばれる環境を整備する

能力評価基準の要素

- 保有資格（キャリアアップシステムに登録される）
- 就労実績（キャリアアップシステムに蓄積される）
- 職種に応じた知識・技能 等

これらを組み合わせて評価

※カードのカラーはイメージ

評価基準に合わせてカードを色分け

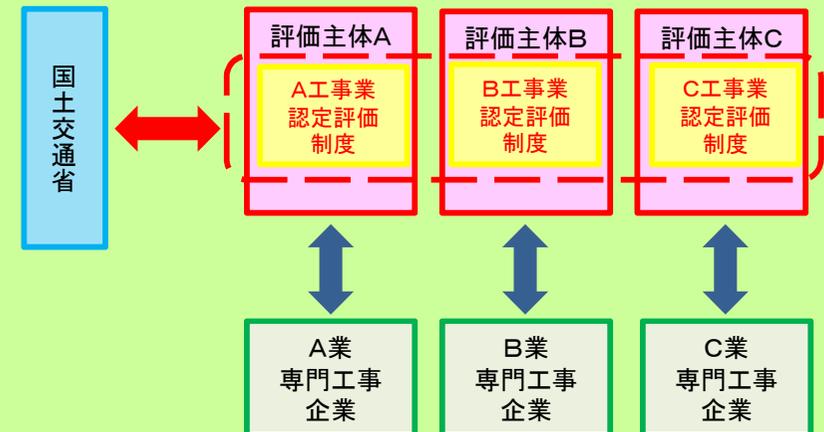


専門工事企業施工能力の見える化のイメージ

【見える化の対象項目（イメージ）】

- 所属する技能者の人数・評価
※建設キャリアアップシステムに基づく技能者の能力評価と連動
- 建機の保有状況
- 安全性（無事故期間 等）
- 処遇・福利厚生（社会保険等への加入状況 等）
- 人材確保・育成（研修制度 等）
- 地域貢献（災害復旧、地域活動への貢献 等）
- 経営状況
- その他

（将来的なイメージ）



※評価主体としては、専門工事業団体等が考えられる。

※各評価主体が行う企業評価の項目や手法についてガイドラインで定める。

現場管理の効率化等

現場管理の効率化等

Aビル

B道路

C住宅

作業員履歴一覧情報
元請上位事業者 □建設(株)
現場名(場所) Aビル

事業者名	技能者名	就業日数	立場	資格	健康診断受診	社会保険被加入	建退共加入
〇〇建設(株)	〇〇 〇男	11			〇	〇	〇
〇〇建設(株)	建設 太郎	10	作業責任者	〇	〇	〇	〇
〇〇建設(株)	〇〇 〇美	20			〇	〇	〇
××工務所	□□ 〇郎	10	作業責任者	〇	〇	〇	〇
××工務所	□□ 次郎	20	作業責任者	〇	〇	〇	〇
××工務所	□□ 次郎	20	作業責任者	〇	〇	〇	〇
計		91					

☆現場における技能者の資格の保有状況や**社会保険の加入状況**をシステムで簡便に確認できる

☆工事完了後であっても、どの現場にどの技能者が入場したか確認が可能であり、現場のコンプライアンスの確保やトレーサビリティの確保につながる。

建退共証紙事務の合理化

システム画面のイメージ (本人情報)

本人情報

0123456789
建設 太郎
S60/07/01
男
03-xxxx-xxxx

就業履歴

- 〇〇建設(株)
- ・△△ビル建設工事

就業日数 計〇〇日

保有資格

- ××× 資格
- 〇〇〇 研修受講

比較・確認

就労日数を把握・確認

☆システムに蓄積された技能者の就労実績を活用し、元請けは交付する証紙の必要枚数の確認、技能者は**手帳への貼付け状況の確認が容易**に

☆建退共制度については、証紙に替え、電子的に就労実績を把握する方式も建退共本部で検討を進める予定(※)
※併せて技能者のスキルに応じ、現在の掛金より高額の掛金の設定も検討予定

技能者のスキルの確認

本人情報

0123456789
建設 太郎
S60/07/01
男
03-xxxx-xxxx

就業履歴

- 〇〇建設(株)
- ・A市住宅建設工事
- ・X市住宅建設工事

就業日数 計〇〇日

保有資格

- ××× 資格
- 〇〇〇 研修受講

技能者の技能や経歴を顧客にアピール

技能者の経験や資格取得状況を確認

☆技能者の採用時などに現場の経験や資格取得状況を簡易に確認できるようになる。

☆事業者情報を閲覧することで、優れた技能者を雇用する事業者の選定などに活用できる(※)。

※技能者の就業履歴情報の閲覧には雇用事業者及び技能者本人の同意が必要

☆建設に携わった技能者の技能経歴を顧客にPRできる

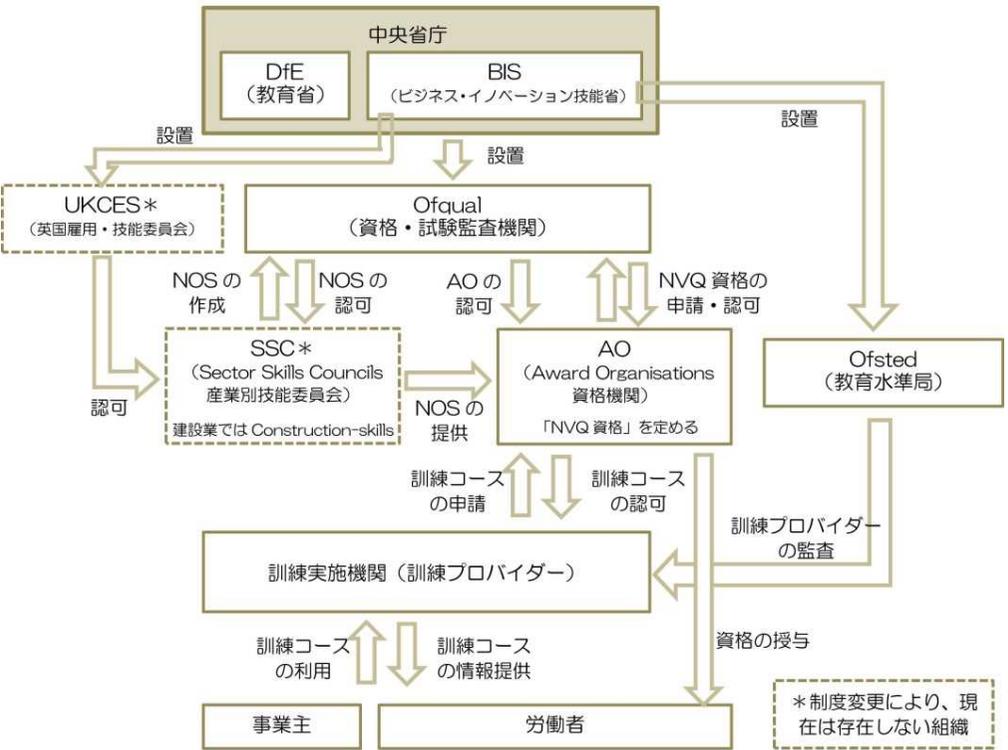
※その他、技能者の処遇の改善につながる事項について、厚労省と連携して検討を進めていく予定。

諸外国における能力評価制度について

制度の概要

- 英国政府は全産業を対象にした5段階の能力レベル (NVQ) を定めている。
- 産業別技能委員会 (SSC。業界団体等も参画) は、NVQを踏まえ、各職種に求められる知識や技能等の水準 (NOS) を定め、政府機関 (Ofqual) の認可を受ける。
- 資格の授与は政府から認可を受けたAOと呼ばれる資格機関が行い、AOはNVQのレベルとNOSを組み合わせた資格 (NVQ資格) を作成し、政府機関の認可を受ける。
- NVQ資格は職種ごとに求められる能力の水準と訓練プログラムで構成され、その取得には訓練プロバイダーと呼ばれる機関が提供する訓練プログラムの修了が必要であり、修了考査も当該プロバイダーが行う。
- 訓練プロバイダーに対しては、適切な訓練を担保するため、別の政府機関からの監査を受ける仕組みとなっている。

制度の実施体制



根拠法：徒弟制度、技能、子ども及び学習に関する法規2009年 (制度を運営するOfqualの法的な位置づけ)

NVQレベル 職業に共通して必要とされる能力とレベル (1986年導入)

レベル	必要とされる能力
NVQレベル5	予測困難な事態に対応でき、人材・資材の配置について高度な責任が求められる。計画、設計、実行、評価、分析、判断の確実な能力が求められる。
NVQレベル4	複雑で技術的・専門的な作業ができ、仕事に対して相当高い責任と自主性が求められる。他の作業員の仕事に対する責任や人材・資材の配置についての責任も求められる。
NVQレベル3	非定型で複雑な作業に対応でき、仕事に対してかなりの責任と自主性が求められる。作業指導など、監督的な能力もしばしば求められる。
NVQレベル2	ルーチンワークのほか、ある程度の変化のある作業もできる。仕事に対する責任と自主性も多少求められる。
NVQレベル1	主に予測できる決まった作業 (ルーチンワーク) ができる。

- 目的
- ① 資格の標準化と質の確保を図る。
 - ② 職場での労働者の能力評価を重視する。

NOS 職種固有に求められる職業能力の基準

- 建設関連職種においては、
 - ① 図面や仕様書等作業関連情報の解釈
 - ② 安全で身体に害のない作業慣行の採用
 - ③ 適切な道具、素材、部材の選択
 - ④ 当該職種に求められる技能
 について、知識や技能等の水準が定められている。

イギリスのNVQ資格制度から得られる技能者評価への示唆

[公的な関与に基づいた資格制度となっている]

- NVQにおける5段階のレベル分けについては、政府により全職種を対象として定められており、具体的な資格の付与を行うAO及びAOが定めるNVQ資格についても、政府機関の認可を受けることとなっている。
- また、訓練プログラムを提供する訓練プロバイダーについても、政府機関の監査を受けることとなっている。

[業界の実態を踏まえた資格制度となっている]

- 業種ごとに求められる知識や技能の水準 (NOS) はNVQを踏まえて業界団体等が参画するSSCが作成しており、政府の認可を受けることになっている。

[資格が示す技能者の能力・客観性の確保]

- 資格の授与にあたり、AOから認可を受けた訓練プログラムの受講が必要とされており、通常、事業者のOJTを通じてスキルが上昇することが期待されている。
- 技能者を雇用する事業者ではなく、第三者である訓練プロバイダーの審査によって資格の授与が決定され、評価にあたっての客観性が担保される仕組みとなっている。

[NVQ資格における一人前の技能者]

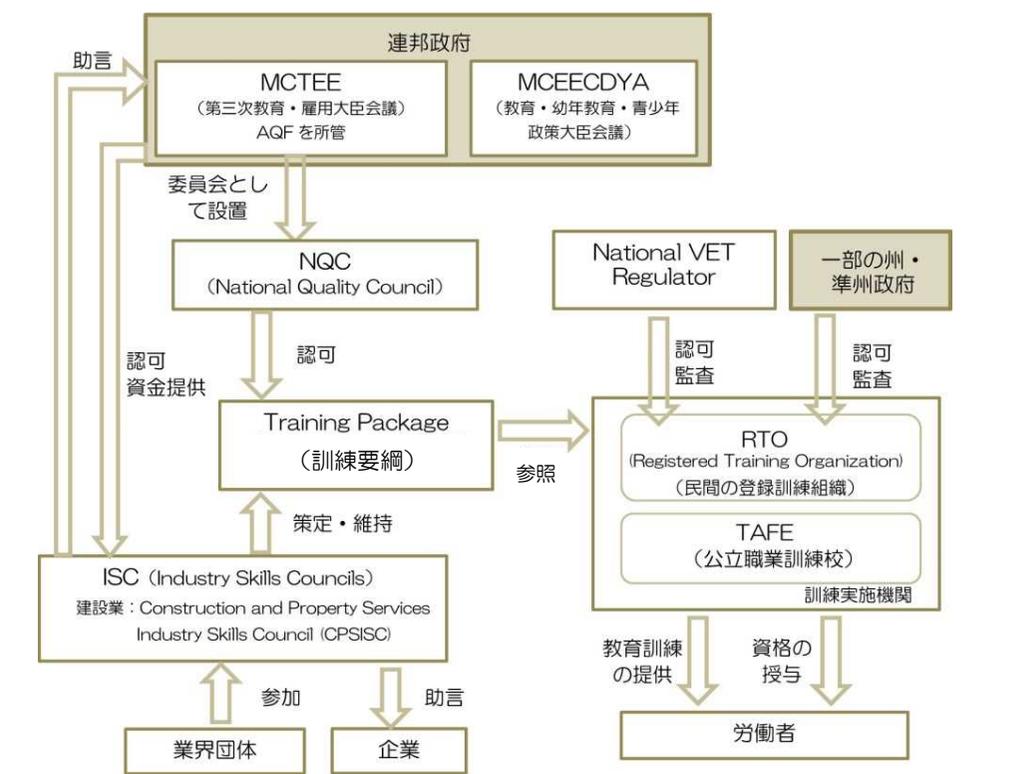
- 新規入職後、最初に発行されるCSCSカードは「訓練中 (「TRAINEE」「APPRENTICE」)」の表示であるが、NVQレベル2の資格を取得することで、保有するCSCSカードの表示が「技能者 (SKILLED WORKER)」となり、一人前の技能者として認知される。なお、カード色も赤から青へと変わる。



制度の概要

- ・オーストラリア政府は普通教育（後期中等教育（高校）から大学まで）・職業教育について10段階のレベル（AQFレベル）を定めている。
- ・産業別に認可された主体（ISC。業界団体等が参画）が、各職種に求められるスキル、知識及びその達成度の評価基準等をまとめた訓練要綱（Training Package）を定め、政府委員会（NQC）の認可を受ける。
- ・政府機関（National VET Regulator）、又は一部の州・準州政府から認可を受けた民間の登録訓練組織（RTO）及び公立職業訓練校（TAFE）が、Training Packageに定められたスキル、知識、その達成度の評価基準を参照してAQFレベルに対応した資格を作成する。
- ・資格は職種ごとに求められる能力の水準と訓練プログラムで構成され、その取得にはRTO、TAFE等の訓練実施機関が提供する訓練プログラムの修了が必要であり、修了考査も当該訓練実施機関が行う。
- ・訓練実施機関は、適切な訓練を担保するため、政府機関等からの監査を受ける仕組みとなっている。

AQFにおけるVETセクターの実施体制



・AQFは学校教育セクター、職業教育訓練（Vocational Education and Training, VET）セクター、高等教育セクターに分かれている。上の図はVETセクターの実施体制を示す。
 ・2017年現在、体制が変更されており、ISCに代わって6つのSSOがtraining packageの策定を行っている。（建設業はartibus）

AQFレベルの例

レベル	概要	知識	スキル	知識・スキルの応用
3	仕事や学習のための理論的、実践的な知識とスキルを備えている。	特定の職務や学習において必要となる技術、手順、理論に関する知識を持つ。	特定の分野において、状況認識力、技術力、コミュニケーション力を用い、手段、道具、材料、情報等を用いて、次のことができる。 ・定型業務完成。 ・予測可能な問題に加え、ある程度の予測不能な問題への解決方法を示す。	安定した作業環境において、判断力、自律性により、限定的な責任の範囲内で、知識・スキルを発揮する。

・AQFはレベル1～レベル10の10段階であり、VET（Vocational Education and Training）セクターはレベル1～6、レベル8の資格を作成している。

出典）The Australian Qualifications Framework Second Edition 2013

Training Packageを構成する文書及び内容

	Training packageを構成する文書	文書の内容
認可内容	コンピテンシースタンダード	職種に必要とされるスキル、知識を細かく分解して定義する
	アセスメントガイドライン	必要とされるスキルの達成度について、認定するためのガイドラインを示す
	資格認定フレームワーク	職種に必要とされるスキル、知識と、資格との対応付けを定める
補助資料	訓練の戦略	訓練のカリキュラム等
	アセスメント用文書	認定のための補助文書
	トレーナー向け文書	訓練の開発のための文書

出典）Training Package for the building and Construction Industry

オーストラリアのAQF制度から得られる技能者評価への示唆

[公的な関与に基づいた資格制度となっている]

- AQFにおける10段階のレベル分けについては、政府により学校教育・職業教育を対象として定められており、職業教育セクターでは、レベル1～6及びレベル8に対応する資格を作成している。
- 訓練実施機関が資格を作成する際には、政府機関が認可した訓練要綱 (Training Package) を用いることとされている。
- また、訓練を提供する民間の登録訓練組織 (RTO) は、政府機関の監査を受けることとなっている。

[業界の実態を踏まえた資格制度となっている]

- 訓練要綱 (Training Package) は、政府が認可するISC が雇用主、労働組合、業界団体等からの訓練ニーズに関する情報を収集して策定等を行う仕組みとなっており、訓練内容や資格が示す能力について、業界の実態が反映可能な体制となっている。

[資格が示す技能者の能力・客観性の確保]

- 政府が示すAQFレベルは、知識、スキル、現場の状況に応じた判断力等について定められている。
- 資格の授与にあたり、認可を受けた民間の登録訓練組織 (RTO)、公立職業訓練校 (TAFE) での訓練プログラムの受講が必要とされており、政府機関の認可を受けた訓練要綱に沿った訓練プログラムの受講により職務に必要な知識、スキルを習得することが期待されている。
- 技能者を雇用する事業者ではなく、第三者である訓練実施機関の審査によって資格の授与が決定され、評価にあたっての客観性が担保される仕組みとなっている。

[AQFレベルにおける一人前の技能者]

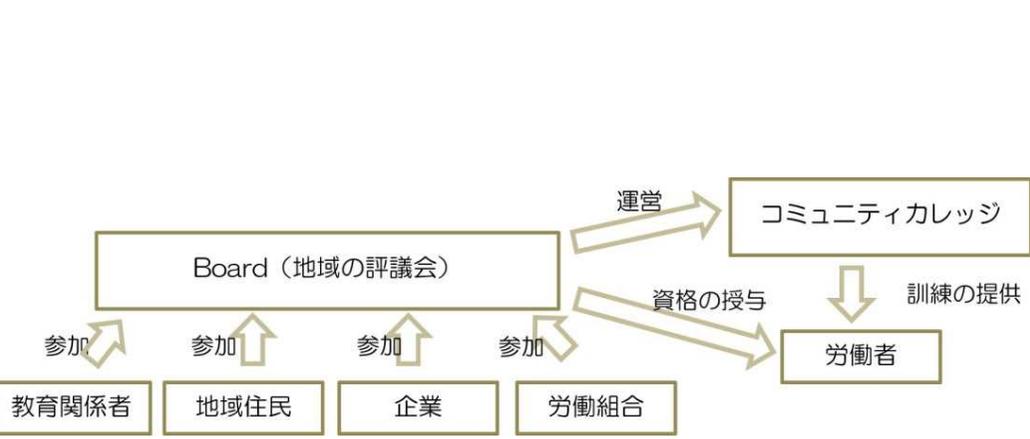
- AQF制度では、事業主及びRTOと徒弟訓練契約を結んだ新規入職者等が、3～4年間の職業訓練 (OJT及びOff-JT) を経て、AQFレベル3の資格取得を目指す方法もあり、レベル3の資格が一人前の技能者の目安と考えられる。

アメリカの職業資格

制度の概要

- ・社会的に労働組合の影響力が大きく、州法等により公共工事への参加要件として労働組合の存在が求められている場合が多い。
- ・国として資格を定めるのではなく、企業や労働組合等が参加する地域のBoardと呼ばれる評議会（州・郡・市等の単位で設置）が、技能に関する訓練内容等について決定し、コミュニティカレッジ（職業訓練校等）において訓練を実施し、評議会が資格を授与する形式が一般的である。
- ・一方、建設関連産業においては、労働組合等が組織されていない新興企業や中小企業等の団体が出資するNCCER（National Center for Construction Education and Research）が中心となった資格制度も存在している。

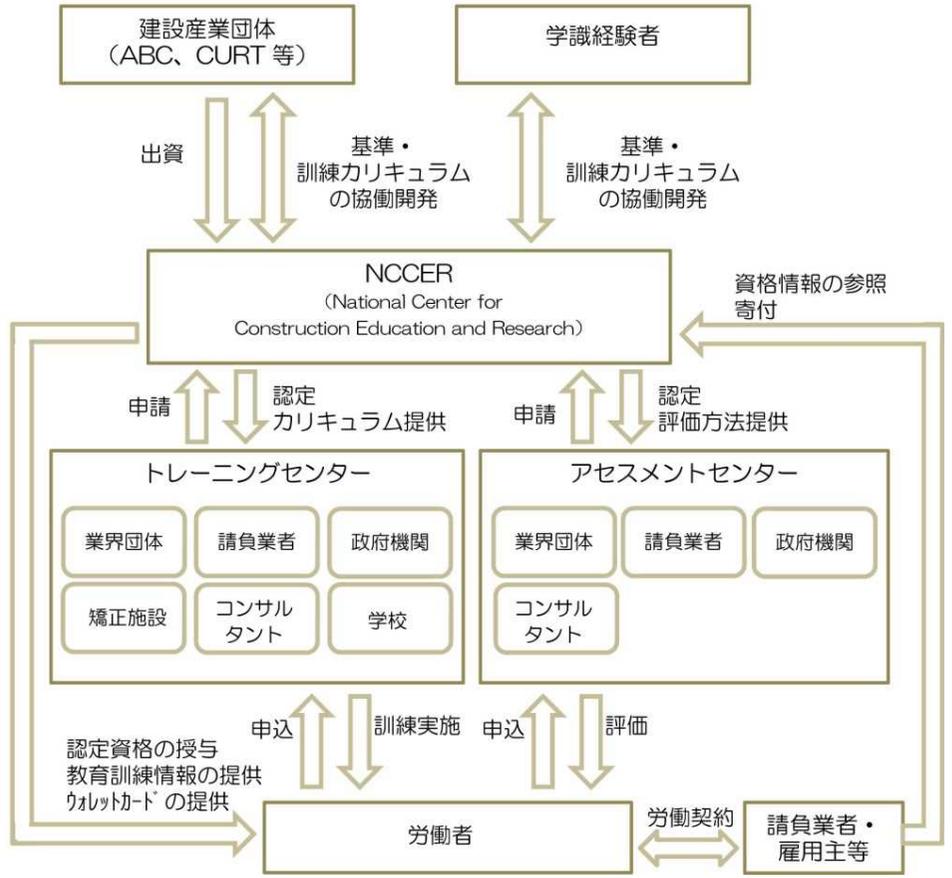
州・郡・市等の評議会（Board）における訓練



【徒弟訓練における一人前の技能者】

- ・新規入職者は、労働組合による一定の賃金保障のもと、現場でのOJT及びコミュニティカレッジでの訓練を通じて、技能を習得する（徒弟訓練）。訓練修了後、評議会や労働組合等が示す基準を満たしている場合、資格が授与され、一人前の技能者（ジャーニーマン）として認知される。

NCCERの認定資格



海外の能力評価制度（まとめ）

海外の能力評価制度から得られる示唆

[公的な関与と客観性の確保]

- ・イギリスのNVQ制度、オーストラリアのAQF制度では、政府により、職種等に共通するレベル分け及びそれに対応する能力が示されている。
- ・職種ごとに求められる能力基準（イギリスではNOS、オーストラリアでは訓練要綱（Training Package））について、政府機関が認可する体制となっている。
- ・訓練及び資格授与を行う機関（AO, 訓練プロバイダー、民間の登録訓練組織）について、政府機関等が認可・監査する体制となっている。

[業界の関与]

- ・職種ごとに求められる能力基準であるNOS、Training Packageは業界が関与して定める仕組みであり、労働者に求められる能力について、業界の実態が反映可能となっている。

[資格が示す技能者の能力]

- ・職種別に示されるNOS、Training Packageには、当該職種の労働者として必要となる知識、スキル（Training Packageには、これに加え、現場の状況等に応じた判断力等）が示されており、訓練プロバイダー、訓練実施機関での訓練を通じてそれらを習得することにより資格が授与される。

国内における建設技能者に関する 資格制度について

国内における建設技能者に関する資格制度

職種固有の技能を全体として計る資格

	登録基幹技能者講習	技能検定
根拠	建設業法施行規則	職業能力開発促進法
概要	工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習（登録基幹技能者講習）を修了した者について、講習実施機関が認定する。	働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する国家検定制度 出典）中央職業能力開発協会 http://www.javada.or.jp/jigyou/gino/giken.html
対象職種	建設関連の職種のうち、講習実施機関として国土交通大臣の登録を受けた専門工事業団体等に関連する職種。	企業横断的・業界標準的な普遍性を有する、技能および知識を客観的に評価できる、対象労働者が全国的に相当数存在する等といった職種。 出典）労働市場政策における職業能力評価制度のあり方に関する研究会資料
現状	33職種（43団体）	128職種（そのうち建設関係の職種は32職種）

●その他として、公的資格（電気工事士等）、業界資格（ガス圧接技量検定）等がある。

特定の危険・有害な作業を行うための資格

	免許	技能講習
根拠	労働安全衛生法	
概要	労働衛生に係る技術的事項を管理する衛生管理者（第12条）、労働者の指揮等を行う作業主任者（第14条）、就業制限業務に従事する者（第61条）の資格要件。	労働者の指揮等を行う作業主任者（第14条）、就業制限業務に従事する者（第61条）の資格要件。
対象作業	<ul style="list-style-type: none"> 安全衛生管理 ～労働者の危険又は健康障害を防止するため措置、等を管理 労働災害を防止するための管理を必要とする作業 ～例）高圧室内作業、ガス溶接作業、 クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるもの ～例）つり上げ荷重5トン以上の移動式クレーンの運転 	<ul style="list-style-type: none"> 労働災害を防止するための管理を必要とする作業 ～例）コンクリート破砕器作業、すい道等の掘削等作業 クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるもの ～例）つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転
現状	20種	37種

●その他として、特別教育がある。～例）つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転の業務に関わる特別教育

国内における建設技能者に関する資格制度 ①登録基幹技能者講習

制度の概要

- [根拠法]** 建設業法施行規則第18条の3第2項第二号
- [概要]** 一定の資格・経験を持つ建設技能者を対象とした登録基幹技能者講習を受講し、考査試験において60/100以上の者に対し、登録基幹技能者講習修了証を交付。
- [対象職種]** 登録基幹技能者講習実施機関として国土交通大臣の登録を受けた43の専門工事業団体により、33職種で実施されており、登録基幹技能者数は58,940名（平成29年3月31日現在）。
- [実施主体]** 講習実施機関の登録の要件は建設業法施行規則で定められ、国土交通大臣の審査を受ける。講義時間や試験時間、試験方法、受講要件など、講習事務の申請及び実施に関わる具体的内容は、建設市場整備課長通知で規定されている。
- [講義・試験時間]** 講義時間：50時間以下、試験時間：3時間以下を目安とする。
- [試験方法]** 四者択一式を基本とする。記述式と併用する場合は、具体的な出題内容とするなどが規定されている。
- [受講要件]** ①実務経験10年以上、②職長経験3年以上、③最上級の技能者資格（1級技能士等）を全て満たす者。
- [受講費用]** 受講手数料は講習実施機関により異なる。負担は受講者本人だが、所属企業が負担・補助している場合もある。

登録基幹技能者の役割

- ①現場の状況に応じた施工方法等の提案、調整等
- ②現場の作業を効率的に行うための技能者の適切な配置、作業方法、作業手順等の構成
- ③生産グループ内の技能者に対する施工に係る指示、指導
- ④前工程・後工程に配慮した他の職長との連絡・調整



国内における建設技能者に関する資格制度 ②技能検定（1）

制度の概要

- 【根拠法】** 職業能力開発促進法第44条
- 【概要】** 大臣（又は都道府県知事）が、労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度。
出典）労働市場政策における職業能力評価制度のあり方に関する研究会資料
- 【対象職種】** 企業横断的・業界標準的な普遍性を有する、技能および知識を客観的に評価できる、対象労働者が全国的に相当数存在する等といった職種で、現在128職種（平成29年10月24日現在）となっている（都道府県で実施：111職種、指定試験機関で実施：17職種）。
 建築関係では32職種で技能検定が実施されており、その技能士数（延べ）は146万人（平成29年10月1日現在）。

【建築関係の職種（32職種）】
 造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ
- 【実施主体】** 都道府県知事（業務の一部を都道府県職業能力開発協会に行わせることができる。）又は指定試験機関

技能の基準、被受検対象者

出典）労働市場政策における職業能力評価制度のあり方に関する研究会資料

等級*1	技能検定の合格に必要な技能、及びこれに類する知識の程度	受検資格の例
1級	検定職種ごとの上級の技能労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度	<ul style="list-style-type: none"> • 2級合格後、実務経験2年 • 実務経験のみ7年等
2級	検定職種ごとの中級の技能労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度	<ul style="list-style-type: none"> • 3級に合格した者 • 実務経験のみ2年等
3級	検定職種ごとの初級の技能労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度	<ul style="list-style-type: none"> • 大学、高校等の在学・卒業者*2 • 実務経験を有する者等
単一等級	検定職種ごとの上級の技能労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度	<ul style="list-style-type: none"> • 実務経験のみ3年等

*1.等級は①等級に区分するもの（特級、1級、2級、3級、基礎級）②等級に区分しないもの（単一等級）がある。
 建築関係の職種においては、1級、2級、3級、又は単一等級（例：枠組壁建築、エーエルシーパネル施工）での検定実施が行われている。
 *2.「大学、高校等の在学・卒業者」とは、「大学、短大、高専、高校又は専修学校において検定職種に関する学科に在学する者、学科を修めて卒業した者」をいう。

国内における建設技能者に関する資格制度 ②技能検定（2）

技能検定試験

形式 『学科試験』 と 『実技試験』 により評価が行われる。試験問題は中央職業能力開発協会が作成し、厚生労働大臣が認定する。



【試験問題】 厚生労働省人材開発統括官において、職種別の試験基準として『技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目』が示されている。

【技能検定委員】 技能検定における学科及び実技試験の問題の作成、採点などを職務として行う者を技能検定委員という。
中央能力開発協会が選任する「中央技能検定委員（能開法第62条）」、都道府県能力開発協会が選任する「都道府県技能検定委員（能開法第86条）」がある。

【選任基準】 技能検定に関し高い識見を有する者であって当該検定職種について専門的な技能、技術又は学識経験を有するもののうちから選任する。（能開法規則第74条の3）

- (1) 当該検定職種の特級、1級、又は単一等級の技能検定に合格した者で、当該検定職種に関し15年以上の実務経験又は教育訓練の経験を有する者
- (2) 次のいずれかに該当する者で、当該検定職種の特級、1級、又は単一等級の技能検定に合格した者と同等以上の技能又は技術を有する者
 - ① 事業所等において、当該検定職種に関する管理部門、技術部門又は教育訓練部門の課長級以上の地位にある者又はこれらの地位にあった者
 - ② 短期大学以上の学校、応用課程又は専門課程の高度職業訓練、若しくは長期課程の指導員訓練において、当該県定職に関する学課を修めて卒業又は修了し、その後当該検定作業に関し10年以上の学識経験を有する者
- (3) (1) (2)に掲げる者と同等以上の技能、技術又は学識経験を有する者

【水準調整】 実技試験の技能評価を全国同一水準とするため、技能検定委員による水準調整会議を実施する。

出典) <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/syokunou/ginou/annai/>

技能検定試験 [学科試験]

【学科試験】 経験から得られる知識及びその作業を行うにあたり知っておかなければならない関係法規その他知識について、真偽法又は多肢択一法により出題される。

【合格基準】 原則として65/100以上を合格基準とする。

国内における建設技能者に関する資格制度 ②技能検定 (3)

技能検定試験 [実技試験]

建設関係の実技試験は、検定職種ごとに『製作等作業試験』『判断等試験』『計画立案等作業試験』のいずれか一つ又は複数の組合せで行うことが定められている。(能開法規則第62条の2)

製作等作業試験

- ・受検者に材料等を提供し、実際に物の製作、組み立て、調整等の作業を行わせる。
- ・作業時間は原則5時間以内。
- ・採点は、原則、減点方式
 - ①製品採点(工作、施工、仕上がり等)
 - ②作業動作(手順)採点
 - ③仕様(条件)誤り採点
 - ④作業態度採点
 - ⑤作業時間採点
 - ⑥特別採点(材料の歩留まり等)

出典) 第83回労働政策審議会職業能力開発分科会資料を基に作成

判断等試験

- ・受検者に対象物又は現場の状態、状況等を、原材料、標本、模型、写真、ビデオ等を用いて提示し、判別、判断、測定等を行わせる。
- ・作業時間は原則1時間以内

出典) 第83回労働政策審議会職業能力開発分科会資料を基に作成

計画立案等作業試験

- ・受検者に現場における実際的な課題等を紙面を用いて表、グラフ、図面、文章等によって提示し、計算、計画立案、予測等を行わせる。
- ・作業時間は原則2時間以内

出典) 第83回労働政策審議会職業能力開発分科会資料を基に作成

製作等作業試験の例)

1級鉄筋施工技能検定(組み立て)

曲げ加工した鉄筋を使用し、図面及び仕様に従い、基礎、柱及びはりの取合い部の鉄筋の組立てを行う。

[標準時間: 1時間40分、打切り時間: 2時間10分]



写真出典) 東京都鉄筋業協同組合 (<http://www.toutetu.jp/>)

判断等試験、計画立案等作業試験の例)

1級さく井技能検定(ロータリー式)

判断等試験

泥水の比重等の測定、地層の鑑定及びコンダクタの管尻の止め位置の測定、泥水及び充てん砂利の選定について行う。

[試験時間: 24分]

計画立案等作業試験

掘さく地質、使用機器の判定、揚水試験等について行う。

[試験時間: 1時間30分]

国内における建設技能者に関する資格制度 ②技能検定（4）

実技試験の評価

【採点項目及び配点】 中央職業能力開発協会より、職種ごとに採点項目及び配点が示されている。

例) 1級鉄筋施工技能検定（組み立て）

実施形式	採点項目	配点
製作等作業試験	寸法精度	100
	できばえ	
	施工不良	
	仕様誤り	
	作業態度	
	作業時間	

例) 1級さく井技能検定（ロータリー式）

実施形式	採点項目		配点
判断等試験	課題1	泥水の比重等の測定	35
	課題2	地層の鑑定及びコンダクタの管尻の止め位置の判定	
	課題3	泥水の選定	
	課題4	充てん砂利の選定	
計画立案等作業試験			65
合計			100

出典) <http://www.javada.or.jp/ex/jigyou/gino/giken/saitenkoumoku/saitenkoumoku.html>

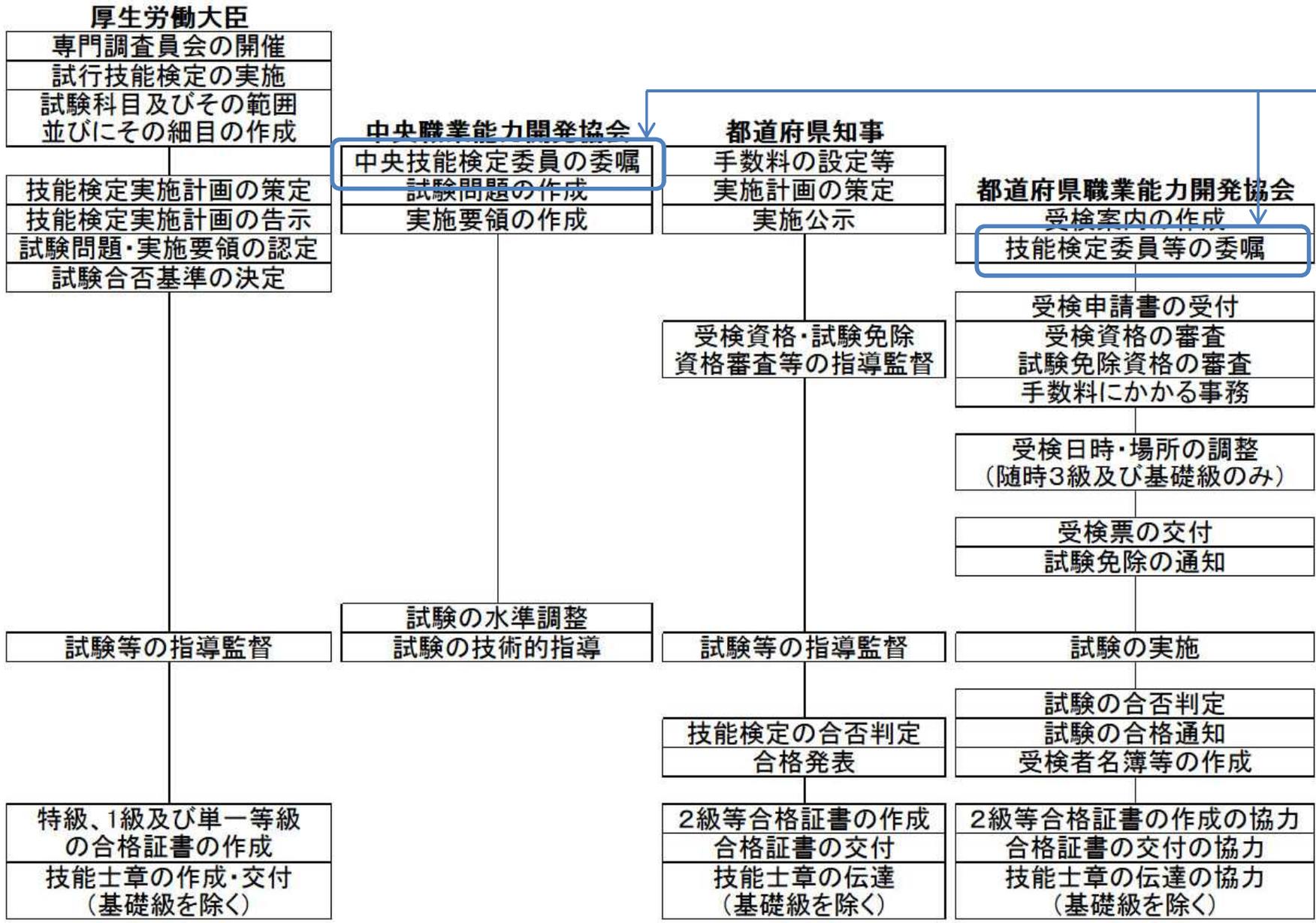
【合格基準】 原則として60/100以上を合格基準とする。

受検費用

- 標準額（学科試験3,100円、実技試験19,700円）を目安に、検定職種ごとに都道府県において定められている。
- 35歳未満の者がものづくり分野の職種の技能検定（2級又は3級）を受検する際に、実技試験の受検手数料が最大9,000円減額される。
- 費用負担は受講者本人だが、所属企業が負担・補助している場合もある。

国内における建設技能者に関する資格制度 ②技能検定 (5)

実施体制



業界団体による
委員の推薦

国内における建設技能者に関する資格制度 ③免許

制度の概要

- [根拠法]** 労働安全衛生法 第72条
- [概要]** 危険・有害な作業を行うために必要な知識・技能について、学科試験及び実技試験、もしくはそのいずれかを実施し、一定の基準を満たした者に免許証を交付する。
- [免許の種類]** クレーン・デリック運転士免許、一級ボイラー技士等の合計20種類〔労働安全衛生規則別表第4〕。そのうち、18種類について、免許試験の区分が定められている〔労働安全衛生規則第69条〕
- [実施主体]** 都道府県労働局長、指定試験機関（（公財）安全衛生技術試験協会）
- [受験資格]** 労働安全衛生規則により定められる。

例) クレーン・デリック運転士免許（限定なし）

- ・受験資格は不要。
- ・所有する免許（クレーン・デリック運転士（クレーン限定））により学科試験の科目免除等。

例) 一級ボイラー技士

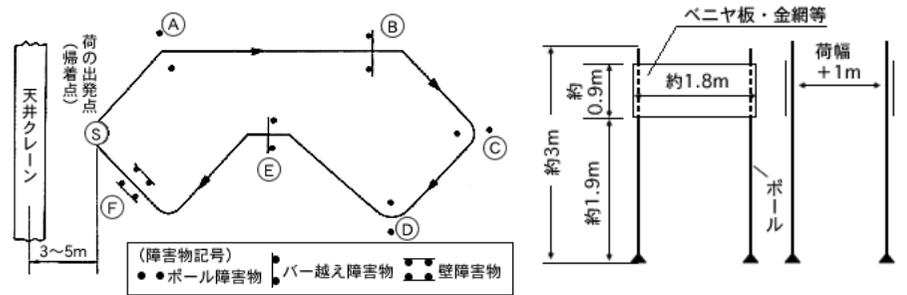
- ・二級ボイラー技士免許を受けた者
- ・ボイラーに関する学科を修め、その後1年以上の実地修習を修めた者。

[試験問題] 各免許の免許試験規程・免許規程等により定められる。また、基発（通達）等により試験の具体的方法等が示されている。

例) クレーン・デリック運転士免許（限定なし）
 学科試験（合格基準：各科目40/100、全体60/100）

科目	配点
クレーン・デリックに関する知識	30点
原動機及び電気に関する知識	30点
クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	20点
関係法令	20点

実技試験（合格基準：減点方式で60/100以上）



[受講費用] 学科試験は各免許で共通。実技試験を伴う免許は、それぞれの実技試験において設定されている。

制度の概要

[根拠法]	労働安全衛生法 第76条
[概要]	危険・有害な作業を行うために必要な知識・技能について、講習及び修了試験を実施し、一定の基準を満たした者に技能講習修了証を交付する。
[技能講習の種類]	<ul style="list-style-type: none">作業主任者関係 : 25種類 (建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習、足場の組立て等作業主任者技能講習他)就業制限業務関係 : 12種類 (玉掛け技能講習、フォークリフト運転技能講習他)
[実施主体]	都道府県労働局長に登録された登録教習機関 (例: 富士教育訓練センター等)
[受講資格]	労働安全衛生規則により定められる。 <div data-bbox="309 890 1205 1098" style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 20px;">例) 足場の組立て等作業主任者技能講習<ul style="list-style-type: none">当該作業に3年以上従事した経験を有する者指定する学科を専攻・卒業し、当該作業に2年以上従事した経験を有する者</div> <div data-bbox="1243 890 2177 1098" style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;">例) フォークリフト運転技能講習<ul style="list-style-type: none">受講資格なし</div>
[修了試験]	各技能講習の技能講習規程により、修了試験を実施することとなっている。
[受講費用]	各登録教習機関において、講習費用が設定されている。

国内における建設技能者に関する資格制度

職種固有の技能を全体として計る資格の特徴

	登録基幹技能者講習	技能検定
業界の関わり方	登録基幹技能者講習実施機関が定める事務規定により委員会等が設置され、職種の関係者が関わり、講習内容及び考査問題の作成を行う。	技能検定委員として職種の関係者が関わり、技能検定試験問題の基準及び作成等を行う。
資格が示す技能者の能力	<ul style="list-style-type: none"> 受講要件として、<u>一定の資格、経験を定めている。</u> 講習及び試験により、<u>工事現場において基幹的な役割を果たすために必要な技能・技術、知識、管理能力等が一定の基準に達していることを確認している。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 受検資格として、<u>一定の資格、経験を定めている。</u> 学科試験及び実技試験により、<u>技能者が有すべき技能・技術、知識が、一定の基準に達していることを確認している。</u>
客観性の担保	<ul style="list-style-type: none"> <u>国土交通大臣に登録された講習実施機関により、講習の実施、認定が行われている。</u> <u>講習実施機関が行う講習は、課長通知により講義・試験時間、試験方法、受講要件等が規定されている。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>試験問題は中央職業能力開発協会が作成し、厚生労働大臣が認定している。</u> <u>試験の実施及び合否判定は都道府県知事、都道府県能力開発協会が行っている。</u>

特定の危険・有害な作業を行うための資格制度の特徴

免許・技能講習等は、特定の危険・有害な作業の管理、又は従事のための資格であり、労働安全衛生法及び関連法等により、資格・経験等の要件、試験内容、及び試験方法等が定められている。

国内における建設技能者に関する資格制度（まとめ）

- 建設技能者が資格を取得する際には、一定の実務経験等の要件を求めているものが多い。
- 建設技能者の技能・技術、知識等が一定の基準に達していることは、公的機関（国・都道府県、それらに指定・登録された機関等）が確認している。

⇒建設技能者の持つ資格には、その技能者の技能や経験が反映されているとともに、客観性が担保されている。

位置づけ

〔根拠法〕 法令規定なし

〔施策〕 第7次職業能力開発基本計画において、労働市場の5つのインフラ整備が位置付けられ、『職業能力を適正に評価するための基準、仕組みの整備』の取組みとして能力評価基準の設定が掲げられた。その後の第8次～第10次職業能力開発基本計画においては、普及・促進を図ることとされている。

第7次職業能力開発基本計画（平成13年度～平成17年度）

V職業能力開発の基本的施策

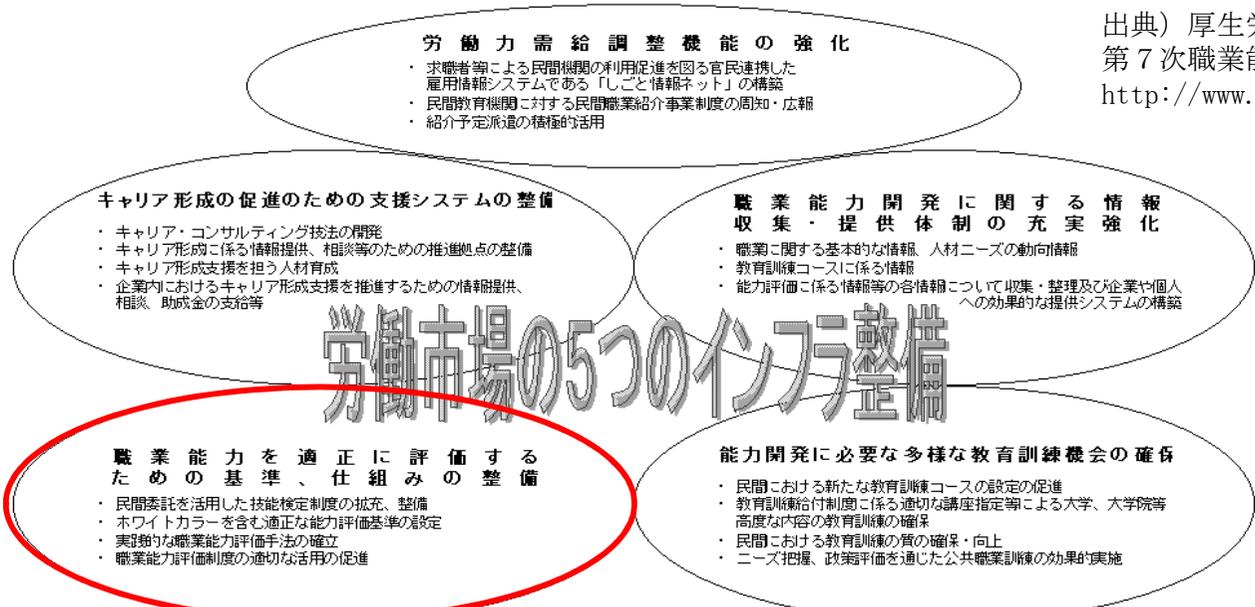
1 雇用の安定・拡大のための職業能力開発施策の枠組みの構築

(3) 職業能力評価システムの整備

労働者のキャリア形成に資するため、特定の技能及び知識に関する評価に加え、効果的な評価基準の確立及び職業経験等を基礎とした評価方法の開発を促進する。

イ 民間委託を活用した技能検定制度の拡充及び整備

ロ ホワイトカラーの職業能力の評価基準や職業経験等を基礎とした実践的な評価手法の確立等包括的な職業能力評価システムの構築に向けた検討の実施



出典) 厚生労働省ホームページ
第7次職業能力開発基本計画の概要より抜粋
<http://www.mhlw.go.jp/topics/0106/tp0606-1.html#4-1>

職業能力評価基準

概要

【概要】 ○労働者の職業能力を共通のモノサシで評価できるよう、業種・職種・職務別に必要な能力水準を示した基準。
○各企業等において、この基準をカスタマイズの上、能力開発指針、職能要件書及び採用選考時の基準などに活用することを想定。

※職業能力評価基準活用ガイドを基に作成。

【対象職種】 ○業種別に幅広い職種を対象とし、業種横断的な経理・人事等の事務系9職種、電気機械器具製造業、ホテル業など54業種（275職種）について策定されている（平成28年5月現在）。
○建設業関係職種では、以下の7業種について、策定されている。

【建設業関係（7業種）】
型枠工事業、鉄筋工事業、防水工事業、左官工事業、造園工事業、総合工事業、電気通信工事業

【策定方法】 関係団体・学識経験者等の協力を得て、職業能力評価制度整備委員会により検討・策定を行う。

【内容】 仕事をこなすために必要な「知識」や「技術・技能」に加えて、どのように行動すべきかといった「職務遂行能力」を、担当者から組織・部門の責任者まで4つのレベルに設定し、整理・体系化している。

レベル区分	レベル 1	レベル 2	レベル 3		レベル 4	
キャリアパス	スタッフ	シニア・スタッフ	スペシャリスト	マネジャー	シニア・スペシャリスト	シニア・マネジャー
レベル区分の目安	担当者として、上司の指示・助言を踏まえて定例的業務を確実に遂行するために必要な能力水準	グループやチームの中心メンバーとして、創意工夫を凝らして自主的な判断、改善、提案を行いながら業務を遂行するために必要な能力水準	中小規模組織の責任者もしくは高度専門職・熟練者として、上位方針を踏まえて管理運営、計画作成、業務遂行、問題解決等を行い、企業利益を創出する業務を遂行するために必要な能力水準	大規模組織の責任者もしくは最高度の専門職・熟練者として、広範かつ統合的な判断及び意思決定を行い、企業利益を先導・創造する業務を遂行するために必要な能力水準		

出典）職業能力評価基準活用ガイド（中央職業能力開発協会）

特徴

職業能力評価基準の特徴

- ① 仕事を効果的、効率的に遂行するために保有すべき「知識」、「技能・技術」に加えて、「**成果につながる行動**」を具体的に記述していること
→職業能力評価の見極めとなる典型的な職務行動例を列挙
- ② 仕事の内容を一定の単位（「**能力ユニット**」）ごとに細分化し、それらを組み合わせることで、企業ごとの職務構成や労働者一人ひとりの**多様な職務内容に対応**できること
- ③ 業界の競争力強化や人材育成の観点から対象職種、職務を選定し、**業界の人材ニーズを踏まえて策定**していること
- ④ 職業能力を評価する基準であると同時に、**キャリア形成や能力開発の指針**として活用できること

活用事例

[活用の方向性と参考事例]

- 事例① 職務内容を明確にする「担当職務リスト」
(職務記述書)
- 事例② 職務の遂行能力を判定する
「職務能力チェックリスト」
- 事例③ OJTを通じて能力向上をチェックする
「OJT(職場内教育)シート」
- 事例④ 現場の視点から育成のあり方を考えるための
「育成・ローテーション計画」
- 事例⑤ 社員の能力発揮度合や成果を具体的に把握するための
「人事考査シート」
- 事例⑥ 中途採用時の面接に活用できる
「採用時チェックシート」
- 事例⑦ 社内における人材マップを把握するための
「要員計画表」
- 事例⑧ 求める能力を具体的に示した
「職能要件書」
- 事例⑨ 専門能力向上の目標を具体化するための
「専門能力開発ガイド」

出典) 職業能力評価基準ポータルサイト
「職業能力評価基準」活用ガイド 中央職業能力開発協会

[事例] 有限会社原田左官工業所

自社の特性を反映させた職業能力体系の作成

- 技能系・事務系と社全体の業務を網羅した「職業能力体系(職能マップ)」を独自に作成、人材育成と評価の目安に活用。
- 「職業能力体系(職能マップ)」の作成にあたり、左官技能系では職業能力評価基準の「レベル区分の考え方(目安)」、左官工事業で対象とする職種・職務とレベルをマトリックス化した全体構成の「様式1」、職種別に、各職務に求められる能力をユニットごとにまとめた「様式2」等の内容を参考にしている。

有限会社 原田左官工業所 職業能力体系 平成24年2月1日

分野	職務	職務レベルⅠ(個人、複数人 定型的かつ単純な業務 (補助的作業、業務習得段階)	職務レベルⅡ(主任、係長) 定型的かつ単純な業務 (業務習熟、自律力養成段階)	職務レベルⅢ(課長) 判断業務 (指導力高度化段階)	職務レベルⅣ(部長) 高度判断業務 (非常型判断処理対応段階)	平成24年2月1日 職務レベルⅤ(役員) 経営判断的業務
工事管理部門	受注業務総務 A-1 受注業務補助 ・電話応対 ・見積り情報収集作業 ・工事管理標準作業	A-2 受注業務業務 ・工事管理標準配管作業 ・見積り集計 ・工事管理標準化	A-3 受注業務管理 ・受注決定判断及び決定 ・見積り集計 ・工事管理標準化	A-4 受注業務管理監督 ・受注決定判断の妥当性 ・見積り集計 ・受注見込み把握 ・契約管理	A-5 受注業務運営 ・工事管理標準 ・受注見込み把握	
施工管理業務	B-1 工事管理業務補助 ・工事用資材、機材等準備作業	B-2 施工管理業務 ・工事施工配管作業 ・資材調達及び受入検収作業 ・機材管理(配管能力等)	B-3 施工管理業務 ・施工、資材調達等の発注 ・材料調達及び受入検収 ・機材管理(配管能力等)	B-4 施工管理監督業務 ・工事施工部門の工程 ・工程管理(月次～半年間) ・資材調達(発注段階)	B-5 工事施工部門の人事 管理(社内、外注)業務	
工事原価管理業務	C-1 工事原価管理業務 ・工事原価把握及び管理 ・工事原価記録管理作業	C-2 工事原価管理業務 ・工事原価把握及び管理 ・工事原価記録管理作業	C-3 工事原価管理業務 ・工事原価把握及び管理 ・工事原価記録管理作業	C-4 工事原価管理、監督業務 ・工事原価把握作業(施工、調達)	C-5 工事原価管理監督業務 ・品質、コスト	
工事施工部門	工事施工業務 D-1 工事施工業務(補助) ・工事用資材、機材準備及び 整理作業 ・工事作業実施(補助的業務) ・工事作業業務	D-2 工事施工業務 ・工事用資材、機材準備、整理 作業指示 ・工事作業業務	D-3 工事施工管理業務 ・工事作業業務(判断、技 術)	D-4(工事管理部門業務) 工事施工管理業務 ・工事結果評価作業(品質 に対する高度な判断)	D-5	
見積り部門	見積り業務 E-1(工事管理部門業務)	E-2	E-3	E-4	E-5	
経理部門	経理業務 F-1 経理業務(補助) ・電話応対 ・見積り集計 ・業務有の応対	F-2 経理業務 ・経理業務(補助) ・電話応対 ・見積り集計 ・業務有の応対	F-3 経理業務 ・経理業務(補助) ・電話応対 ・見積り集計 ・業務有の応対	F-4 経理業務 ・経理業務(補助) ・電話応対 ・見積り集計 ・業務有の応対	F-5 経理業務 ・経理業務(補助) ・電話応対 ・見積り集計 ・業務有の応対	
経理部門	経理業務 G-1 経理業務(補助) ・電話応対 ・見積り集計 ・業務有の応対	G-2 経理業務 ・経理業務(補助) ・電話応対 ・見積り集計 ・業務有の応対	G-3 経理業務 ・経理業務(補助) ・電話応対 ・見積り集計 ・業務有の応対	G-4 経理業務 ・経理業務(補助) ・電話応対 ・見積り集計 ・業務有の応対	G-5 経理業務 ・経理業務(補助) ・電話応対 ・見積り集計 ・業務有の応対	
営業部門	営業業務 H-1	H-2	H-3	H-4	H-5	
営業部門	営業業務 I-1 営業業務(補助) ・電話応対 ・見積り集計 ・業務有の応対	I-2 営業業務 ・営業業務(補助) ・電話応対 ・見積り集計 ・業務有の応対	I-3 営業業務 ・営業業務(補助) ・電話応対 ・見積り集計 ・業務有の応対	I-4 営業業務 ・営業業務(補助) ・電話応対 ・見積り集計 ・業務有の応対	I-5 営業業務 ・営業業務(補助) ・電話応対 ・見積り集計 ・業務有の応対	
営業部門	営業業務 J-1	J-2	J-3	J-4	J-5	
営業部門	営業業務 K-1	K-2	K-3	K-4	K-5	

出典) 職業能力評価基準ポータルサイト
活用事例集平成27年版 中央職業能力開発協会

概要

【概要】 企業や団体等が教育訓練の目安として利用することを基本としており、職業能力評価基準よりも簡易な基準として検討・整備されている。

職業レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
名称	初級技能者	中堅技能者	職長・熟練技能者	登録基幹技能者
経験年数（目安）	3年まで	4～10年まで	5～15年まで	10～15年以上
対象技能者イメージ	指示された作業を、手順に基づき、他の作業者と一緒に実施できる。	分担された作業を手順に基づいて正確に実施できる。職種によっては、施工図を作成し、自分で加工できる。	現場管理や工法、技術等について元請管理者と協議し、作業手順の組み立て、作業員への的確な指示・調整等ができる。	高度な技術・技能を有し、現場管理や工法、技術等について元請管理者と協議できる。また、他職種との調整など、QCDSSEの総合的な管理ができる。

【用途】 職業訓練等のプログラム検討時に、訓練対象者が習得する職業能力の内容・程度の目安とする。

【利用主体】 建設技能者を対象とした教育訓練を実施する企業、もしくは企業、業界団体、教育機関等が連携するネットワーク（地域連携ネットワーク）。

【整備状況】 共通編・・・建設技能者に共通して求められる『知識』『社会性・適性』『施工図』『安全管理』『現場管理』『段取りと作業管理』『資格』について、整理。
 職種別・・・職種に求められる『専門知識・基本技能』『専門技能』『資格』について、整理。

職種別は8職種（とび・鉄筋・型枠・左官・機械土工・電気・管・内装仕上、平成29年3月現在）が職業能力基準（案）として整備されている。
 平成29年度は4職種（トンネル（山岳）・コンクリート圧送・ダクト・塗装）の検討・整備に取り組んでいる。

【検討体制】 『建設産業活性化会議』における総合的な人材確保・育成対策のうち、教育訓練の充実強化を図るために立ち上げられた『建設産業担い手確保・育成コンソーシアム』の下に設置された『プログラム・教材等WG』において、業界団体等の関係者の協力の下、検討・整備が進められている。

【事例】 職人育成塾（香川県高松市）：職業訓練法人（県内10社の専門工事業者が参画）が実施する新規入職者向けの職業訓練において、職業能力基準を参照して訓練プログラムとして具体化。

- ①評価にあたっていかに客観性を確保するか
 - ※技能者の評価を将来的に「専門工事業者の施工力の見える化」につなげていくことを想定すると、評価にあたっては一定の客観性を確保する必要があるのではないか
 - ※あくまでも個々の技能者の具体的な処遇（賃金など）は、雇用する事業者が決めるもの、との前提に立ち、まずは職種毎に技能者のスキルを計る客観的なモノサシのような評価制度を目指すべきか

- ②技能者のレベル分けをどのように行うか
 - ※職業能力評価基準（厚労省）や職業能力基準（担い手確保・育成コンソーシアム）も踏まえ、4段階をベースとすべきか
 - ※仮に4段階のレベル分けとした場合、レベル1を「見習い（新規入职者）」、レベル2を所謂「一人前」、レベル3を「職長」、レベル4を「登録基幹技能者」と想定すると、各職種におけるレベル2やレベル3の技能者が保有すべき資格や必要な経験年数はどのようなものか（参考：建設技能者 職業能力基準で掲げられている資格・経験）

- ③評価そのものに大きなコスト（費用・時間・手間）がかからないものとする必要
 - ※生産性の向上が求められている中、評価そのものに手間がかかる制度は避けるべき

- ④業種毎の特殊性を踏まえつつ、業種によって技能レベルに大きな差が発生しない制度とできるか
 - ※業種間のバランスを欠いた評価制度とならないようにすべき
 - ※業界団体がどのように関与すべきか

「建設技能者 職業能力基準」で掲げられている資格・経験※

(資料8・参考)

※平成28年度建設産業担い手確保・育成コンソーシアム プログラム・教材等ワーキンググループ報告書より抜粋

建設技能者 職業能力基準(とび)

職業レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
名称	初級技能者	中堅技能者	職長・熟練技能者	登録基幹技能者
経験年数(目安)	3年まで	4~10年	5~15年	10~15年以上
職業能力開発促進法	○ 3級とび技能士	○ 2級とび技能士	○ 1級とび技能士	※ 職業訓練指導員
労働安全衛生法	◎ 安全衛生教育(雇入れ時) ◎ 玉掛特別教育(1t未満) ◎ 足場の組立て等作業従事者特別教育 ◎ 建設用リフト運転特別教育 ◎ フォークリフト運転特別教育(1t未満) ◎ 高所作業車運転特別教育(10m未満) ◎ クレーン特別教育(5t未満) ◎ 移動式クレーン特別教育(1t未満) ◎ 動力巻き上げ機運転特別教育	◎ 職長・安全衛生責任者教育 ◎ 玉掛技能講習(1t以上) ◎ 足場の組立て等作業主任者技能講習 ◎ 型枠支保工組立て等作業主任者技能講習 ◎ フォークリフト運転技能講習(1t以上) ◎ 高所作業車運転技能講習(10m以上) ◎ 小型移動式クレーン運転技能講習(1t以上5t未満) ◎ 床上操作式クレーン運転技能講習(5t以上) ◎ 建築物等の鉄骨組立て等作業主任者技能講習 ◎ ガス溶接技能講習 ◎ クライミングクレーン組立・解体作業指揮者安全講習 ◎ 工事用エレベーター組立解体作業指揮者安全講習	◎ 職長・安全衛生責任者教育(再)	◎ 職長・安全衛生責任者教育(再) ※ RST・新CFT講座
建設業法	← ○2級建築施工管理技術士(躯体) ← ※2級建築施工管理技術士(建築・仕上げ)	← ※1級建築施工管理技術士 (主任技術者)	→	○ 登録高・土工基幹技能者 (監理技術者)
建築士法			← ※建築士(1・2級)	
その他	※ 普通自動車免許			

※凡例 ◎:当該業務に従事する上で必須の資格 ○:技能レベルを判断する資格 ※:ステップアップしていく上で取得が望ましい資格

建設技能者 職業能力基準(鉄筋)

職業レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
名称	初級技能者	中堅技能者	職長・熟練技能者	登録基幹技能者
経験年数(目安)	3年まで	4~10年	5~15年	10~15年以上
職業能力開発促進法	○ 3級鉄筋施工技能士	○ 2級鉄筋施工技能士 ○ 2級鉄筋施工図技能士	◎ 1級鉄筋施工技能士 ◎ 1級鉄筋施工図技能士	※ 職業訓練指導員
労働安全衛生法	◎ 安全衛生教育(雇入れ時) ◎ 玉掛特別教育(1t未満) ◎ 高所作業車運転特別教育(10m未満) ◎ 足場の組立て等作業従事者特別教育 ◎ フォークリフト運転特別教育(1t未満) ◎ アーク溶接特別教育 ◎ 揚貨装置の運転の業務にかかる特別教育 ◎ 建設用リフト特別教育 ◎ 移動式クレーン特別教育(1t未満) ◎ クレーン特別教育(5t未満) ◎ デリック特別教育(5t未満) ◎ 酸素欠乏作業特別教育	◎ 職長・安全衛生責任者教育 ◎ 玉掛技能講習(1t以上) ◎ 高所作業車運転技能講習(10m以上) ◎ 足場の組立て等作業主任者技能講習 ◎ フォークリフト運転技能講習(1t以上) ◎ ガス溶接技能講習 ◎ 床上操作式クレーン運転技能講習(5t以上) ◎ 小型移動式クレーン技能講習(1t以上) ◎ 第1種酸素欠乏危険作業主任者	◎ 職長・安全衛生責任者教育(再)	◎ 職長・安全衛生責任者教育(再) ※ RST講座・新CFT講座
建設業法		← ○2級建築施工管理技術士(躯体) ← ※2級建築施工管理技術士(建築・仕上げ) (主任技術者)	← ※1級建築施工管理技術士 (監理技術者)	◎ 登録鉄筋基幹技能者
建築士法			← ※建築士(1・2級)	
その他	※ 普通自動車免許			

※凡例 ◎:当該業務に従事する上で必須の資格 ○:技能レベルを判断する資格 ※:ステップアップしていく上で取得が望ましい資格

建設技能者 職業能力基準(型枠)

職業レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
名称	初級技能者	中堅技能者	職長・熟練技能者	登録基幹技能者
経験年数(目安)	3年まで	4~10年	5~15年	10~15年以上
職業能力開発促進法		○ 2級型枠施工技能士 ○ 技能士補	○ 1級型枠施工技能士	※ 職業訓練指導員
労働安全衛生法	◎ 安全衛生教育(雇入れ時) ◎ 玉掛特別教育(1t未満) ◎ 高所作業車運転特別教育(10m未満) ◎ フォークリフト運転特別教育(1t未満) ◎ 移動式クレーン特別教育(1t未満) ◎ クレーン特別教育(5t未満) ◎ 足場の組立て等作業従事者特別教育 ◎ 酸素欠乏危険作業特別教育 ◎ 丸のこ等取扱作業安全衛生教育(特別教育に準じる教育)	◎ 職長・安全衛生責任者教育 ◎ 玉掛技能講習(1t以上) ◎ 高所作業車運転技能講習(10m以上) ◎ フォークリフト運転技能講習(1t以上) ◎ 小型移動式クレーン技能講習(1t以上5t未満) ◎ 型枠支保工組立等作業主任者技能講習 ◎ 足場の組立て等作業主任者技能講習 ◎ 酸素欠乏危険作業主任者技能講習 ◎ アーク溶接特別教育 ◎ 自由研削といしの取替え等の業務特別教育	◎ 職長・安全衛生責任者教育(再)	◎ 職長・安全衛生責任者教育(再) ※ RST講座・新CFT講座
建設業法		← ○2級建築施工管理技術士(躯体) ← ※2級建築施工管理技術士(建築・仕上げ) (主任技術者)	← ※1級建築施工管理技術士	○ 登録型枠基幹技能者 (監理技術者)
建築士法			← ※建築士(1・2級)	
その他	※ 普通自動車免許			

※凡例 ◎:当該業務に従事する上で必須の資格 ○:技能レベルを判断する資格 ※:ステップアップしていく上で取得が望ましい資格

建設技能者 職業能力基準(左官)(案)

職業レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
名称	初級技能者	中堅技能者(一人前・技能工・作業主任・多能工)	職長・熟練技能者・登録基幹技能者	登録基幹技能者(サブコン管理技術者・上級職長)
経験年数(目安)	3年まで	4~10年	5~15年	10~15年以上
職業能力開発促進法	○ 3級左官技能士	○ 2級左官技能士	○ 1級左官技能士	※ 職業訓練指導員
労働安全衛生法	◎ 安全衛生教育(雇入れ時) ◎ 玉掛特別教育(1t未満) ◎ 高所作業車運転特別教育(10m未満) ◎ クレーン特別教育(5t未満) ◎ 研削砥石取替え特別教育 ◎ 足場の組立て等特別教育	◎ 職長・安全衛生責任者教育 ◎ 玉掛技能講習(1t以上) ◎ 高所作業車運転技能講習(10m以上) ◎ 小型移動式クレーン運転技能講習(1t以上5t未満) ◎ 床上操作式クレーン運転技能講習(5t以上) ◎ 足場の組立て等作業主任者技能講習	◎ 職長・安全衛生責任者教育(再)	◎ 職長・安全衛生責任者教育(再) ※ RST・新CFT講座
建設業法		← ※2級建築施工管理技術士(躯体) ← ○2級建築施工管理技術士(建築・仕上げ) (主任技術者)	← ※1級建築施工管理技術士	○ 登録左官基幹技能者 (監理技術者)
建築士法			← ※建築士(1・2級)	
その他	※ 普通自動車免許			

※凡例 ◎:当該業務に従事する上で必須の資格 ○:技能レベルを判断する資格 ※:ステップアップしていく上で取得が望ましい資格

建設技能者 職業能力基準(機械土工)

職業レベル 名称	レベル1 初級技能者	レベル2 中堅技能者	レベル3 職長・熟練技能者	レベル4 登録基幹技能者	
経験年数(目安)	3年まで	4~10年	5~15年	10~15年以上	
資格および関連する法令※	職業能力開発促進法	◎ 安全衛生教育(雇入れ時) ◎ 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習 ◎ ローラーの運転の業務に係る特別教育 ○ 不整地運搬車運転技能講習 ○ 小型移動式クレーン運転技能講習 ○ 玉掛け技能講習 ○ ガス溶接技能講習 ○ 車両系建設機械(解体用)運転技能講習 ○ 電気取扱業務に係る特別教育(低圧) ○ 第一種酸素欠乏危険作業に係る特別教育 ○ 粉じん作業に係る特別教育 ○ アーク溶接等の業務に係る特別教育 ○ 研削といし取替え等の業務に係る特別教育 ○ 刈払機取扱作業に対する安全衛生教育 ○ チェンソーを用いて行う伐木等の業務従事者取り扱い安全衛生教育 ○ 丸のこ等取り扱い作業安全衛生教育 ○ 足場の組立て、解体又は変更の作業(地上又は堅固な床における補助作業の業務を除く)に係る特別教育 ○ ロープ高所作業に係る特別教育	◎ 職長・安全衛生責任者教育 ◎ 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習(危険有害業務従事者教育) ○ 車両系建設機械(解体)運転技能講習 ○ 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 ○ クレーン運転免許	◎ 職長・安全衛生責任者教育(能力向上教育) ◎ 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習(危険有害業務従事者教育) ○ 車両系建設機械(解体)運転技能講習(再)	◎ 職長・安全衛生責任者教育(能力向上教育) ◎ 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習(危険有害業務従事者教育) ○ 車両系建設機械(解体)運転技能講習(再) ※ 職長等教育講師養成講座 ※ 職長・安全衛生責任者教育講師養成講座
	建設業法		○2級建設機械施工技士 ○2級土木施工管理技士		○1級建設機械施工技士 ○1級土木施工管理技士 ◎ 登録機械土工基幹技能者 ※ 1級建設業経理士
	建築士法		※ 建設業経理事務士(3級・4級)	※ 2級建設業経理士	※ 建築士(1・2級)
	その他	※ 普通自動車免許	○2級建設機械整備技能士 ※ 大型特殊自動車運転免許 ※ 大型・中型自動車運転免許		○1級建設機械整備技能士

※凡例 ◎:当該業務に従事する上で必須の資格 ○:技能レベルを判断する資格 ※:ステップアップしていく上で取得が望ましい資格

建設技能者 職業能力基準(電気)

職業レベル 名称	レベル1 初級技能者	レベル2 中堅技能者	レベル3 職長・熟練技能者	レベル4 登録基幹技能者
経験年数(目安)	3年まで	4~10年	5~15年	10~15年以上
資格および関連する法令※	電気工事士法	◎ 第一種・第二種電気工事士 ※ 認定電気工事従事者		※ 特殊電気工事資格者(ネオン工事) ※ 特殊電気工事資格者(非常用予備発電装置)
	電気事業法		※第一種・第二種・第三種電気主任技術者	
	電気通信事業法			※ 電気通信設備工事担任者
	技術士法			※ 技術士(電気電子部門)
	消防法		※ 消防設備士(乙4・7種) ※ 消防設備点検資格者(第一種、第二種、特種)	※ 消防設備士(甲種)
	建築基準法			※ 建築設備点検資格者
	職業能力開発促進法			※ 職業訓練指導員
	労働安全衛生法	◎ 安全衛生教育(雇入れ時) ◎ 低圧電気取扱者特別教育 ◎ 高圧・特別高圧電気取扱者特別教育	◎ 職長・安全衛生責任者教育	◎ 職長・安全衛生責任者教育(再)
建設業法		※ 建設業経理事務士(3級・4級)	※ 2級電気工事施工管理技士 (主任技術者) ※ 2級建設業経理士	※ 1級電気工事施工管理技士 ○ 登録電気工事基幹技能者(監理技術者) ※ 1級建設業経理士
建築士法			※ 建築士(1・2級)	※ 建築設備士
その他	※ 普通自動車免許			

※凡例 ◎:当該業務に従事する上で必須の資格 ○:技能レベルを判断する資格 ※:ステップアップしていく上で取得が望ましい資格

建設技能者 職業能力基準(管)

職業レベル 名称	レベル1 初級技能者	レベル2 中堅技能者	レベル3 職長・熟練技能者	レベル4 登録基幹技能者	
経験年数(目安)	3年まで	4~10年	10~15年	10~15年以上	
資格および関連する法令※	水道法	◎ 給水装置工事配管技能者	○ 給水装置工事主任技術者 ○ 排水設備工事責任技術者		
	建築物衛生法	○ 貯水槽清掃作業従事者	◎ 貯水槽清掃作業監督者 ○ 建築物環境衛生管理技術者		
	浄化槽法		○ 浄化槽設備士		
	消防法	○ 危険物取扱者	○ 消防設備点検資格者 ○ 消防設備士		
	建築基準法		○ 建築設備検査資格者 ○ 排水設備工事主任技術者		
	LP法	○ 液化石油ガス設備士			
	特監法	○ ガス消費機器設置工事監督者			
	電気工事士法			※ 電気工事士	
	職業能力開発促進法	○ 3級配管技能士	○ 2級配管技能士 ○ 技能士補	○ 1級配管技能士	※ 職業訓練指導員
	労働安全衛生法	◎ 安全衛生教育(雇入れ時) ◎ 足場の組立て等作業従事者特別教育 ◎ 酸欠危険作業特別教育	◎ 職長・安全衛生責任者教育 ◎ 足場の組立て等作業主任者技能講習 ◎ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 ◎ 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 ◎ ガス溶接技能講習	◎ 職長・安全衛生責任者教育(再) ◎ ボイラー技士	◎ 職長・安全衛生責任者教育(再) ※ RST講座・新CFT講座
建設業法		○2級管工事施工管理技士 ○2級土木工事施工管理技士 ※ 建設業経理事務士(3級・4級)	※ 1級管工事施工管理技士 ※ 1級土木工事施工管理技士 (主任技術者) ※ 2級建設業経理士 ※ 計装士	○ 登録配管工事基幹技能者(監理技術者) ※ 1級建設業経理士	
建築士法			※ 建築士(1・2級)		
その他	※ 普通自動車免許				

※凡例 ◎:当該業務に従事する上で必須の資格 ○:技能レベルを判断する資格 ※:ステップアップしていく上で取得が望ましい資格

建設技能者 職業能力基準(内装仕上)

職業レベル		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
名称		初級技能者	中堅技能者	職長・熟練技能者	登録基幹技能者	
経験年数(目安)		3年まで	4~10年	5~15年	10~15年以上	
資格および関連する法令※	内装仕上げ共通	労働安全衛生法	◎ 安全衛生教育(雇入れ時) ◎ 玉掛特別教育(1t未満) ◎ 足場の組立て等作業従事者特別教育 ◎ フォークリフト運転特別教育(1t未満) ◎ 高所作業車運転特別教育(10m未満)	◎ 職長・安全衛生責任者教育 ◎ 玉掛技能講習(1t以上) ◎ フォークリフト運転技能講習(1t以上) ◎ 自由研削といしの取替え等の業務特別教育	◎ 職長・安全衛生責任者教育(再)	◎ 職長・安全衛生責任者教育(再) ※ RST講座・新CFT講座
		建設業法	← O2級建築施工管理技士(仕上げ) ※2級建築施工管理技士(建築・躯体) →	← ※1級建築施工管理技士 →	← (主任技術者) →	◎ 登録内装仕上工事基幹技能者 (監理技術者) ※ 1級建設業経理士
		建築士法		※ 建設業経理事務士(3級・4級)	※ 2級建設業経理士	※ 建築士(1・2級)
		その他	※ 全室協内装施工管理者教育(初級コース) ※ 普通自動車免許	※ 全室協内装施工管理者教育(中級コース)	※ 全室協内装施工管理者教育(上級コース)	
	プラスチック系床仕上げ	職業能力開発促進法 労働安全衛生法	○ 3級内装仕上げ施工技能士(プラスチック系床仕上げ工事作業) ◎ 有機溶剤取扱業務安全衛生教育	○ 2級内装仕上げ施工技能士(プラスチック系床仕上げ工事作業) ◎ 有機溶剤作業主任者技能講習	○ 1級内装仕上げ施工技能士(プラスチック系床仕上げ工事作業)	※ 職業訓練指導員
	カーペット系床仕上げ	職業能力開発促進法 労働安全衛生法	○ 3級内装仕上げ施工技能士(カーペット系床仕上げ工事作業)	○ 2級内装仕上げ施工技能士(カーペット系床仕上げ工事作業)	○ 1級内装仕上げ施工技能士(カーペット系床仕上げ工事作業)	※ 職業訓練指導員
	木質系床仕上げ	職業能力開発促進法 労働安全衛生法		○ (木質系床仕上げ工事作業)2級内装仕上げ施工技能士	○ 1級内装仕上げ施工技能士(木質系床仕上げ工事作業)	※ 職業訓練指導員
	鋼製下地	職業能力開発促進法 労働安全衛生法	○ 3級内装仕上げ施工技能士(鋼製下地工事作業)	○ 2級内装仕上げ施工技能士(鋼製下地工事作業) ◎ アーク溶接特別教育	○ 1級内装仕上げ施工技能士(鋼製下地工事作業)	※ 職業訓練指導員
	ボード仕上げ	職業能力開発促進法 労働安全衛生法	○ 3級内装仕上げ施工技能士(ボード仕上げ工事作業)	○ 2級内装仕上げ施工技能士(ボード仕上げ工事作業)	○ 1級内装仕上げ施工技能士(ボード仕上げ工事作業)	※ 職業訓練指導員
	カーテン	職業能力開発促進法 労働安全衛生法	○ 3級内装仕上げ施工技能士(カーテン工事作業)	○ 2級内装仕上げ施工技能士(カーテン工事作業)	○ 1級内装仕上げ施工技能士(カーテン工事作業)	※ 職業訓練指導員
壁装(表装)	職業能力開発促進法 労働安全衛生法	○ 3級表装技能士(壁装)	○ 2級表装技能士(壁装)	○ 1級表装技能士(壁装)	※ 職業訓練指導員	

※凡例 ◎:当該業務に従事する上で必須の資格 ○:技能レベルを判断する資格 ※:ステップアップしていく上で取得が望ましい資格

内装仕上げ共通	プラスチック系床仕上げ	カーペット系床仕上げ	木質系床仕上げ	鋼製下地	ボード仕上げ	カーテン	壁装(表装)
---------	-------------	------------	---------	------	--------	------	--------

平成29年11月13日（月）

第1回検討会

12月14日（木）

第2回検討会

- ・評価にあたっての論点についての検討
- ・評価のシミュレーション

など

<以後数回開催>

※専門工事業団体等へのアンケート調査も検討

平成30年 3月

中間とりまとめ

専門工事企業からのヒアリング結果①

項目	①「腕の良い」職人像	②技能（腕）の測り方	③「腕の良い」職人をどのように確保するか
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・職人としての「腕の良さ」は出来栄の良さ、寸法精度の良さ、段取り、手際の良さといった「品質」と「生産性」が求められる。 ・職長としての「腕の良さ」は、職人としての「腕」に加えて、部下への作業指示、他職種間の調整等のマネジメントやコミュニケーション能力が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職人の技能を測る方法としては、職長や工事部長等が現場での働きぶりを実際に見て判断し、その評価を経営者へ報告する。 ・評価の判断基準を明文化することは難しいが、働きぶりを複数人を見て意見交換し、総合して社内の人事評価の参考としている。 ・一部では段階分けした人事評価制度が整備されており、業務実績により評価が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見つけるよりも若者を雇用して育成することが大事である。 ・中途採用の場合、これまでの実務経験とその内容に偽りがないか、資格取得状況を聞き取り採用しており、現場での実際の技能は職長の下につけて働きぶりを見て判断している。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・「高度な近隣対応技術」、「高度な施工技術」、「高度な工程管理技術」、「高度な安全管理技術」、「高度なトータル利益管理能力」、「営業センス」、「部下育成能力」がある者。 ・職人として、作業手順書を理解して作業を進められること。職長としては職人が迷うことなく作業ができる作業手順書をしっかりと作成し、指示できること。 ・一緒に作業する仲間同士だと、腕が良くて仕事ができるということは見れば分かる。 ・仕事の出来栄え、正確さ、手際、迅速さ、無駄を出さない、工程間の調整をうまく進められる職人。 ・顧客への対応が良く、クレームの少ない職人。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社内の担当者が現場パトロール等で作業状況を見て、経営陣へ報告している。 ・元請けからヒアリングした評価を人事評価の参考にしている。 ・一緒に作業する仲間同士の視点での意見を聞き取り、作業する様子を見て、現場における技能（腕）を測っている。 ・一日・時間当たりの生産量・施工量を作業所長が確認し、5段階にレベル分けした人事評価制度により評価を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職人を引っ張って確保するようなことはしない。新卒でも中途採用でも、どう能力を見極めて定着させ、育成していくかが大事である。 ・正社員で採用し、教育訓練を行い育成している。長年関わりのある外注業者に対しては仕事が途切れないように発注し、関係維持に努めている。 ・中途採用する場合には、資格の取得状況、他社での経験内容で能力を判断して採用している。 ・実態として職人の引き合いは生じている。優秀な職人は高い賃金を払っても利益が出るから声が掛かる。会社の就労条件が見合わなければ他社へ移るのは仕方がない。職人も転々とし過ぎると信用が下がるリスクもある。

専門工事企業からのヒアリング結果②

項目	④資格と技能（腕）の関係性	⑤経験年数と技能の関係性	⑥能力を評価する仕組み（能力評価基準）検討の留意点
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>技能士資格は現場における技能（腕）とある程度の関連性がある。</u> ・ <u>将来性のある腕の良い職人には積極的に技能士資格をとらせる企業が多い。</u> ・ <u>仕事のできる職人は技能士資格を取得している。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>経験を積むことにより、ある程度まで技能は上達する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>能力評価の客観性は資格や実務経験を指標とすることである程度は担保ができる。</u> ・ <u>現場で人をまとめるコミュニケーション能力やマネジメント能力等は、客観的な評価を示すことが難しい。</u>
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格と現場における技能（腕）は直接的には関係しないが、資格取得は合格する能力と意欲の証明であり、積極的に評価すべきだろう。 ・ 技能士資格の取得には一定の実務経験が必要であり、検定課題を時間内に仕上げる能力は現場の業務でも生きてくることなので、資格と技能（腕）は関連性があるとみなして良い。 ・ 社内の人事評価制度では資格を取得しなければ上に上がれない仕組みとしている。資格と技能（腕）の良さが直接的に関係するかというと、運転免許と同じで必ずしもそうではない。 ・ 技術・技能があれば技能士は取れる。高齢の職人で若い頃に技能士を取らなかった者もいるが、こうした世代が引退すると、仕事ができる人は資格が有って当然という状況に変わるだろう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経験年数と現場における技能（腕）は直接的には関係しない。ただし、仕事を一通り経験するためには一定の年数は必要になる。 ・ 一般的には経験を積むことである程度まで技能（腕）は上達する。一定以上の技能になると、個人のセンスも関係してくるので、伸び難くなる。 ・ 経験年数と仕事内容である程度の技能を判断できる。職長なのか、職人なのか、どういった立場を経験してきたかで違ってくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価の客観性は資格、経験年数で示すしかないのではないか。 ・ 専門工事業団体ごとに簡易な評価項目を設定して、各企業で複数名が技能者をチェックし、団体に登録するという方法もあるのではないか。 ・ 評価をする上で客観的な評価だけでは難しい面もある。当社では経験による幅広い対応力も大事なので、賃金は年功序列にしてベテランを評価する一方で、作業量は賞与で評価して若者とバランスを取るよう考えている。 ・ 企業と現場で求められている評価が異なるかもしれない。企業は技能者の歩掛を見て利益率が上がれば良いと考えている。他方で現場では協調性が重視されており、特に躯体職種では他職種との調整能力が求められている。

CSCS※カード(建設技能認証制度、1995年4月～) ※Construction Skills Certification Scheme

制度の概要

- 【カードの概要】
 - ・国家基準に基づく建設技能者の技能レベルや、現場で安全に作業するために必要な知識を有していることを証明するカード
 - ・資格や才能のレベルを示すために異なる色の等級により13種類にランク付けされている。
- 【カード取得方法】
 - ・安全衛生試験を通ることが必要。不法就労者を排除するため、受験時に運転免許証等による本人確認を実施。3～5年毎に再試験・更新が必要。カード発行・更新費用は49.5£(カード30£、安全衛生試験19.5£)。
- 【活用状況】
 - ・CSCSカードの保有者は約200万人以上で、イギリスにおける建設業従事者の約80%(2015年末)。
 - ・カード発行に関する法的な位置づけや、カード保持の法的な義務はないが、運用として、多くの建設企業や発注者が、CSCSカードを保持しない者の建設工事現場への入場を認めていない。
- 【事業主体】
 - ・民間団体のCSCS Limitedが管理。非営利の有限会社、役員は建設業関係の団体・組合等により構成。

【CSCSカードの見本】

- ・日本の運転免許証とほぼ同じ大きさ。
- ・カードには資格情報も格納できる



- 赤カード : 訓練生 等
- 緑カード : 建設作業員
- 青カード : 熟練技能者
- 金カード : 高度技能者、監督者
- 黒カード : 管理者
- 黄カード : 現場ビジター
- 白/黄カード : 建設関連学位保有者 等

注 赤カードは計5種類、金カードは計2種類、白/黄カードは計2種類が存在

【主な用途】

- ・入退場管理
- ・従事する業務に必要な資格の確認
- ・給与支払いのための労働時間管理

出典 : ◆英国「CSCS Limited」ホームページ
◆財団法人 国土技術研究センター「JICE REPORT」vol.19/2011.7月
◆財団法人 建設業技術者センター「平成23年度 海外における技術者制度調査業務 報告書」より

CSCS※カード（建設技能認証制度、1995年4月～） ※Construction Skills Certification Scheme

カードの取得

- ・カードの申請は本人又は雇用者が、電話、郵送又はメールにより行うことができる。
- ・カード取得のためには、①国家資格等を取得していること、②安全衛生試験の受験、が必要。
- ・更新の際には、再度必要な国家資格の証明、安全衛生試験の受験が必要。



カードの利用

- ・カードにはICチップが装備されており、専用アプリをインストールしたスマートフォン・タブレット又はカードリーダーで情報を読み取る。
 - ・読み取った資格等の情報を簡単にデータベースに取り込み、社内で管理することが可能。
 - ・読み取り用のアプリは無料で配布、市販のカードリーダーを購入する場合価格は£40～。
 - ・加えて、①入退場管理、②現場教育の受講履歴の管理などに使用することもできる。（CSCS社独自のアプリと社内システムをリンクさせることで、受講履歴のデータを蓄積することが可能。）
- ※なお、カードに登録された情報の変更はカードの発行主体によってのみ可能。



利用による効果

- ・適切な資格を持たない者・安全教育を受けていない者の現場への入場や作業への従事を防ぐ。
- ・業務に必要な資格・訓練の簡易な証明。
- ・カード情報の取り込みにより、労働者の資格の確認作業やデータ入力の手間の軽減。
- ・その他、入退場時刻の記録を含めた入退場管理や社内の教育訓練履歴をはじめとする社員管理にも1枚のカードで対応が可能。



建設技能者 職業能力基準(共通編)(案)

参考資料3

職業レベル		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
名称		初級技能者	中堅技能者	職長・熟練技能者	登録基幹技能者
経験年数(目安)		3年まで	4~10年	5~15年	10~15年以上
賃金指標(目安)					
対象技能者イメージ		指示された作業を、手順に基づき他の作業者と一緒に実施する能力。	分担された作業を手順に基づいて正確に実施する能力及び、職種によっては施工図を作成し、上司の確認を得て自分で加工する能力。	現場管理や工法、技術等について元請管理者と協議し、作業手順を組立て、作業員への確かな指示・調整等を行う。	高度な技術力を有し、現場管理や工法、技術等について元請管理者と協議出来る。また他職種との調整などQCDS Eの総合的な管理ができる。
知識	建設業全般	建設業の社会的役割等を知っている	建設業の社会的役割等の基本を理解している	建設業の社会的役割等の基本について説明ができる	その時点での建設業に関連する社会問題を理解し、部下に説明することができる
	建設業法	建設業許可などの建設業法の基本を知っている	建設業法に必要な現場技術者等を理解している	建設業法を理解し、コンプライアンスに基づき技能者に作業を行わせている	「建設業法令遵守ガイドライン」を理解している
	工事概要	建築工事を構成する工事の概要を知っている	建築工事を構成する工事の概要を理解している	専門工事と他業種の関係を理解し指示ができる	
	用語・ルール、現場作業	現場のルールを理解している	職長の指示に従って仕事が進められる	技能者に仕事の進め方の正確な指示ができる	元請に現場ルールを確認し、職長を通じて技能者へ指示ができる
各職方との連携	作業に必要な基本的な用語や名称、用途を理解している	作業に必要な用語や名称、用途を理解し、若年技能者の指導ができる	元請や他業種に関連する用語や名称等を十分に理解し、指示ができる	元請に現場ルールを確認し、職長を通じて技能者へ指示ができる	
社会性及び適性	社会的責任とコンプライアンス	過去の問題となった倫理等の事例を知っており、これらの問題に直面した時は、上司に相談ができる	他技能者と良好なコミュニケーションがとれる	他職種の職長と作業間連絡を行い、工程調整等の連携を図ることができる	他業種との協調ポイントを適確に捉え、現場運営を良好に保つことができる
	現場マナーとコミュニケーション	朝礼、清掃、喫煙場所等の規律が守られる	職業人としてのプロ意識や責任感をもって仕事ができる	企業の社会的責任についての知識と自覚を有し技能者への指導ができる	公共の利益と企業の利益が矛盾する場合、企業倫理を踏まえ公正な判断ができる
	チームワーク	現場関係者等に明るく挨拶をし、先輩等からの質問や問いかけに、ハキハキと答えられる	職業人としてのプロ意識や責任感をもって仕事ができる	企業の社会的責任についての知識と自覚を有し技能者への指導ができる	公共の利益と企業の利益が矛盾する場合、企業倫理を踏まえ公正な判断ができる
	環境保全への取組	現場の環境問題への取組み(ゴミゼロエミッション、材料の3R等)を理解している	職業人としてのプロ意識や責任感をもって仕事ができる	企業の社会的責任についての知識と自覚を有し技能者への指導ができる	公共の利益と企業の利益が矛盾する場合、企業倫理を踏まえ公正な判断ができる
施工図	施工図面・数量拾い出し	施工図に書かれている内容を読むことができる	施工図を理解して、作業を進めることができる	施工図を理解して、現場打合せができる	施工図の整合性を確認し、元請管理者と協議ができる
	品質管理(作業品質の遵守)	指示により材料の品質基準に従い、正しく区別ができる	元請・下請役割分担の内容を理解して、施工品質を維持して作業ができる	施工品質を維持するよう作業を徹底し、作業所ルールに従い自主検査の徹底ができる	元請管理者を補佐し、品質管理に努めている
	工程管理(作業工程の見極め)	当日分の作業と役割の把握ができる	週間、月間の作業工程から毎日の作業目標の認識ができる	施工計画書に基づいた週間及び月間の作業工程計画を基に作業の全体像の把握ができる	元請管理者を補佐し、工程管理に努めている
	原価管理	指示を受け、現場乗込み時に必要な道具、材料等の準備ができる	材料の手配及び段取り等を行い、内容を職長に報告ができる	作業計画等を基に、作業指示するとともに、送出し教育の実施ができる	乗込み前に元請管理者と打合せを行い、要求工程と自社の体制の整合を図り、全体の施工計画書を確認し、他現場との調整ができる
段取りと作業管理	入場前準備	指示を受け、現場乗込み時に必要な道具、材料等の準備ができる	材料の手配及び段取り等を行い、内容を職長に報告ができる	作業計画等を基に、作業指示するとともに、送出し教育の実施ができる	乗込み前に元請管理者と打合せを行い、要求工程と自社の体制の整合を図り、全体の施工計画書を確認し、他現場との調整ができる
	作業手順等の確認	自分の作業の役割を確認し、作業手順の習得に努めている	工程表等から作業の流れ等を想定し、作業班の編成を行い、役割や責任分担の確認ができる	作業の流れから整合性を確認し、効率化を図るための指示ができる	職長が提出した役割分担や編成等の報告を受け、必要であれば配属調整ができる
	現場状況の確認	指示を受け、資材置き場や工具類の設置場所等の確認ができる	他職種との相番作業で影響する仮設等の問題点を確認し、職長に相談ができる	現場で生じた不具合や納まりの問題点の指摘し、対策案等の指導ができる	作業遅延が発生した場合は元請管理者と協議し、施工管理者に報告のち、対策の周知ができる
	材料・器具・工具の確認と管理(整理整頓)	指示を受け、作業に必要な器具等の数量を確認して、運搬ができる	器具類の状況等を定期的に点検し、必要な器具等の数量を準備して職長に確認ができる	器具類の申請書を確認し、代替が必要な場合は手配等を指示ができる	現場持ち込み機械類について、事前に元請管理者から管理場所等の承認を得ている
資格および関連する法令	職業能力開発促進法	○ 3級○○○技能士	○ 2級○○○技能士	○ 1級○○○技能士	※ 職業訓練指導員
	労働安全衛生法	◎ 安全衛生教育(雇入れ時) ◎ 玉掛特別教育(1t未満) ◎ 高所作業車運転特別教育(10m未満) ◎ 足場の組立て等作業従事者特別教育 ◎ フォークリフト運転特別教育(1t未満) ◎ 移動式クレーン特別教育(1t未満) ◎ クレーン特別教育(5t未満) ◎ 丸の二等取扱作業安全衛生教育(特別教育に準じる教育)	◎ 職長・安全衛生責任者教育 ◎ 玉掛技能講習(1t以上) ◎ 高所作業車運転技能講習(10m以上) ◎ 足場の組立て等作業主任者技能講習 ◎ フォークリフト運転技能講習(1t以上) ◎ 小型移動式クレーン技能講習(1t以上5t未満) ◎ アーク溶接特別教育 ◎ 自由研削といしの取替え等の業務特別教育	◎ 職長・安全衛生責任者教育(再) ◎ 酸素欠乏危険作業業務特別教育	◎ 職長・安全衛生責任者教育(再) ◎ RST講座・新CFT講座
	建設業法		○ 2級建築施工管理技士(躯体) ○ 2級建築施工管理技士(建築・仕上げ) (主任技術者)	※ 1級建築施工管理技士	○ 登録○○○基幹技能者(監理技術者)
	建築士法 その他	※ 普通自動車免許		※ 建築士(1・2級)	
参考	EQF	レベル4	レベル5	レベル6	レベル7

※凡例 ◎:当該業務に従事する上で必須の資格 ○:技能レベルを判断する資格 ※:ステップアップしていく上で取得が望ましい資格

建設技能者 職業能力基準(とび)(案)

職業レベル		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
名称		初級技能者	中堅技能者	職長・熟練技能者	登録基幹技能者	
経験年数(目安)		3年まで	4~10年	5~15年	10~15年以上	
賃金指標(目安)						
とび技能者対象イメージ		初級として修業中のとび技能者	見習い工をを修了し、現場での経験を積んだとび技能者	グループ長、職長として技能者を統率しとび工事に関する一連の作業ができる熟練技術者	現場管理や工法、技術等について元請管理者と協議し、指示・調整等を行う技能者	
区分の目安(職務概要)		施工の基礎的な知識があり、工具・機械等の安全な使い方を知り、作業の補佐ができる	中堅技能者としてとび作業を工程や工事の流れに沿って正確にできる	必要な資材の発注、手戻りのない段取りの検討、技能者への作業の指示、工程管理ができる。各職方との段取りの調整ができる	元請の管理者を補佐し、工事管理を行う。技能、知識を第三者に正しく説明、指導ができる	
生産レベルの目安(作業の精度・早さ)		上司の指示を受け、手順を確認しながら作業を行うことができる	正確な作業ができ、一般的な早さ・精度がある	作業の精度が平均的な技能者より格段に早く手直しもほとんどない作業ができる	作業そのものより、作業指示・各種管理の総括を的確に行える	
専門知識・基本技能	器具・建設機械の知識・管理	器具	とび工事に使用する器具の種類、用途、使用方法の基本的な知識がある ＜器具＞ し、スパナ類、ペンチカッター、ハンマー、電動レンチ、ホルシン、ラチェットレンチ、パール、水準器 ・ 基本の墨出し道具、計測用具を使うことができる	とび工事に使用する器具の種類、用途、使用方法、手入れの仕方を習得している	とび工事に使用する器具の使い方、手入れの方法を正しく指導ができる	
		建設機械	建設工事(仮設工事、土工事、躯体工事、解体工事)に使用する機械、設備の基本を理解している	建設工事(仮設工事、土工事、躯体工事、解体工事)に使用する機械、設備を理解している	建設工事(仮設工事、土工事、躯体工事、解体工事)に使用する機械、設備を正しく指導ができる	
	材料知識	とび工事用材料	とび工事用材料(足場材、支保工材、養生材、土止め用材、荷揚げ用材)の種類、用途の基本を理解している	とび工事用材料(足場材、支保工材、養生材、土止め用材、型わく材、荷揚げ用材)の種類、用途を理解している	とび工事用材料(足場材、支保工材、養生材、土止め用材、型わく材、荷揚げ用材)の種類、用途を正しく指導ができる	
		建築用材料	建築用材料の種類、用途の基本を理解している ＜建築用材料＞ 鋼材、ワイヤーロープ、鋼製金具、木材、セメント、コンクリート及びコンクリート成形品、杭材、地業用材等	建築用材料の種類、用途を理解している		
基本知識	図面・用語	指導のもと、建設工事の主要な施工図、作業手順書を読むことができる ・ 基本の部材の名称・特性、用語を理解している	建設工事の主要な施工図、仮設の配置図、組立図面を理解できる ・ 組立計画図の作成ができる	建設工事の主要な施工図、仮設の配置図、組立図面を理解し、効率的な作業の進め方を考慮した作業指示ができる	十分な経験を有し熟達した作業能力、技術の進展等に的確に対応した技術に関連した知識がある	
	建築構造・施工方法	仮設建築物(足場・架設通路、構台、支保工等)の種類、構造について基本を理解している ・ 建築物の構造の種類、特徴に関して基本を理解している ・ 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の建築物の組立て、解体工事方法の概略の知識がある	仮設建築物の種類(足場・架設通路、構台、支保工等)、構造について理解している ・ 建築物の構造、特徴について理解している ・ 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の組立て、解体工事方法を理解している ・ 力学に関する基礎知識がある	仮設建築物(足場・架設通路、構台、支保工等)の種類、構造について詳細な知識がある ・ 建築物の種類、構造、特徴を理解し、指導ができる ・ 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の組立て、解体工事方法の詳細な知識がある	建築物の種類、構造、特徴について理解し、他の専門工事の作業手順・内容、工程にも精通している	
専門技能	とび工事	基本事項	指示を受けて、建築工事における各種とび作業の必要機材の準備の補助ができる ・ 資材の持ち方、担ぎ方を理解し、建設工事に使用する材料の運搬作業ができる ・ 指導のもと、玉掛け、荷降し作業の補助ができる ・ 玉掛けと合図の方法を学んでいる	建築工事における各種とび作業の工程を作成し、必要機材の準備ができる ・ 足場・支保工の組立て・解体、鉄骨の組立て作業がひと通りできる ・ 玉掛けの方法を理解し、重量目測、玉掛け用具の選定及び使用、掛け外しができる ・ クレーン等の運転のための玉掛けの合図ができる	足場・支保工の組立て・解体、鉄骨の組立て作業の指導ができる ・ 玉掛けの方法を指導し、重量目測、玉掛け用具の選定及び使用、掛け外しの指示ができる	他の専門工事の状況を把握した上で工程を作成し、必要機材の準備等の段取りの指揮ができる
		仮設設備の専門知識	足場、仮囲いに関する基準や組立ての専門知識を理解している	仮設設備の基準や安全の専門知識があり、計画図や作業手順書の内容を理解できる	仮設設備の基準や安全の高度な専門知識、経験があり、計画図のチェック、作業手順書の作成ができる ・ 他職種が作業を行う上で必要な仮設設備を、協議のうえ、安全で作業し易いよう設置ができる	元請管理者と協議して仮設計画に必要な専門的な助言、補佐ができる ・ 仮設設備に係る専門知識、経験から、作業手順の標準を見直して安全性、作業効率の向上の検討ができる ・ 元請管理者と協議して現場の状況に応じて想定される危険を予測し、必要な専門的な助言、補佐ができる
		安全の専門知識	仮設設備に係る墜落、落下等の危険を理解している	墜落、落下等の危険箇所を発見して職長へ報告し、適切な対策の作業ができる	現場の危険箇所を指摘して、適切な対策の指示ができる	
		仮設工事(足場とび)	指示を受けて、墨出し、水平・垂直出しの補助ができる ・ 仮設の建築物(仮囲い、工外用仮設建築物、架設通路、構台、支保工)の組立て、解体手順の基本知識があり、指導のもと、作業の補助ができる ・ 足場(丸太、単管、枠組)の組立て、解体手順の基本知識があり、指導のもと、作業の補助ができる ・ 指示を受けて、番線・ロープ結束、ネット・シート貼り(養生)作業ができる	墨出し、水平・垂直出しができる ・ 仮設の建築物(仮囲い、工外用仮設建築物、架設通路、構台、支保工)の組立て、解体の手順を理解し、組立、解体作業ができる ・ 足場(丸太、単管、枠組)の組立て、解体手順を理解し、組立、解体作業ができる	仮設の建築物(仮囲い、工外用仮設建築物、架設通路、構台、支保工)の組立て、解体の手順を理解し、組立、解体作業の指示ができる ・ 足場(丸太、単管、枠組)の組立て、解体手順を理解し、組立、解体作業の指示ができる	他の専門職種が安全かつ効率よく作業できる段取り作業として、仮設工事の統括ができる
		鉄骨組立(鉄骨とび)	鉄骨の組立て方法の基本を理解している	鉄骨の組立て方法を理解し、下部(地走り)と上部(取り付け)共、建て方の作業ができる	鉄骨の組立て方法を理解し、建て方の指揮ができる	とび作業を安全かつ効率的に行うため、技能者を適切に配置し、作業方法・手順の段取り、統括ができる
		タワー・クレーン工事	タワー・クレーンの組立て、解体方法の基本を理解している	タワー・クレーンの組立て、解体方法の手順を理解し、作業ができる	タワー・クレーンのクライミング方式、組立て、解体方法の手順を理解し、作業の指揮ができる	
	土工工事	重量物運搬(重量とび)	重量物の運搬方法の基本を理解している	重量物の運搬方法、目測を理解し、重量物の捲揚げ、据付作業ができる	重量物の運搬方法、目測を理解し、重量物の捲揚げ、据付作業の指示ができる	
		掘削、土止め、地業	指示を受けて、掘削工事の作業補助ができる	掘削工事(根切り)の方法(布掘り、溝掘り、段掘り)を理解し、作業を進めることができる	掘削工事(根切り)の方法(布掘り、溝掘り、段掘り)を理解し、作業を指示ができる	土工事、コンクリート工事の工程を把握し、各作業を確認し統括ができる
			指示を受けて、地業工事の作業補助ができる	地業の方法(玉石地業、割栗地業、砂利敷地業、杭打ち地業)を理解し、作業を進めることができる	地業の方法(玉石地業、割栗地業、砂利敷地業、杭打ち地業)を理解し、作業を指示ができる	
		コンクリート打設	指示を受けて、土止め工法の作業補助ができる	土止め工法(矢板・腹おこし・切りばりによる土止め、連続土止壁)を理解し、作業を進めることができる	土止め工法(矢板・腹おこし・切りばりによる土止め、連続土止壁)を理解し、作業を指示ができる	
資格および関連する法令※	職業能力開発促進法	○ 3級とび技能士	○ 2級とび技能士	○ 1級とび技能士	※ 職業訓練指導員	
	労働安全衛生法	◎ 安全衛生教育(雇入れ時) ◎ 玉掛け特別教育(1t未満) ◎ 足場の組立て等作業従事者特別教育 ◎ 建設用リフト運転特別教育 ◎ フォークリフト運転特別教育(1t未満) ◎ 高所作業車運転特別教育(10m未満) ◎ クレーン特別教育(5t未満) ◎ 移動式クレーン特別教育(1t未満) ◎ 動力巻き上げ機運転特別教育	◎ 職長・安全衛生責任者教育 ◎ 玉掛け技能講習(1t以上) ◎ 足場の組立て等作業主任者技能講習 ◎ 型枠支保工組立て等作業主任者技能講習 ◎ フォークリフト運転技能講習(1t以上) ◎ 高所作業車運転技能講習(10m以上) ◎ 小型移動式クレーン運転技能講習(1t以上5t未満) ◎ 床上操作式クレーン運転技能講習(5t以上) ◎ 建築物等の鉄骨組立て等作業主任者技能講習 ◎ ガス溶接技能講習 ◎ クライミングクレーン組立・解体作業指揮者安全講習 ◎ 工外用エレベーター組立解体作業指揮者安全講習	◎ 職長・安全衛生責任者教育(再)	◎ 職長・安全衛生責任者教育(再) ※ RST・新OFT講座	
	建設業法	← ○2級建築施工管理技士(躯体) → ← ※2級建築施工管理技士(建築・仕上げ) →	← ※1級建築施工管理技士 → (主任技術者)		○ 登録簿・土工基幹技能者 (監理技術者)	
	建築士法 その他	※ 普通自動車免許		← ※建築士(1・2級) →		

※凡例 ◎:当該業務に従事する上で必須の資格 ○:技能レベルを判断する資格 ※:ステップアップしていく上で取得が望ましい資格

建設技能者 職業能力基準(鉄筋)(案)

職業レベル		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
名称		初級技能者	中堅技能者	職長・熟練技能者	登録基幹技能者	
経験年数(目安)		3年まで	4~10年	5~15年	10~15年以上	
賞金指標(目安)						
鉄筋技能者 対象イメージ		初級として修業中の鉄筋技能者	見習い工を修了し、チームの一員として現場での経験を積んだ鉄筋技能者 班長として作業指示ができる	現場管理や工法、技術等について元請管理者と協議し、作業手順を組立て、作業員への確かな指示・調整等を行う	高度な技術力を有し、現場管理や工法、技術等について元請管理者と協議ができる。また他職種との調整などQCDSMEの総合的な管理ができる	
区分の目安(職務概要)		鉄筋材料の名称と基礎的な知識を覚え、道具・電動工具等の安全な使い方を知り、作業の補佐ができる	中堅技能者として、工程や工事の流れに沿って、鉄筋加工や組立てを正確にできる	加工帳を作成し、必要な資材の発注、技能者への鉄筋加工、組立ての指示ができる。各職方との段取りの調整ができる	作業所の品質精度・工程・安全・工事管理を行い、技能、知識を第三者に正しく説明、指導ができる	
生産レベルの目安(作業の精度・早さ)		上司の指示を受け、手順を確認しながら作業を行うことができる	鉄筋加工帳(絵符)に基づき、正確な鉄筋加工、組立てを、一般的な早さ・精度で行うことができる	鉄筋加工や組立て精度が平均的な技能者より格段に早く手直しもほとんどない作業ができる	作業そのものより、作業指示・各種管理の総括を的確に行える	
専門知識・基本技能	道具の知識・管理	機械・工具の種類	鉄筋使用機械・工具一式の使用法と手入れを習得している	機械・工具の使い方と手入れの仕方を技能者に正しく指導ができる	安全な作業に向けて、各技能者に機械・工具の手入れ等の管理の指示ができる	
	材料知識	鉄筋の種類と記号	鉄筋コンクリート用棒鋼の呼び名を理解している 製造企業(メーカー)別 鉄筋の色分けと圧延マークを知っている 異形棒鋼とねじ鉄筋の区別がわかる	担当作業所の使用するメーカーと強度を知っている		常にJASS-5の改訂に配慮することができる
		継手及び定着長さ	継手と定着長さを理解している 基本的な継手の種類や方法を理解している	継手と定着長について理解して指導ができる	継手と定着長を理解して、作業結果の検査ができる	常にJASS-5の改訂に配慮することができる
		かぶり厚さ	指示を受けて、かぶり厚さを確保する適切なスペーサーの使い方を理解している スペーサーの種類がわかる	各部位の鉄筋の設計かぶり厚さ及び最小かぶり厚さの規定の知識があり、指導ができる	各部位のかぶり厚さの規定を理解して必要なかぶり厚さを確保できているか検査ができる	
		鉄筋間隔	指示を受けて、鉄筋の間隔・あきを確保する適切なスペーサーの使い方を理解している	鉄筋の間隔・あきの最小寸法を理解し、必要なあき寸法を確保しており、指導ができる	鉄筋の間隔・あきの寸法を理解して、必要なあき寸法を確保できているか検査ができる	常にJASS-5の改訂に配慮することができる
	組立施工図 鉄筋加工帳 (絵符) の理解・作成	組立施工	配筋の部位がわかる(基礎・柱・梁・壁・床(スラブ)) 指導のもと配筋・結束ができる	鉄筋施工図を見て、鉄筋加工帳(絵符)の作成ができる 指示を受けて、簡単な施工図の作成ができる	構造図・躯体図に基づき、鉄筋施工図の作成ができる 鉄筋施工図に基づき、効率的な作業の進め方を考慮した作業指示ができる	躯体図と鉄筋施工図の整合性を確認し、修正等の指示ができる 鉄筋施工図の作成にあたり、躯体図に基づき、配筋の重要ポイント等を元請と協議して作成に反映ができる
		鉄筋加工	指導のもと鉄筋加工帳(絵符)を見て加工ができる 鉄筋加工帳(絵符)を見て加工する機械の判断ができる	鉄筋加工帳(絵符)に基づき作業が進められる 鉄筋加工帳(絵符)を見て加工ができる	鉄筋施工図に基づき、鉄筋加工帳(絵符)の作成ができる 鉄筋加工帳(絵符)に基づき、効率的な作業の進め方を考慮した作業指示ができる	鉄筋加工帳(絵符)と鉄筋施工図との整合性を確認し、修正等の指示ができる 鉄筋施工図に基づき、配筋の重要ポイント等を元請と協議して鉄筋加工帳(絵符)の作成に反映ができる
	専門技能	鉄筋加工	指示と指導に基づいて、曲げ加工作業等の手元作業ができる 曲げ機、切断機の使用法を理解している	鉄筋加工帳(絵符)に基づいて、曲げ加工を行い工場長の確認を受けている 作業者の加工に不具合があれば、自分で見本を加工して見せて指導ができる	作業者が切断や曲げ加工等をした鉄筋材料が当該現場の仕様に合致しているかどうか確認ができる 搬入や揚重機計画を含む小運搬等を考慮した加工を行って小ロット単位で結束して準備ができる	作業者が切断や曲げ加工等をした鉄筋材料に現場仕様と不適合があれば指導し再発防止を図ることができる 搬入や小運搬等を考慮した加工を作業者に指示し、作業結果の確認ができる 鉄筋加工の材料管理ができる
		鉄筋組立	指示に従って鉄筋組立作業ができる 先輩等の指導を受けながら、組立作業手順を学んでいる 先輩等の指導のもと準備作業ができる	鉄筋施工図を見て組立手順に基づいて、効率良く配筋や組立ができる 組立作業終了後に職長の検査を受けている	事前の質疑応答ができており、効率良く配筋や組立ができる 組立作業終了後に、仕様書に基づき検査ができる 作業終了後の立会い検査では、詳細説明を求められた場合には分かりやすく説明ができる	仕様書に則り、鉄筋組立作業の品質管理ができる
		資材運搬	指示に従って荷受作業ができる 使用する工具・資材の準備作業ができる(端三角、玉掛けワイヤー、介錯ロープ)	指示に従って荷受け段取りを行って後輩に作業指示ができる 指示に従い鉄筋加工帳(絵符)を基に入荷材の確認ができる 資材置場の安全確保の確認ができる	現場状況を考慮した適切な計画をして、材料運搬の作業指示ができる	
配筋検査				自主検査をさせ、是正ができる 部位毎配筋チェックリストの作成ができる(基礎・柱・梁・壁・床(スラブ))	自主検査を行い指示・指導ができる	
資格および関連する法令	職業能力開発促進法	○ 3級鉄筋施工技能士	○ 2級鉄筋施工技能士 ○ 2級鉄筋施工図技能士	◎ 1級鉄筋施工技能士 ◎ 1級鉄筋施工図技能士	※ 職業訓練指導員	
	労働安全衛生法	◎ 安全衛生教育(雇入れ時) ◎ 玉掛け特別教育(1t未満) ◎ 高所作業車運転特別教育(10m未満) ◎ 足場の組立て等作業従事者特別教育 ◎ フォークリフト運転特別教育(1t未満) ◎ アーク溶接特別教育 ◎ 揚貨装置の運転の業務にかかる特別教育 ◎ 建設用リフト特別教育 ◎ 移動式クレーン特別教育(1t未満) ◎ クレーン特別教育(5t未満) ◎ デリック特別教育(5t未満) ◎ 酸素欠乏作業特別教育	◎ 職長・安全衛生責任者教育 ◎ 玉掛け技能講習(1t以上) ◎ 高所作業車運転技能講習(10m以上) ◎ 足場の組立て等作業主任者技能講習 ◎ フォークリフト運転技能講習(1t以上) ◎ ガス溶接技能講習 ◎ 床上操作式クレーン運転技能講習(5t以上) ◎ 小型移動式クレーン技能講習(1t以上) ◎ 第1種酸素欠乏危険作業主任者	◎ 職長・安全衛生責任者教育(再)	◎ 職長・安全衛生責任者教育(再) ※ RST講座・新CFT講座	
	建設業法		← ○2級建築施工管理技士(躯体) ← ※2級建築施工管理技士(建築・仕上げ) ← (主任技術者) →	← ※1級建築施工管理技士 → ← (監理技術者) → ◎ 登録鉄筋基幹技能者		
	建築士法			← ※建築士 (1・2級) →		
	その他	※ 普通自動車免許				

※凡例 ◎:当該業務に従事する上で必須の資格 ○:技能レベルを判断する資格 ※:ステップアップしていく上で取得が望ましい資格

建設技能者 職業能力基準(型枠)(案)

職業レベル		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
名称		初級技能者	中堅技能者	職長・熟練技能者	登録基幹技能者	
経験年数(目安)		3年まで	4~10年	5~15年	10~15年以上	
賞金指標(目安)						
型枠技能者対象イメージ		初級として修業中の技能者	見習い工をを修了し、現場での経験を積んだ技能者	部下の技能者に対する的確な指示、適正配置を行い、他職種及び元請と調整、協議等を行う、職長又は主任技術者として現場管理を行うことができる技能者	高度な技術力を有し、工法、技術、現場管理及び請負契約の内容について元請管理者と協議する、現場代理人になり得る技能者	
区分の目安(職務概要)		型枠材・支保工の基礎的な知識があり、道具・電動工具等の安全な使い方を知り、作業の補佐ができる	中堅技能者として、工程や工事の流れに沿って、正確なパネル加工、建込みができる	加工帳を作成し、必要な資材の発注、手戻りのない段取りの検討、技能者への加工や建込みの指示等の作業管理、品質管理、工程管理及び安全管理ができ、他職種との調整を行うことができる	全体工程の把握・管理ができ、他職種や他工区との作業調整を率先して実行することにより、自工区の手待ち・手戻りを回避することができる 型枠の技能、知識を第三者に正しく説明、指導ができ、安全、品質を考慮した作業手順書の作成ができる	
生産レベルの目安(作業の精度・早さ)		上司の直接的指示・指導を受け、手順を確認しながら作業を行うことができる	加工帳に基づき正確な加工、建込みができ、一般的な早さ・精度がある	常に自主検査を伴う作業管理を実施し精度管理ができる。また要求品質を達成することができる	常に自主検査を伴う作業管理を実施し精度管理ができる。また要求品質を達成することができる	
専門知識・基本技能	道具の知識・管理	道具	・ 一般的な使用も道具一式を正しく使用することができる <道具> 釘袋、ハンマー、墨つぼ、墨差、差し金、下げ振り、のこぎり、パール、フォームタイ返し、ラチェット、レベル、レーザーレベル	・ 標準的な道具一式を正しく使用し、手入れができる <道具> 釘袋、ハンマー、墨つぼ、墨差、差し金、下げ振り、のこぎり、パール、フォームタイ返し、ラチェット、レベル、レーザーレベル	・ 道具の使い方と手入れの仕方を技能者に正しく指導ができる	・ 安全な作業に向けて、各技能者の道具の手入れ等の管理の指示ができる
		電動・エア工具	・ 一般的な電動・エア工具を正しく使用することができる <電動・エア工具> 丸のこ、電気ドリル、釘打ち機、コンプレッサ、インパクトドライバー	・ 電動・エア工具を正しく使用し、手入れができる <電動・エア工具> 丸のこ、電気ドリル、釘打ち機、コンプレッサ、インパクトドライバー、台付のこ、ペーパーサンダー、溶接機	・ 分電盤、配線状況の確認、正しい指導ができる ・ 有資格者を適切に配置し、管理ができる ・ 電動・エア工具の点検内容、点検頻度を理解し指示・指導ができる	
		工具の扱い	・ 道具、丸のこ、釘打ち機を安全に使用することができる	・ 道具、丸のこ、台付のこ、釘打ち機を自在に扱うことができる	・ 使用状況を確認、指導することができる	
	型枠材料知識	型枠材	・ 敷桟・型枠用合板・桟木・セパレーター、面木、目地棒等について理解している	・ 合板だけでなく、鋼板、デッキ材、曲面型枠、ラス型枠等の型枠材を扱うことができる ・ 型枠材の扱いができる	・ 適切な型枠計画を元請と協議、検討することができる	
		支保工資材等	・ サポート・パイプ・ビーム等についての基本を理解している	・ サポート・パイプ・ビーム等を正しく使用することができる ・ 必要な支保工材の扱いができる	・ 適切な支保工計画を元請と協議、検討することができる ・ 簡単な支保工計算、側圧計算ができる	
		その他資材	・ フォームタイ・チェーン等の基本を理解している	・ フォームタイ・チェーン等を正しく使用することができる	・ JAS、仮設工業会認定基準を理解している	
	加工帳の理解・作成	金物等	・ アンカー金物、インサート、スリーブやドレインの基本を理解している	・ アンカー金物、インサート、スリーブやドレインの正しい取付方法を理解している	・ 金物等の使用方法、許容荷重を理解している	
		加工帳	・ 指示を受け、加工帳の基本的な読み方を理解している	・ 加工帳を理解して下拵え作業ができる ・ 簡単な加工帳の作成ができる	・ 施工図に基づき、転用を考慮し加工帳の作成ができる	・ 加工帳と施工図との整合性を確認し、修正等の指示ができる
		施工図		・ 加工帳を見て作業ができる	・ 施工図に基づき、効率的な作業の進め方を考慮した指示ができる	
		原寸	・ 指示を受けて、簡単な原寸を元に、加工ができる	・ 難しい型枠も原寸を元に、加工ができる	・ 難しい型枠の原寸を作成することができる	
専門技能	資材運搬	・ 指示を受けて、簡単な原寸を元に、加工ができる ・ 資材の効率の良い運搬・置き方を理解している	・ 難しい型枠も原寸を元に、加工ができる ・ 資材の必要数量の確保・使用方法を理解している	・ 資材搬入計画の立案と指示ができる		
	墨出し	・ 指示を受けて、小墨出しの補助ができる ・ 指示を受けて、レベル出しの補助ができる	・ 施工図を見て小墨出しができる ・ 施工図を見て、レベル出しができる	・ 基準墨と小墨の整合性を判断することができる		
	パネル加工	・ 指示を受けて、基礎型枠の加工補助ができる ・ 指示を受けて、柱・梁・壁型枠の加工補助ができる ・ 指示を受けて、スラブ型枠の加工補助ができる	・ 加工帳を理解し、合理的な材料取りができる ・ 加工帳を理解し、基礎型枠の加工ができる ・ 加工帳を理解し、柱・梁・壁型枠の加工ができる ・ 加工帳を理解し、スラブ型枠の加工ができる ・ 加工帳を理解し、階段型枠の加工ができる	・ 工程に合わせパネル加工の指示を出し、加工のミスや問題を指摘することができる	・ 加工帳から搬入計画、パネル作成計画を立て、元請管理者加工スケジュールの調整ができる	
	建込み	・ 指示を受けて、作業手順を確認しながら、型枠材の建込みの補助ができる ・ 指示を受けて、セパレーターの取付の補助ができる ・ 指示を受けて、支保工の取付けの補助ができる	・ 作業手順を理解し、基礎・柱・梁・スラブ型枠材の建込みができる ・ 地組により梁ユニットを製作し、正確に設置することができる ・ 階段等の役物の建込みができる ・ 加工帳を理解し、セパレーターの取付ができる ・ 作業手順を理解し、支保工の取付けができる ・ 施工図に基づき、捨て型枠・浮型枠の取付けができる ・ 施工図に基づき、開口部の型枠を設置することができる ・ 施工図に基づき、箱抜きや目地棒を設置することができる ・ 糸を張り、通りの確認ができる ・ 下げ振で、建入りの確認、建入れ直しができる	・ 工程を考慮し、型枠の建込みを指示ができる ・ 施工図を理解し、型枠材の正確な建込みのための指示ができる ・ セパレーターの配置計画ができる ・ 支保工計画に基づき、組立ての指示、チェックができる ・ 施工図に基づき、浮型枠、開口部、箱抜き、目地棒、金物取付けの指示を出し、チェックができる ・ 型枠工事の不具合事例の知識があり、元請と対策を協議し実施することができる	・ 元請管理者と協議し、建込みの品質確保のための指示ができる ・ コンクリート打設後に現れる躯体品質の向上に向け、型枠工事における取り組みを元請と協議ができる	
	コンクリート打設		・ コンクリート打設の合番作業で、不具合の発生した型枠のは正を行うことができる ・ 指示を受け、レベルや通りのチェックができる	・ コンクリート打設の合番作業で、確認や修正の指示ができる	・ コンクリート打設の終了後、自主検査を行い、元請管理者に記録の提出ができる	
	解体			・ 転用材と搬出材の判断を行い、解体工に資材の分別を指示ができる		
	特殊な工法	・ 大型型枠、システム型枠など特殊な工法を知識として理解している	・ 指示を受けて、大型型枠、システム型枠など特殊な工法のパネル加工、建込みができる	・ 大型型枠、システム型枠など特殊な工法の知識・経験がある	・ 大型型枠、システム型枠など経験した特殊な工法の型枠計画の作成ができる	
資格および関連する法令※	職業能力開発促進法		○ 2級型枠施工技能士 ○ 技能士補	○ 1級型枠施工技能士	※ 職業訓練指導員	
	労働安全衛生法	◎ 安全衛生教育(雇入れ時) ◎ 玉掛特別教育(1t未満) ◎ 高所作業車運転特別教育(10m未満) ◎ フォークリフト運転特別教育(1t未満) ◎ 移動式クレーン特別教育(1t未満) ◎ クレーン特別教育(5t未満) ◎ 足場の組立て等作業従事者特別教育 ◎ 酸素欠乏危険作業特別教育 ◎ 丸のこ等取扱作業安全衛生教育(特別教育に準じる教育)	◎ 職長・安全衛生責任者教育 ◎ 玉掛技能講習(1t以上) ◎ 高所作業車運転技能講習(10m以上) ◎ フォークリフト運転技能講習(1t以上) ◎ 小型移動式クレーン技能講習(1t以上5t未満) ◎ 型枠支保工組立等作業主任者技能講習 ◎ 足場の組立て等作業主任者技能講習 ◎ 酸素欠乏危険作業主任者技能講習 ◎ アーク溶接特別教育 ◎ 自由研削といしの取替え等の業務特別教育	◎ 職長・安全衛生責任者教育(再)	◎ 職長・安全衛生責任者教育(再) ※ RST講座・新CFT講座	
	建設業法		← ○2級建築施工管理技士(躯体) → ← ※2級建築施工管理技士(建築・仕上げ) → (主任技術者)	← ※1級建築施工管理技士 →	○ 登録型枠基幹技能者(監理技術者)	
	建築士法 その他	※ 普通自動車免許		← ※建築士(1・2級) →		

※凡例 ◎:当該業務に従事する上で必須の資格 ○:技能レベルを判断する資格 ※:ステップアップしていく上で取得が望ましい資格

建設技能者 職業能力基準(左官)(案)

職業レベル		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4		
名称		初級技能者	中堅技能者(一人前・技能工・作業主任・多能工)	職長・熟練技能者・登録幹技能者	登録幹技能者(サブコン管理技術者・上級職長)		
経験年数(目安)		3年まで	4~10年	5~15年	10~15年以上		
賞金指標(目安)							
左官技能者 対象イメージ	初級あるいは訓練生として技術者の卵	一人前として作業の原動力	熟練技術者として現場作業における技術上のリーダー	ゼネコン、経営者、熟練工の3者間に立ち、左官施工の管理			
	将来の目指すべき道筋を明らかにするために、初期においての進路の方向付けおよび決定をする段階	仕事の面白さを覚えてくる	プロフェッショナルとして評価される	それぞれの地域における専門領域の技術上の指導者			
区別の目安 (職務概要)	熟練工のもとで現場のあらゆる下仕事をすることにより左官の仕事が総合的な作業であることを学び、技術の基本を習得する	熟練工のもとで一つの仕事を一応責任を持って担当する	サブコン管理技術者(世話役)の指示を受け、現場作業を責任者として担当する	一つないし複数の現場の左官施工における工程管理、品質管理、安全管理、労務管理など管理運営を担当する			
生産レベルの目安 (作業の精度・早さ)	登録左官幹技能者のもとで建設現場での左官作業を中心としたOJTにより左官技術・技能を学び習得する	材料に使われるのではなく材料を使いこなし習得した技術を現場に合わせて応用することができる	施工技術は単独作業における手順段取りを計画し、実施できること	左官に関する意匠、材料および工法に熟練し建築物の性能および施工技術についても熟知して仕事の結果について技術的責任が取れる者			
	建設現場での左官作業を通して建築の仕事を経験的に学び左官技術技能の基本を習得する	特別な指導を受けなくても一通りの仕事ができる	施工管理技術者(現場監督)からの指示を判断し、資材の適否の判別、工事中および竣工後の建物の良否の判別を速やかにできる能力が有ること	建設現場でのマネジメントを行うことのできる能力を有する			
		左官工事の周辺の関連工事について配慮した仕事ができる		経営者の片腕として企業の財務管理、人事管理、営業管理、現場での施工管理の各管理業務に精通している			
専門知識・基本技能	工具の知識・管理	左官工具・機械	左官工具・機械の用途、使用法の概略の知識がある	左官工具・機械の用途、使用法の詳細な知識がある	左官工具・機械の用途、使用法を理解し、正しく指導ができる	左官工具・機械の用途、使用法を指導し、安全な作業に向けて手入れ等の管理の指示ができる	
		左官材料	左官材料の種類、性質及び用途の概略の知識がある	左官材料の種類、性質及び用途の詳細な知識がある	左官材料の種類、性質及び用途を理解し、正しく指導ができる	左官材料の特性を十分理解し、使用方法と仕様の違いの指導ができる	
	基本技能 専門知識	材料調合	指導のもと、作業の手順、使用する材料の分量を学んでいる	材料の使用法と仕様の違いを理解し、気候に合わせた調合を学んでいる	材料の使用法と仕様の違いを十分理解し、気候に合わせた混ぜ方、不具合な材料の組合せの指導ができる	調合した材料が仕様に合致しているか確認し、不適合があれば正確な調合の指導ができる	
		基本作業	職長の下で、現場のあらゆる下仕事を通して左官の作業を学んでいる	職長の下で、指示を受けた作業を責任を持って担当し、一通りの作業ができる	元請管理者と打合せ、作業手順の段取り、資材の適否の判別ができ、現場作業を責任持って担当ができる	一つないし複数の現場の左官施工の工程、品質、安全、労務などの管理運営の担当ができる	
		下地塗り	職長の下で、現場のあらゆる下仕事を通して左官の作業を学んでいる	職長の下で、指示を受けた作業を責任を持って担当し、一通りの作業ができる	元請管理者と打合せ、作業手順の段取り、資材の適否の判別ができ、現場作業を責任持って担当ができる	一つないし複数の現場の左官施工の工程、品質、安全、労務などの管理運営の担当ができる	
	仕上げ塗り	下地塗り	職長の下で、現場のあらゆる下仕事を通して左官の作業を学んでいる	職長の下で、指示を受けた作業を責任を持って担当し、一通りの作業ができる	元請管理者と打合せ、作業手順の段取り、資材の適否の判別ができ、現場作業を責任持って担当ができる	一つないし複数の現場の左官施工の工程、品質、安全、労務などの管理運営の担当ができる	
		仕上げ塗り	職長の下で、現場のあらゆる下仕事を通して左官の作業を学んでいる	職長の下で、指示を受けた作業を責任を持って担当し、一通りの作業ができる	元請管理者と打合せ、作業手順の段取り、資材の適否の判別ができ、現場作業を責任持って担当ができる	一つないし複数の現場の左官施工の工程、品質、安全、労務などの管理運営の担当ができる	
	専門技能	左官下地	下地材料の点検、処理	指導のもと、仕上げ面を墨から確認し、水系などであたりを付けることを学んでいる	下地精度、表面状態を確認の上、仕上げ面を墨・水系などから確認ができる	下地精度、表面状態を確認の上、仕上げ面を墨・水系などから確認し、塗り厚が均一になるよう点検ができる	下地精度、表面状態を確認の上、仕上げ面を墨・水系などから確認し、塗り厚が均一になるよう点検、指揮ができる
			次工程のための下地塗り	職長の指示を受けて吸水調整剤の塗布の作業補助ができる	左官材塗り面のコンクリートの状態を確認して、作業手順に従い、吸水調整剤の塗布作業ができる	左官材塗り面のコンクリートの状態を確認して、適切な時期に吸水調整剤が塗布されているか確認ができる	下地左官の仕上り面の塗り厚が均一であるように点検して、是正箇所が有れば必要な作業指示ができる
			底、窓台、抱き回り他	職長の指示を受けて吸水調整剤の塗布の作業補助ができる	左官材塗り面のコンクリートの状態を確認して、作業手順に従い、吸水調整剤の塗布作業ができる	左官材塗り面のコンクリートの状態を確認して、適切な時期に吸水調整剤が塗布されているか確認ができる	下地左官の仕上り面の塗り厚が均一であるように点検して、是正箇所が有れば必要な作業指示ができる
仕上げ塗り		コンクリート打放し薄塗り仕上げ	指導のもと、仕上げ面を墨から確認し、水系などであたりを付けることを学んでいる	下地精度、表面状態を確認の上、仕上げ面を墨・水系などから確認ができる	下地精度、表面状態を確認の上、仕上げ面を墨・水系などから確認し、塗り厚が均一になるよう点検ができる	下地精度、表面状態を確認の上、仕上げ面を墨・水系などから確認し、塗り厚が均一になるよう点検、指揮ができる	
		床及び土間コンクリート直か仕上げ	職長の指示を受けて吸水調整剤の塗布の作業補助ができる	左官材塗り面のコンクリートの状態を確認して、作業手順に従い、吸水調整剤の塗布作業ができる	左官材塗り面のコンクリートの状態を確認して、適切な時期に吸水調整剤が塗布されているか確認ができる	下地左官の仕上り面の塗り厚が均一であるように点検して、是正箇所が有れば必要な作業指示ができる	
		セルフレベリングによる均し仕上げ	職長の指示を受けて吸水調整剤の塗布の作業補助ができる	左官材塗り面のコンクリートの状態を確認して、作業手順に従い、吸水調整剤の塗布作業ができる	左官材塗り面のコンクリートの状態を確認して、適切な時期に吸水調整剤が塗布されているか確認ができる	下地左官の仕上り面の塗り厚が均一であるように点検して、是正箇所が有れば必要な作業指示ができる	
		セメントモルタル塗り	職長の指示を受けて吸水調整剤の塗布の作業補助ができる	左官材塗り面のコンクリートの状態を確認して、作業手順に従い、吸水調整剤の塗布作業ができる	左官材塗り面のコンクリートの状態を確認して、適切な時期に吸水調整剤が塗布されているか確認ができる	下地左官の仕上り面の塗り厚が均一であるように点検して、是正箇所が有れば必要な作業指示ができる	
		吹付け・ローラー仕上げなど	職長の指示を受けて吸水調整剤の塗布の作業補助ができる	左官材塗り面のコンクリートの状態を確認して、作業手順に従い、吸水調整剤の塗布作業ができる	左官材塗り面のコンクリートの状態を確認して、適切な時期に吸水調整剤が塗布されているか確認ができる	下地左官の仕上り面の塗り厚が均一であるように点検して、是正箇所が有れば必要な作業指示ができる	
		石こうプラスター塗り	職長の指示を受けて吸水調整剤の塗布の作業補助ができる	左官材塗り面のコンクリートの状態を確認して、作業手順に従い、吸水調整剤の塗布作業ができる	左官材塗り面のコンクリートの状態を確認して、適切な時期に吸水調整剤が塗布されているか確認ができる	下地左官の仕上り面の塗り厚が均一であるように点検して、是正箇所が有れば必要な作業指示ができる	
		漆喰塗り	職長の指示を受けて吸水調整剤の塗布の作業補助ができる	左官材塗り面のコンクリートの状態を確認して、作業手順に従い、吸水調整剤の塗布作業ができる	左官材塗り面のコンクリートの状態を確認して、適切な時期に吸水調整剤が塗布されているか確認ができる	下地左官の仕上り面の塗り厚が均一であるように点検して、是正箇所が有れば必要な作業指示ができる	
伝統左官仕上げ	人造石塗り	職長の指示を受けて吸水調整剤の塗布の作業補助ができる	左官材塗り面のコンクリートの状態を確認して、作業手順に従い、吸水調整剤の塗布作業ができる	左官材塗り面のコンクリートの状態を確認して、適切な時期に吸水調整剤が塗布されているか確認ができる	下地左官の仕上り面の塗り厚が均一であるように点検して、是正箇所が有れば必要な作業指示ができる		
	ドロマイトプラスター塗り	職長の指示を受けて吸水調整剤の塗布の作業補助ができる	左官材塗り面のコンクリートの状態を確認して、作業手順に従い、吸水調整剤の塗布作業ができる	左官材塗り面のコンクリートの状態を確認して、適切な時期に吸水調整剤が塗布されているか確認ができる	下地左官の仕上り面の塗り厚が均一であるように点検して、是正箇所が有れば必要な作業指示ができる		
	土物壁塗り	職長の指示を受けて吸水調整剤の塗布の作業補助ができる	左官材塗り面のコンクリートの状態を確認して、作業手順に従い、吸水調整剤の塗布作業ができる	左官材塗り面のコンクリートの状態を確認して、適切な時期に吸水調整剤が塗布されているか確認ができる	下地左官の仕上り面の塗り厚が均一であるように点検して、是正箇所が有れば必要な作業指示ができる		
資格および関連する法令	職業能力開発促進法	○ 3級左官技能士	○ 2級左官技能士	○ 1級左官技能士	※ 職業訓練指導員		
	労働安全衛生法	◎ 安全衛生教育(雇入れ時) ◎ 玉掛特別教育(1t未満) ◎ 高所作業車運転特別教育(10m未満) ◎ クレーン特別教育(5t未満) ◎ 研削砥石取替え特別教育 ◎ 足場の組立て等特別教育	◎ 職長・安全衛生責任者教育 ◎ 玉掛技能講習(1t以上) ◎ 高所作業車運転技能講習(10m以上) ◎ 小型移動式クレーン運転技能講習(1t以上5t未満) ◎ 床上操作式クレーン運転技能講習(5t以上) ◎ 足場の組立て等作業主任者技能講習	◎ 職長・安全衛生責任者教育(再)	◎ 職長・安全衛生責任者教育(再) ※ RST・新OFT講座		
	建設業法		※2級建築施工管理技術士(躯体) ○2級建築施工管理技術士(建築・仕上げ) (主任技術者)	※1級建築施工管理技術士	○ 登録左官幹技能者(監理技術者)		
	建築士法			※建築士	(1・2級)		

※凡例 ◎:当該業務に従事する上で必須の資格 ○:技能レベルを判断する資格 ※:ステップアップしていく上で取得が望ましい資格

建設技能者 職業能力基準(機械土工)(案)

職業レベル		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
名称		初級技能者	中堅技能者	職長・熟練技能者	登録基幹技能者	
経験年数(目安)		3年まで	4～10年	5～15年	10～15年以上	
賃金指標(目安)						
建設工事の内容						
機械土工技能者 対象イメージ		・ 機械土工作業の技能を習得中の機械土工初級技能者	・ 機械土工作業を手順に基づいて正確に実施する能力及び上司の確認を得て自分で作業する能力をもつ中堅機械土工技能者	・ 現場管理や工法、技術等について元請管理者と協議し、作業手順を組立て、技能者に指示、伝達、調整等を行い、一連の作業がでる職長・熟練機械土工技能者	・ 高度な機械土工に関する技能を持ち、現場管理や工法、技術等について元請管理者と協議できる。また他の職種との調整等QCDSの総合的な管理ができる機械土工基幹技能者または上級職長	
区分の目安 (職務概要)		・ 先輩や職長の指示に従い、建設機械を運転・操作し、土工作業ができる	・ 建設機械の複合操作や組合せ施工ができ、一つの作業を責任持って担当することができる	・ 機械土工工事に関する一連の作業を、職長として担当できる	・ 機械土工について、熟練した作業能力及効率的な作業を進め、現場をまとめる能力を持ち、元請の計画・管理業務に参画し、補佐ができる	
生産レベルの目安 (作業の精度・早さ)		・ 設定目標作業量の90～95% ・ 機械土工工事の粗仕上げ程度	・ 設定目標作業量の95～100%(常時) ・ 先輩・上司による手直しが必要	・ 設定目標作業量は常に100%以上 ・ 多少困難な作業・工法も作業可能	・ 常時設定目標をクリアする ・ 検査等の手直し等を発生させない	
専門知識・基本技能	車両系建設機械	構造と用途および用語	・ 車両系建設機械の種類と用途、運転操作に必要な資格の知識がある ・ 車両系建設機械に関する用語の知識がある	・ 車両系建設機械の種類と用途、運転操作に必要な資格の知識があり、業務と関連して理解できる ・ 車両系建設機械に関する用語の知識があり、業務と関連して理解できる	・ 車両系建設機械の種類と用途、運転操作に必要な資格の知識があり、指導・教育できる ・ 車両系建設機械に関する用語の知識があり、指導・教育できる	
		走行に関する装置の構造および取り扱い方法	・ 車両系建設機械の走行に関する装置および付属装置の構造および取り扱い方法の知識がある	・ 走行に関する装置および付属装置の構造および取り扱い方法の知識があり、業務と関連して理解できる	・ 走行に関する装置および付属装置の構造および取り扱い方法を指導・教育し、成果を上げることができる	
		法規(労働安全衛生法等)	・ 機械製造・販売上での規格、操作時の使用禁止事項の知識がある ・ 車両系建設機械に関わる労働安全衛生規則の知識がある	・ 機械製造・販売上での規格、操作時の使用禁止事項等を、業務と関連して理解できる ・ 車両系建設機械に関わる労働安全衛生規則を、業務と関連して理解できる	・ 機械製造・販売上での規格、操作時の使用禁止事項等を指導・教育できる ・ 車両系建設機械に関わる労働安全衛生規則を指導・教育できる	
	土工の計画・施工	法規、計画、施工法	・ 土工の種類、事前調査、土質試験、原位置調査試験、土工の計画及び切盛土量の平衡、法面の安定、機械施工計画の知識がある ・ 仮設道路、貯水・調整池等の準備工の知識がある	・ 土工の種類、事前調査、土質試験、原位置調査試験、土工の計画及び切盛土量の平衡、法面の安定、機械施工計画の知識があり、業務と関連して理解できる ・ 仮設道路、貯水・調整池等の準備工の知識があり、業務と関連して理解できる	・ 土工の種類、事前調査、土質試験、原位置調査試験、土工の計画及び切盛土量の平衡、法面の安定、機械施工計画を指導・教育できる ・ 仮設道路、貯水・調整池等の準備工を指導・教育できる	・ 土工の法規、計画、施工法を指導・教育し、成果を上げることができる
		車両系建設機械の運転操作	・ 作業前点検を行い、始動、発進、走行、操向、停止、旋回及び作業装置の操作ができる ・ 作業装置および作業に関する付属装置の構造および取り扱い方法の知識があり作業ができる	・ 作業前点検を行い、始動、発進、走行、操向、停止、旋回及び作業装置の操作がスムーズに行える ・ 作業装置および作業に関する付属装置の構造および取り扱い方法の知識があり、業務と関連して複合作業ができる	・ 作業前点検を行い、始動、発進、走行、操向、停止、旋回及び作業装置の操作を指導・教育できる ・ 作業装置および作業に関する付属装置の構造および取り扱い方法を指導・教育できる	・ 車両系建設機械の運転操作を指導・教育し、成果を上げることができる
		整地 運搬 積み込み用 掘削用 解体用	・ 一般的作業方法の知識があり、運転操作ができる ・ アタッチメント、消耗部品等の交換ができる ・ 注意が必要な危険操作の知識がある	・ 一般的作業方法の知識があり、業務と関連して作業ができる ・ アタッチメント、消耗部品等の交換が短時間で正確にできる ・ 注意が必要な危険操作の知識があり、安全作業ができる	・ 一般的作業方法を指導・教育できる ・ アタッチメント、消耗部品等の交換を指導・教育できる ・ 注意が必要な危険操作を指導・教育できる	
車両系建設機械の運転および基本技能	工作技能	・ 簡単な器具や工具が必要な時、現場で製作・応用部品等を活用することを知っている ・ アーク溶接、ガス溶接は作業に応じて資格が必要であることを知っている	・ 簡単な器具や工具が必要な時、現場で製作・応用部品等を活用できる ・ アーク溶接、ガス溶接は作業に応じて資格が必要であり、資格を取得した上で、資格に応じた作業をおこなっている	・ 簡単な器具や工具が必要な時、現場で製作・応用部品等の活用を指導・教育できる ・ アーク溶接、ガス溶接は作業に応じて資格が必要であり、それぞれの資格に応じた作業を指導・教育できる	・ 車両系建設機械の工作技能を指導・教育し、成果を上げることができる	
	保守・点検・整備	・ 簡単に早期に補修・修理できるものは現場で行い、重要な箇所等については建設機械整備技能者に依頼することを知っている	・ 簡単に早期に補修・修理できるものは現場で行い、重要な箇所等については建設機械整備技能者に依頼している	・ 簡単に早期に補修・修理できるものは現場で行い、重要な箇所等については建設機械整備技能者に依頼することを知っている	・ 車両系建設機械の保守・点検・整備を指導・教育し成果を上げることができる	
		・ エンジンの始動前、始動時、始動後の手順の知識がある ・ 走行時の取扱いの知識がある ・ 車両系建設機械の留意事項を知っている	・ エンジンの始動前、始動時、始動後の手順の知識があり、業務の中で実行できる ・ 走行時の取扱いの知識があり、業務の中で実行できる ・ 車両系建設機械の留意事項の知識があり、業務の中で実行できる	・ エンジンの始動前、始動時、始動後の手順を指導・教育できる ・ 走行時の取扱いを指導・教育できる ・ 車両系建設機械の留意事項を指導・教育できる		
専門技能	機械施工の運営と管理	土工	・ 地山の掘削作業主任者の選任が必要な作業の知識がある ・ 地山の種類に応じて掘削面の高さに応じたこう配の基準が定められていることを知っている ・ 工程計画、稼働可能日数、機械の月当たり作業量、必要延べ台数を算出する知識がある	・ 地山の掘削作業主任者の選任が必要な作業の知識があり、業務と関連して理解できる ・ 地山の種類に応じて掘削面の高さに応じたこう配の基準が定められていることを業務と関連して理解できる ・ 工程計画、稼働可能日数、機械の月当たり作業量、必要延べ台数を、業務の中で算出できる	・ 地山の掘削作業主任者の選任が必要な作業を指導・教育できる ・ 地山の種類に応じて掘削面の高さに応じたこう配の基準が定められていることを指導・教育できる ・ 工程計画、稼働可能日数、機械の月当たり作業量、必要延べ台数の算出を指導・教育できる	
		締固め検査	・ 締固め機械の締固めによる圧縮沈下と間隙水の排出による圧密沈下の知識がある	・ 締固め機械の締固めによる圧縮沈下と間隙水の排出による圧密沈下の知識があり業務と関連して対応できる	・ 締固め検査について作業の指揮、職種間の調整、元請への提案ができる	
		建設機械の移送	・ 大型建設機械の輸送における道路3法の制限と、超過した際は特殊車両通行許可の必要があることを知っている	・ 大型建設機械の輸送における道路3法の制限と、超過した際は特殊車両通行許可の必要があることを指導・教育できる	・ 大型建設機械の輸送における道路3法の制限と、超過した際は特殊車両通行許可の必要があることを指導・教育し、成果を上げることができる	
	降雨対策	・ 機械土工では排水処理の良否が工期短縮や盛土完了後の沈下・崩壊の防止に大きく影響することを知っている ・ 切盛り工事に先駆けて排水施設を設ける必要があることを知っている	・ 機械土工では排水処理の良否が工期短縮や盛土完了後の沈下・崩壊の防止に大きく影響するため、業務として実行できる ・ 切盛り工事に先駆けて排水施設を設ける必要があり、業務として実行できる	・ 降雨対策について作業の指揮、職種間の調整、元請への提案ができる		
	切土箇所の管理	・ 表面排水を行い、作業場所に水を貯めないこと知っている	・ 表面排水を行い、作業場所に水を貯めないことを業務として実行できる	・ 表面排水を行い、作業場所に水を貯めないことを指導・教育できる	・ 切土箇所の管理について作業の指揮、職種間の調整、元請への提案ができる	
	基礎面仕上げ	・ 機械土工の仕上げには土工基盤と法面の整形仕上げがあること、および基本的な作業工程を知っている	・ 機械土工の仕上げには土工基盤と法面の整形仕上げがあること、および作業工程の知識があり、対応できる	・ 機械土工の仕上げには土工基盤と法面の整形仕上げを指導・教育できる	・ 基礎面仕上げについて作業の指揮、職種間の調整、元請への提案ができる	
騒音・振動	騒音規制法 振動規制法	・ 盛土の品質管理においては適切な撒きだし厚と適切な締固めがされているかの確認が重要であることを知っている ・ 情報化施工、TS出来形管理の活用による施工管理を知っている	・ 盛土の品質管理においては適切な撒きだし厚と適切な締固めがされているかの確認が重要であることを知っている ・ 情報化施工、TS出来形管理の活用による施工管理の知識があり、業務の中で対応できる	・ 盛土の品質管理においては適切な撒きだし厚と適切な締固めを指導・教育できる ・ 情報化施工、TS出来形管理の活用による施工管理を、指導・教育できる	・ 盛土管理について作業の指揮、職種間の調整、元請への提案ができる	
		・ 規制対象となる騒音・振動の発生源(①特定施設、②特定建設作業)の知識がある ・ 特定施設・特定建設作業による騒音・振動を規制する地域の指定の知識がある ・ 指定地域内における特定施設の設置の届出の知識がある	・ 規制対象となる騒音・振動の発生源(①特定施設、②特定建設作業)の知識があり、業務と関連して理解できる ・ 特定施設・特定建設作業による騒音・振動を規制する地域の指定の知識があり、業務と関連して理解できる ・ 指定地域内における特定施設の設置の届出の知識があり、業務と関連して理解し、対応できる	・ 規制対象となる騒音・振動の発生源(①特定施設、②特定建設作業)を指導・教育できる ・ 特定施設・特定建設作業による騒音・振動を規制する地域の指定を指導・教育できる ・ 特指定地域内における特定施設の設置の届出について指導・教育できる	・ 騒音・振動に係る法令による規制への対応について作業の指揮、職種間の調整、元請への提案ができる	
		・ 道路法で定められている6制限値を超過した車両を特殊車両ということを知っている ・ 建設機械運搬用のトレーラは「特例8車種」の適用範囲外であることを業務と関連して理解できる ・ キャタピラを有する車両は、交通制限があることを知っている	・ 道路法で定められている6制限値を超過した車両を特殊車両ということを知っている ・ 建設機械運搬用のトレーラは「特例8車種」の適用範囲外であることを業務と関連して理解できる ・ キャタピラを有する車両は、交通制限があることを、業務と関連して理解し、対応できる	・ 道路法で定められている6制限値を超過した車両を特殊車両ということを知っている ・ 建設機械運搬用のトレーラは「特例8車種」の適用範囲外であることを指導・教育できる ・ キャタピラを有する車両は、交通制限があることを指導・教育できる	・ 道路3法による規制への対応について作業の指揮、職種間の調整、元請への提案ができる	
諸規定(法令)	環境保全関係	・ 水質汚濁防止法による建設工事で発生する汚濁水の排水基準の知識がある ・ 資源有効利用促進法の概要(建設副産物、建設業の指定副産物、特定再利用業種等)に関する知識がある	・ 水質汚濁防止法による建設工事で発生する汚濁水の排水基準の知識があり、業務と関連して理解し、対応できる ・ 資源有効利用促進法の概要(建設副産物、建設業の指定副産物、特定再利用業種等)に関する知識があり、業務と関連して理解し、対応できる	・ 水質汚濁防止法による建設工事で発生する汚濁水の排水基準を指導・教育できる ・ 資源有効利用促進法の概要(建設副産物、建設業の指定副産物、特定再利用業種等)に関して指導・教育できる	・ 環境保全関係の法令による規制への対応について作業の指揮、職種間の調整、元請への提案ができる	
		・ 騒音規制法 振動規制法 悪臭規制法 土壌汚染対策法 地下水規制法	・ 土壌汚染、アスベスト、PCBといった有害物に関わる法令の知識がある ・ 建設リサイクル法の概要、対象建設工事の知識がある ・ 産業廃棄物の適正処理責任の知識がある	・ 土壌汚染、アスベスト、PCBといった有害物に関わる法令の知識があり、業務と関連して理解し、対応できる ・ 建設リサイクル法の概要、対象建設工事の知識があり、業務と関連して理解し、対応できる ・ 産業廃棄物の適正処理責任の知識があり、業務と関連して理解し、対応できる		
資格および関連する法令	職業能力開発促進法		◎ 職長・安全衛生責任者教育(能力向上教育) ◎ 車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習 (危険有害業務従事者教育) ◎ 車両系建設機械(解体)運転技能講習(再) ◎ 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 ◎ クレーン運転免許	◎ 職長・安全衛生責任者教育(能力向上教育) ◎ 車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習 (危険有害業務従事者教育) ◎ 車両系建設機械(解体)運転技能講習(再) ◎ 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 ◎ クレーン運転免許	◎ 職長・安全衛生責任者教育(能力向上教育) ◎ 車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習 (危険有害業務従事者教育) ◎ 車両系建設機械(解体)運転技能講習(再) ◎ 職長等教育講師養成講座 ◎ 職長・安全衛生責任者教育講師養成講座	
	労働安全衛生法		◎ 安全衛生教育(雇入れ時) ◎ 車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習 ◎ ローラーの運転に係る特別教育 ◎ 不整地運搬車運転技能講習 ◎ 小型移動式クレーン運転技能講習 ◎ 玉掛け技能講習 ◎ ガス溶接技能講習 ◎ 車両系建設機械(解体用)運転技能講習 ◎ 電気取扱業務に係る特別教育(低圧) ◎ 第一種酸素欠乏危険作業に係る特別教育 ◎ 粉じん作業に係る特別教育 ◎ アーク溶接等の業務に係る特別教育 ◎ 研削といく取替え等の業務に係る特別教育 ◎ 対抗掘削作業員に対する安全衛生教育 ◎ チェンソーを用いて行う技術等の業務従事者取り扱い安全衛生教育 ◎ 丸の二等取り扱い作業員安全衛生教育 ◎ 足場の組立て、解体又は変更の作業(地上又は堅固な床における補助作業の業務を除く)に係る特別教育 ◎ ロープ高所作業に係る特別教育	◎ 安全衛生教育(雇入れ時) ◎ 車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習 ◎ ローラーの運転に係る特別教育 ◎ 不整地運搬車運転技能講習 ◎ 小型移動式クレーン運転技能講習 ◎ 玉掛け技能講習 ◎ ガス溶接技能講習 ◎ 車両系建設機械(解体用)運転技能講習 ◎ 電気取扱業務に係る特別教育(低圧) ◎ 第一種酸素欠乏危険作業に係る特別教育 ◎ 粉じん作業に係る特別教育 ◎ アーク溶接等の業務に係る特別教育 ◎ 研削といく取替え等の業務に係る特別教育 ◎ 対抗掘削作業員に対する安全衛生教育 ◎ チェンソーを用いて行う技術等の業務従事者取り扱い安全衛生教育 ◎ 丸の二等取り扱い作業員安全衛生教育 ◎ 足場の組立て、解体又は変更の作業(地上又は堅固な床における補助作業の業務を除く)に係る特別教育 ◎ ロープ高所作業に係る特別教育	◎ 安全衛生教育(雇入れ時) ◎ 車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習 (危険有害業務従事者教育) ◎ 車両系建設機械(解体)運転技能講習(再) ◎ 職長等教育講師養成講座 ◎ 職長・安全衛生責任者教育講師養成講座	
	建設業法		◎2級建設機械施工技士 ◎2級土木施工管理技士	◎1級建設機械施工技士 ◎1級土木施工管理技士	◎1級建設機械施工技士 ◎1級土木施工管理技士 ◎登録機械土工基幹技能者 ◎1級建設業経理士	
	建築士法		◎建設業経理事務士(3級・4級)	◎2級建設業経理士	◎建築士(1・2級)	
その他		◎普通自動車免許	◎大型特殊自動車運転免許 ◎大型・中型自動車運転免許	◎1級建設機械整備技能士		

※凡例 ◎:当該業務に従事する上で必須の資格 ○:技能レベルを判断する資格 ※:ステップアップしていく上で取得が望ましい資格

建設技能者 職業能力基準(電気)(案)

職業レベル		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
名称		初級技能者	中堅技能者	職長・熟練技能者	登録基幹技能者	
経験年数(目安)		3年まで	4~10年	5~15年	10~15年以上	
賃金指標(目安)						
建設工事の内容						
電気工事技能者対象イメージ※		初級として修業中の電気工事技能者	初級を修了し、現場での経験を積んだ電気工事技能者	グループ長、職長として技能者を統率し電気工事に関する一連の作業ができる熟練技術者	現場管理や工法、技術等について元請管理者と協議し、指示・調整等を行う技能者	
区分の目安(職務概要)		(※最大電力500kW未満の自家用電気工作物に係るマンション、事務所建築の工事に従事する技能者を主な対象とする)			元請の管理者を補佐し、工事管理を行う。技能、知識を第三者に正しく説明、指導ができる	
生産レベルの目安(作業の精度・早さ)		上司の指示を受け、手順を確認しながら作業を行うことができる	正確な作業ができ、一般的な早さ・精度がある	作業の精度が平均的な技能者より格段に早く手直しもほとんどない作業ができる	作業そのものより、作業指示・各種管理の総括を的確に行える	
専門知識・基本技能	材料及び工具の知識	機械・工具の用途	一般的な電気工事的機械・工具の使用法の基本的な知識がある ＜機械・工具＞ ペンチ、ニッパー、ドライバー、電工ナイフ、電工レンチハンマー、圧着工具リングスリーブ、ウォーターポンプブライヤー、電工ストリッパー、巻尺、充電ドライバー、ハンマードリル、丸ノコ、バンドソー、ボルトカッター、ボードカッター、ディスクグラインダ、コンクリートブレイカー	一般的な電気工事的機械・工具の使用法を習得している	一般的な電気工事的機械・工具の使用法を正しく指導ができる	安全な作業に向けて、技能者に一般的な電気工事的機械・工具の使用法、手入れや管理の指示、指導ができる
		材料の材質及び用途	電気工事的材料の材質及び用途の基本的な知識がある ＜主な材料＞ 電線類、電線保護物類、配線器具、照明器具、防災用照明器具、照明制御装置、照明制御盤、分電盤、耐熱形分電盤、OA盤、実験盤、開閉器箱、制御盤、消防防災用制御盤、電気自動車用充電装置、電熱装置、雷保護装置、接地、外線材料	電気工事的材料の材質及び用途の知識を業務と結びつけて理解できる	電気工事的材料の材質及び用途を理解して正しく指導ができる	電気工事における新材料・新工法の情報に常に注意し、知識を得ている
	電気工事の知識	電気に関する基礎理論	電気に関する基礎理論の基本的な知識がある	電気に関する基礎理論を業務と結びつけて理解できる	電気に関する基礎理論についての知識があり、指導能力がある	電気に関する基礎理論についての職長間の調整、提案能力がある
		電気応用		照明、電熱及び電動機応用の知識を業務と結びつけて理解できる	電気応用についての知識があり、指導能力がある	電気応用についての職長間の調整、提案能力がある
		電気機器、蓄電池及び配線器具	電気機器及び配線器具の構造、性能及び用途の基本的な知識がある	電気機器、蓄電池及び配線器具の構造、性能及び用途の知識を業務と結びつけて理解できる	電気機器、蓄電池及び配線器具の構造、性能及び用途についての知識があり、指導能力がある	電気機器、蓄電池及び配線器具の構造、性能及び用途についての職長間の調整、提案能力がある
		受電設備の設計、維持及び運用		受電設備の設計、維持及び運用の知識を業務と結びつけて理解できる	受電設備の設計、維持及び運用についての知識があり、指導能力がある	受電設備の設計、維持及び運用についての職長間の調整、提案能力がある
		電気工事の施工方法	電気工事の施工方法の基本的な知識がある	電気工事の施工方法の知識を業務と結びつけて理解できる	電気工事の施工方法についての知識があり、指導能力がある	電気工事の施工方法についての職長間の調整、提案能力がある
		電気工作物の検査方法	一般用電気工作物の検査方法の知識がある	自家用電気工作物の検査方法の知識がある	一般用電気工作物及び自家用電気工作物の検査方法についての知識があり、指導能力がある	一般用電気工作物及び自家用電気工作物の検査方法についての職長間の調整、提案能力がある
	施工図の理解、作成	発電施設、送電施設及び変電施設		発電施設、送電施設及び変電施設の種別、役割その他の基礎的な構造及び特性の知識がある	発電施設、送電施設及び変電施設の基礎的な構造及び特性についての知識があり、指導能力がある	発電施設、送電施設及び変電施設の基礎的な構造及び特性についての職長間の調整、提案能力がある
		電気工作物の保安に関する法令	一般用電気工作物の保安に関する法令の知識がある	一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安に関する法令の知識がある	一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安に関する法令についての知識があり、指導能力がある	一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安に関する法令についての職長間の調整、提案能力がある
専門技能	共通事項(接続、離隔、絶縁、貫通等)	配電理論及び配線設計	配電理論及び配線設計の基本的な知識がある	配電理論及び配線設計の知識を業務と結びつけて理解できる	配電理論及び配線設計についての知識があり、指導能力がある	配電理論及び配線設計についての職長間の調整、提案能力がある
		配線図	配線図の表示事項及び表示方法の基本的な知識がある	配線図の表示事項及び表示方法の知識を業務と結びつけて理解できる	配線図についての知識があり、指導能力がある	配線図についての職長間の調整、提案能力がある
	電力設備工事	電線管配線	電線の接続の補助ができる 電線と機器端子の接続の補助ができる 電線の色別に従い作業の補助ができる 異なる配線の接続の補助ができる 低圧配線と弱電流電線等、水管、ガス管等との離隔の補助ができる 高圧配線と他の高圧配線、低圧配線、管灯回路の配線、弱電流電線等、水管、ガス管等との離隔の補助ができる 地中電線相互及び地中電線と地中弱電流電線等との離隔の補助ができる 発熱部との離隔の補助ができる 電線等の防火区画等の貫通の補助ができる 延焼防止処置を要する床貫通の補助ができる 管路の外壁貫通等の補助ができる 耐震施工の補助ができる	電線の接続ができる 電線と機器端子の接続ができる 電線の色別に従い作業ができる 異なる配線の接続ができる 低圧配線と弱電流電線等、水管、ガス管等との離隔ができる 高圧配線と他の高圧配線、低圧配線、管灯回路の配線、弱電流電線等、水管、ガス管等との離隔ができる 地中電線相互及び地中電線と地中弱電流電線等との離隔ができる 発熱部との離隔ができる 電線等の防火区画等の貫通ができる 延焼防止処置を要する床貫通ができる 管路の外壁貫通等ができる 耐震施工ができる	電線の接続の指示・指導ができる 電線と機器端子の接続の指示・指導ができる 電線の色別に従い作業の指示・指導ができる 異なる配線の接続の指示・指導ができる 低圧配線と弱電流電線等、水管、ガス管等との離隔の指示・指導ができる 高圧配線と他の高圧配線、低圧配線、管灯回路の配線、弱電流電線等、水管、ガス管等との離隔の指示・指導ができる 地中電線相互及び地中電線と地中弱電流電線等との離隔の指示・指導ができる 発熱部との離隔の指示・指導ができる 電線等の防火区画等の貫通の指示・指導ができる 延焼防止処置を要する床貫通の指示・指導ができる 管路の外壁貫通等の指示・指導ができる 耐震施工の指示・指導ができる	共通事項(接続、離隔、絶縁、貫通等)の作業についての安全管理、職種間の調整、元請への提案ができる
		電線管配線以外の配線(合成樹脂管配線(PF管、CD管)、合成樹脂管配線(硬質ビニル管)、金属製可とう電線管等)	隠ぺい配管の敷設の補助ができる 露出配管の敷設の補助ができる 管の接続の補助ができる 配管の養生及び清掃の補助ができる 位置ボックス及びジョイントボックスの設置補助ができる	隠ぺい配管の敷設ができる 露出配管の敷設ができる 管の接続ができる 配管の養生及び清掃ができる 位置ボックス及びジョイントボックスを設置できる	隠ぺい配管の敷設の指示・指導ができる 露出配管の敷設の指示・指導ができる 管の接続の指示・指導ができる 配管の養生及び清掃の指示・指導ができる 位置ボックス及びジョイントボックス設置の指示・指導ができる	金属管配線の敷設作業についての安全管理、職種間の調整、元請への提案ができる
		金属ダクト配線	ブルボックスを設置できる 通線の補助ができる 回路種別の表示の補助ができる	ブルボックスを設置できる 通線ができる 回路種別の表示ができる	ブルボックス設置の指示・指導ができる 通線の指示・指導ができる 回路種別の表示の指示・指導ができる	金属ダクト配線の敷設作業についての安全管理、職種間の調整、元請への提案ができる
		金属線び配線	線びの敷設・接続・配線の補助ができる	線びの敷設・接続・配線ができる	線びの敷設・接続・配線の指示・指導ができる	金属線び配線の敷設作業についての安全管理、職種間の調整、元請への提案ができる
		バスダクト配線		バスダクトの敷設・接続ができる	バスダクトの敷設・接続の指示・指導ができる	バスダクト配線の敷設作業についての安全管理、職種間の調整、元請への提案ができる
		ケーブル配線	ケーブルの敷設の補助ができる ケーブルラックの敷設の補助ができる 位置ボックス及びジョイントボックスの設置補助ができる	ケーブルの敷設ができる ケーブルラックの敷設ができる 位置ボックス及びジョイントボックスを設置できる	ケーブルの敷設の指示・指導ができる ケーブルラックの敷設の指示・指導ができる 位置ボックス及びジョイントボックス設置の指示・指導ができる	ケーブル配線の敷設作業についての安全管理、職種間の調整、元請への提案ができる
		架空配線	ブルボックスを設置できる ケーブルの造管材貫通の補助ができる	ブルボックスを設置できる ケーブルの造管材貫通ができる	ブルボックス設置の指示・指導ができる ケーブルの造管材貫通の指示・指導ができる	
		架空配線	建柱の設置ができる 腕金等の取付けができる がいしの取付けができる 架線作業ができる 支線及び支柱の設置ができる	建柱の設置ができる 腕金等の取付けができる がいしの取付けができる 架線作業ができる 支線及び支柱の設置ができる	建柱の設置の指示・指導ができる 腕金等の取付けの指示・指導ができる がいしの取付けの指示・指導ができる 架線作業の指示・指導ができる 支線及び支柱の設置の指示・指導ができる	架空配線の敷設作業についての安全管理、職種間の調整、元請への提案ができる
		地中配線	掘削及び埋戻しの補助ができる マンホール及びハンドホール敷設の補助ができる 管路等の敷設の補助ができる ケーブルの敷設の補助ができる	掘削及び埋戻しができる マンホール及びハンドホール敷設ができる 管路等の敷設ができる ケーブルの敷設ができる	掘削及び埋戻しの指示・指導ができる マンホール及びハンドホール敷設の指示・指導ができる 管路等の敷設の指示・指導ができる ケーブルの敷設の指示・指導ができる	地中配線の敷設作業についての安全管理、職種間の調整、元請への提案ができる
		接地	A種又はB種接地工事の施工の補助ができる C種又はD種接地工事の施工の補助ができる 各接地と雷保護設備、避雷器の接地との離隔の補助ができる 接地極位置等の表示の補助ができる	A種又はB種接地工事の施工ができる C種又はD種接地工事の施工ができる 各接地と雷保護設備、避雷器の接地との離隔ができる 接地極位置等の表示ができる	A種又はB種接地工事の施工の指示・指導ができる C種又はD種接地工事の施工の指示・指導ができる 各接地と雷保護設備、避雷器の接地との離隔の指示・指導ができる 接地極位置等の表示の指示・指導ができる	接地の作業についての安全管理、職種間の調整、元請への提案ができる
		電灯設備	配線作業の補助ができる 電線の貫通作業の補助ができる 機器の取付け及び接続の補助ができる	配線作業ができる 電線の貫通作業ができる 機器の取付け及び接続ができる	配線作業の指示・指導ができる 電線の貫通作業の指示・指導ができる 機器の取付け及び接続の指示・指導ができる	電灯設備の作業についての安全管理、職種間の調整、元請への提案ができる
		動力設備	配線作業の補助ができる 電線の貫通作業の補助ができる 機器の取付け及び接続の補助ができる	配線作業ができる 電線の貫通作業ができる 機器の取付け及び接続ができる	配線作業の指示・指導ができる 電線の貫通作業の指示・指導ができる 機器の取付け及び接続の指示・指導ができる	動力設備の作業についての安全管理、職種間の調整、元請への提案ができる
		電熱設備		発熱線等の敷設ができる 発熱線等の接続ができる 温度センサ等の設置ができる 配線及び機器の取付けができる	発熱線等の敷設の指示・指導ができる 発熱線等の接続の指示・指導ができる 温度センサ等の設置の指示・指導ができる 配線及び機器の取付けの指示・指導ができる	電熱設備の作業についての安全管理、職種間の調整、元請への提案ができる
施工の試験		施工の試験ができる	施工の試験の指示・指導ができる	施工の試験についての安全管理、職種間の調整、元請への提案ができる		
受変電設備工事		受変電設備の据付けができる 絶縁監視装置の据付けができる 受変電設備の配線工事ができる 保護継電器の整定等ができる 施工の試験ができる	受変電設備の据付けの指示・指導ができる 絶縁監視装置の据付けの指示・指導ができる 受変電設備の配線工事の指示・指導ができる 保護継電器の整定等の指示・指導ができる 施工の試験の指示・指導ができる	受変電設備工事についての安全管理、職種間の調整、元請への提案ができる		
電力貯蔵設備工事		電力貯蔵設備の据付けができる 電力貯蔵設備の配線工事ができる 施工の試験ができる	電力貯蔵設備の据付けの指示・指導ができる 電力貯蔵設備の配線工事の指示・指導ができる 施工の試験の指示・指導ができる	電力貯蔵設備工事についての安全管理、職種間の調整、元請への提案ができる		
発電設備工事		電力貯蔵設備の据付けができる 発電設備の試験ができる	電力貯蔵設備の据付けの指示・指導ができる 発電設備の試験の指示・指導ができる	発電設備工事についての安全管理、職種間の調整、元請への提案ができる		

建設技能者 職業能力基準(電気)(案)

職業レベル		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
名称		初級技能者	中堅技能者	職長・熟練技能者	登録基幹技能者
経験年数(目安)		3年まで	4~10年	5~15年	10~15年以上
資格および関連する法令※	電気工事士法		◎ 第一種・第二種電気工事士 ※ 認定電気工事従事者	※ 特殊電気工事資格者(ネオン工事) ※ 特殊電気工事資格者(非常用予備発電装置)	
	電気事業法			※ 第一種・第二種・第三種電気主任技術者	
	電気通信事業法			※ 電気通信設備工事担任者	
	技術士法				※ 技術士(電気電子部門)
	消防法		※ 消防設備士(乙4・7種) ※ 消防設備点検資格者(第一種、第二種、特種)	※ 消防設備士(甲種)	
	建築基準法			※ 建築設備点検資格者	
	職業能力開発促進法				※ 職業訓練指導員
	労働安全衛生法	◎ 安全衛生教育(雇入れ時) ◎ 低圧電気取扱者特別教育 ◎ 高圧・特別高圧電気取扱者特別教育	◎ 職長・安全衛生責任者教育	◎ 職長・安全衛生責任者教育(再)	◎ 職長・安全衛生責任者教育(再) ※ RST・新CFT講座
	建設業法			※2級電気工事施工管理技士 (主任技術者)	※ 1級電気工事施工管理技士 ○ 登録電気工事基幹技能者(監理技術者) ※ 1級建設業経理士
	建築士法		※ 建設業経理事務士(3級・4級)	※ 2級建設業経理士	※ 建築士(1・2級) ※ 建築設備士
その他	※ 普通自動車免許				

※凡例 ◎:当該業務に従事する上で必須の資格 ○:技能レベルを判断する資格 ※:ステップアップしていく上で取得が望ましい資格

建設技能者 職業能力基準(管)(案)

職業レベル		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
名称		初級技能者	中堅技能者	職長・熟練技能者	登録基幹技能者
経験年数(目安)		3年まで	4～10年	10～15年	10～15年以上
賃金指標(目安)					
管工事技能者 対象イメージ		初級として修業中の管工事技能者	初級を修了し、現場での経験を積んだ管工事技能者	グループ長、職長として技能者を統率し管工事に関する一連の作業ができる熟練技術者	現場管理や工法、技術等について元請管理者と協議し、指示・調整等を行う技能者
区分の目安 (職務概要)		施工の基礎的な知識があり、工具・機械等の安全な使い方を知り、作業の補佐ができる	中堅技能者として配管作業を工程や工事の流れに沿って正確にできる	必要な資材の発注、手戻りのない段取りの検討、技能者への作業の指示、工程管理ができる。各職方との段取りの調整ができる	元請の管理者を補佐し、工事管理を行う。技能、知識を第三者に正しく説明、指導ができる
生産レベルの目安 (作業の精度・早さ)		上司の指示を受け、手順を確認しながら作業を行うことができる	正確な作業ができ、一般的な早さ・精度がある	作業の精度が平均的な技能者より格段に早く手直しもほとんどない作業ができる	作業そのものより、作業指示・各種管理の総括を的確に行える
専門知識・基本技能	機械設備	<ul style="list-style-type: none"> 管工事に使用する機械設備の種類、用途、使用方法、手入れの仕方の概略の知識がある ＜管工事機械設備＞ コードリール高速磁石切断機、バンドソー、動力ねじ切り機(ホブ式、ダイヘッド式等)、コンクリートドリル、コンクリートカッタ、両頭研削盤(ダイヤモンドレッサ)、ディスクグラインダ、電気ドリル、ガス溶接装置一式(ガス溶接装置用器具類)、アーク溶接装置一式(アーク溶接装置用器具類)、パイプベンダ、ガス切断装置一式(ガス切断装置用器具類)、チェーンブロック、配管作業用各種機械(荷役機械、建設機械等)、玉掛用具(玉掛用ワイヤ、シャッフル、やわら、まくら木等)、空気圧縮機(気密試験用)、N2ガスカードル、ポンプ(耐圧試験用) 	<ul style="list-style-type: none"> 管工事に使用する機械設備の種類、用途、使用方法、手入れの仕方の一般的な知識がある ＜管工事機械設備＞ コードリール高速磁石切断機、バンドソー、動力ねじ切り機(ホブ式、ダイヘッド式等)、コンクリートドリル、コンクリートカッタ、両頭研削盤(ダイヤモンドレッサ)、ディスクグラインダ、電気ドリル、ガス溶接装置一式(ガス溶接装置用器具類)、アーク溶接装置一式(アーク溶接装置用器具類)、パイプベンダ、ガス切断装置一式(ガス切断装置用器具類)、チェーンブロック、配管作業用各種機械(荷役機械、建設機械等)、玉掛用具(玉掛用ワイヤ、シャッフル、やわら、まくら木等)、空気圧縮機(気密試験用)、N2ガスカードル、ポンプ(耐圧試験用) 	<ul style="list-style-type: none"> 管工事に使用する機械設備の種類、用途、使用方法、手入れの仕方の詳細な知識がある ＜管工事機械設備＞ コードリール高速磁石切断機、バンドソー、動力ねじ切り機(ホブ式、ダイヘッド式等)、コンクリートドリル、コンクリートカッタ、両頭研削盤(ダイヤモンドレッサ)、ディスクグラインダ、電気ドリル、ガス溶接装置一式(ガス溶接装置用器具類)、アーク溶接装置一式(アーク溶接装置用器具類)、パイプベンダ、ガス切断装置一式(ガス切断装置用器具類)、チェーンブロック、配管作業用各種機械(荷役機械、建設機械等)、玉掛用具(玉掛用ワイヤ、シャッフル、やわら、まくら木等)、空気圧縮機(気密試験用)、N2ガスカードル、ポンプ(耐圧試験用) 	<ul style="list-style-type: none"> 安全な作業に向けて、各技能者に機械設備の手入れ等の管理の指示ができる
	器具の知識・管理	<ul style="list-style-type: none"> 管工事に使用する器具の種類、用途、使用方法、手入れの仕方の概略の知識がある ＜管工事器具＞ パイプ万力(パイプ万力台)、ドライバ、ペンチ、プライヤ、パイプ万力、各種スパナ、パイプレンチ、イギリスレンチ(モータルレンチ)、モンキーレンチ(モンキースパナ)、水栓レンチ、ハンマ、チッピングハンマ、プラスチックハンマ、はつりのみ、平たがね、やすり(平、丸等)、金切りのこ、ビニル管用のこ、スクレーパ、ワイヤブラシ、鋼管用面取り器(リーマ)、鋼管用面取り器(リーマ)、ビニル管用面取り器(リーマ)、パーニングリーマ、鋼管用パイプカッタ、ビニル管用パイプカッタ、カッタナイフ、フレアツール、手動ねじ切り機(オスタ型、リード型等)、ジェットオイル、トーチランプ、金ばし、脚立、小ぼうき、保護具(保護帽、保護眼鏡、防塵マスク、手袋等)、パール、ショベル 	<ul style="list-style-type: none"> 管工事に使用する器具の種類、用途、使用方法、手入れの仕方の一般的な知識がある ＜管工事器具＞ パイプ万力(パイプ万力台)、ドライバ、ペンチ、プライヤ、パイプ万力、各種スパナ、パイプレンチ、イギリスレンチ(モータルレンチ)、モンキーレンチ(モンキースパナ)、水栓レンチ、ハンマ、チッピングハンマ、プラスチックハンマ、はつりのみ、平たがね、やすり(平、丸等)、金切りのこ、ビニル管用のこ、スクレーパ、ワイヤブラシ、鋼管用面取り器(リーマ)、鋼管用面取り器(リーマ)、ビニル管用面取り器(リーマ)、パーニングリーマ、鋼管用パイプカッタ、ビニル管用パイプカッタ、カッタナイフ、フレアツール、手動ねじ切り機(オスタ型、リード型等)、ジェットオイル、トーチランプ、金ばし、脚立、小ぼうき、保護具(保護帽、保護眼鏡、防塵マスク、手袋等)、パール、ショベル 	<ul style="list-style-type: none"> 管工事に使用する器具の種類、用途、使用方法、手入れの仕方の詳細な知識がある ＜管工事器具＞ パイプ万力(パイプ万力台)、ドライバ、ペンチ、プライヤ、パイプ万力、各種スパナ、パイプレンチ、イギリスレンチ(モータルレンチ)、モンキーレンチ(モンキースパナ)、水栓レンチ、ハンマ、チッピングハンマ、プラスチックハンマ、はつりのみ、平たがね、やすり(平、丸等)、金切りのこ、ビニル管用のこ、スクレーパ、ワイヤブラシ、鋼管用面取り器(リーマ)、鋼管用面取り器(リーマ)、ビニル管用面取り器(リーマ)、パーニングリーマ、鋼管用パイプカッタ、ビニル管用パイプカッタ、カッタナイフ、フレアツール、手動ねじ切り機(オスタ型、リード型等)、ジェットオイル、トーチランプ、金ばし、脚立、小ぼうき、保護具(保護帽、保護眼鏡、防塵マスク、手袋等)、パール、ショベル 	<ul style="list-style-type: none"> 安全な作業に向けて、各技能者に器具の手入れ等の管理の指示ができる
	けがき・測定用器具	<ul style="list-style-type: none"> 管工事に使用するけがき・測定用器具の種類、用途、使用方法、手入れの仕方の概略の知識がある ＜管工事けがき・測定用器具＞ コンベックス、直尺スケール(600mm)、さしがね、けがき針、墨出し用具(墨つぼ、墨差し等)、スコヤ(平、台付き、フレンジ等)、コンパス、定盤、Vブロック、測定用ピース、ねじゲージ、水準器、ノギス、溶接機用電流計(クランプメータ)、耐圧試験用圧力計 	<ul style="list-style-type: none"> 管工事に使用するけがき・測定用器具の種類、用途、使用方法、手入れの仕方の一般的な知識がある ＜管工事けがき・測定用器具＞ コンベックス、直尺スケール(600mm)、さしがね、けがき針、墨出し用具(墨つぼ、墨差し等)、スコヤ(平、台付き、フレンジ等)、コンパス、定盤、Vブロック、測定用ピース、ねじゲージ、水準器、ノギス、溶接機用電流計(クランプメータ)、耐圧試験用圧力計 	<ul style="list-style-type: none"> 管工事に使用するけがき・測定用器具の種類、用途、使用方法、手入れの仕方の詳細な知識がある ＜管工事けがき・測定用器具＞ コンベックス、直尺スケール(600mm)、さしがね、けがき針、墨出し用具(墨つぼ、墨差し等)、スコヤ(平、台付き、フレンジ等)、コンパス、定盤、Vブロック、測定用ピース、ねじゲージ、水準器、ノギス、溶接機用電流計(クランプメータ)、耐圧試験用圧力計 	<ul style="list-style-type: none"> 安全な作業に向けて、各技能者にけがき・測定用器具の手入れ等の管理の指示ができる
材料、工法の知識	<ul style="list-style-type: none"> 管工作の方法の一般的な知識がある 管接合の特徴、用途及び方法の一般的な知識がある 試験の方法、特徴及びその応用の概略の知識がある 圧力計、流量計、温度計等管施設に附属する計器の種類、用途及び測定方法について概略の知識がある 管の被膜及び塗装の目的及び方法の概略の知識がある 溶接の種類及び特徴について概略の知識がある 溶接機及び溶接棒の種類及び取扱いの概略の知識がある 溶接部に生じやすい欠陥について一般的な知識がある 配管用材料(付属品を含む)に関し、その種類、材質、規格及び用途について概略の知識がある 各種配管の種類及び特徴について一般的な知識がある 各種配管の標準こう配及び支持方法の一般的な知識がある 壁、床、防水層その他を貫通する配管の施工方法に関し、一般的な知識がある 埋設配管の施工方法に関し、一般的な知識がある 隠ぺい配管の施工方法に関し、一般的な知識がある 配管の掃除、点検、修理、水抜き等の保守に関連する施工方法に関し、一般的な知識がある 機器類の取付け方法に関し、一般的な知識がある 配管工事に関連する養生の方法の一般的な知識がある 日本工業規格の管用ねじの形状及び寸法について一般的な知識があること 配管に生ずる欠陥の種類及び原因の概略の知識がある 配管に生ずる欠陥の防止方法及び補修方法について概略の知識がある 	<ul style="list-style-type: none"> 管工作の方法の詳細な知識がある 管接合の特徴、用途及び方法の詳細な知識がある 試験の方法、特徴及びその応用の一般的な知識がある 圧力計、流量計、温度計等管施設に附属する計器の種類、用途及び測定方法について一般的な知識がある 管の被膜及び塗装の目的及び方法の一般的な知識がある 溶接の種類及び特徴について一般的な知識がある 溶接機及び溶接棒の種類及び取扱いの一般的な知識がある 溶接部に生じやすい欠陥について一般的な知識がある 水、蒸気、空気、ガスその他の流体の概略の知識がある 配管用材料(付属品を含む)に関し、その種類、材質、規格及び用途について一般的な知識がある 各種配管方法の種類及び特徴に関し、詳細な知識がある 各種配管の標準こう配及び支持方法の詳細な知識がある 壁、床、防水層その他を貫通する配管の施工方法に関し、詳細な知識がある 埋設配管の施工方法に関し、詳細な知識がある 隠ぺい配管の施工方法に関し、詳細な知識がある 配管の掃除、点検、修理、水抜き等の保守に関連する施工方法に関し、詳細な知識がある 機器類の取付け方法に関し、詳細な知識がある 配管工事に関連する養生の方法の詳細な知識がある 日本工業規格の管用ねじの形状及び寸法について詳細な知識があること 配管に生ずる欠陥の種類及び原因の一般的な知識がある 配管に生ずる欠陥の防止方法及び補修方法について一般的な知識がある 	<ul style="list-style-type: none"> 管工作の方法の詳細な知識がある 管接合の特徴、用途及び方法の詳細な知識がある 試験の方法、特徴及びその応用の詳細な知識がある 圧力計、流量計、温度計等管施設に附属する計器の種類、用途及び測定方法について詳細な知識がある 溶接作業に関し一般的な知識がある 溶接機及び溶接棒の種類及び取扱いの一般的な知識がある 溶接部に生じやすい欠陥について一般的な知識がある 水、蒸気、空気、ガスその他の流体の一般的な知識がある 配管用材料(付属品を含む)に関して、その種類、材質、規格及び用途について詳細な知識がある 各種配管方法の種類及び特徴に関し、詳細な知識がある 各種配管の標準こう配及び支持方法の詳細な知識がある 壁、床、防水層その他を貫通する配管の施工方法に関し、詳細な知識がある 埋設配管の施工方法に関し、詳細な知識がある 隠ぺい配管の施工方法に関し、詳細な知識がある 配管の掃除、点検、修理、水抜き等の保守に関連する施工方法に関し、詳細な知識がある 機器類の取付け方法に関し、詳細な知識がある 配管工事に関連する養生の方法の詳細な知識がある 日本工業規格の管用ねじの形状及び寸法について詳細な知識があること 配管に生ずる欠陥の種類及び原因の詳細な知識がある 建築配管工事の施工計画に関し、一般的な知識がある 配管に生ずる欠陥の防止方法及び補修方法について詳細な知識がある 	<ul style="list-style-type: none"> 管工事の材料・工法の知識があり、部下への指導能力、職長間の調整、元請への提案能力がある 	
施工図	<ul style="list-style-type: none"> 図示法及び材料記号に関し、概略の知識がある 配管に関する図面について概略の知識がある 空気調和・衛生工学会規格に定める配管に関する設備図示記号について概略の知識がある 建築設計図の配管工事関連部分の読図に必要な表示記号について概略の知識がある 	<ul style="list-style-type: none"> 図示法及び材料記号に関し、一般的な知識がある 配管に関する図面について一般的な知識がある 空気調和・衛生工学会規格に定める配管に関する設備図示記号について一般的な知識がある 建築設計図の配管工事関連部分の読図に必要な表示記号について一般的な知識がある 型取り及び心出しができる 配管図により材料取りができる 	<ul style="list-style-type: none"> 図示法及び材料記号に関し、一般的な知識がある 配管に関する図面について一般的な知識がある 空気調和・衛生工学会規格に定める配管に関する設備図示記号について一般的な知識がある 配管施工図の作成ができる 型取り及び心出しができる 配管図により材料取りができる 	<ul style="list-style-type: none"> 設備図と配管施工図の整合性を確認し、修正等の指示ができる 配管施工図の作成にあたり、設備図に基づき配管の重要ポイント等を元請と協議して作成に反映ができる 	
配管工事	<ul style="list-style-type: none"> 管の接合の補助ができる 勾配、吊り及び支持の補助ができる 埋設配管の補助ができる 貫通部の処理の補助ができる 試験の補助ができる 	<ul style="list-style-type: none"> 管の接合ができる 勾配、吊り及び支持ができる 埋設配管ができる 貫通部の処理ができる 試験ができる 	<ul style="list-style-type: none"> 管の接合の指示ができる 勾配、吊り及び支持の指示ができる 埋設配管の指示ができる 貫通部の処理の指示ができる 試験の指示ができる 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書に則り、配管工作業の品質管理ができる 	
空気調和設備工事	<ul style="list-style-type: none"> 機器の据付け及び取付けの補助ができる ダクトの製作及び取付けの補助ができる 制気口及びダンパーの取付けの補助ができる 	<ul style="list-style-type: none"> 機器の据付け及び取付けができる ダクトの製作及び取付けができる 制気口及びダンパーの取付けができる 	<ul style="list-style-type: none"> 機器の据付け及び取付けの指示ができる ダクトの製作及び取付けの指示ができる 制気口及びダンパーの取付けの指示ができる 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書に則り、空気調和設備工作業の品質管理ができる 	
自動制御設備工事		<ul style="list-style-type: none"> 自動制御機器の取付けの補助ができる 盤類の取付けの補助ができる 配線の補助ができる 	<ul style="list-style-type: none"> 自動制御機器の取付けができる 盤類の取付けができる 配線ができる 	<ul style="list-style-type: none"> 自動制御機器の取付けの指示ができる 盤類の取付けの指示ができる 配線の指示ができる 	<ul style="list-style-type: none"> 自動制御機器の取付けの指示ができる 盤類の取付けの指示ができる 配線の指示ができる
給排水衛生設備工事	<ul style="list-style-type: none"> 衛生器具の取付けの補助ができる 給排水衛生機器の取付けの補助ができる 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生器具の取付けができる 給排水衛生機器の取付けができる 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生器具の取付けの指示ができる 給排水衛生機器の取付けの指示ができる 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書に則り、給排水衛生設備工作業の品質管理ができる 	
浄化槽設備工事	<ul style="list-style-type: none"> 現場施工型浄化槽の施工の補助ができる 現場施工型浄化槽の試験の補助ができる ユニット型浄化槽の施工の補助ができる ユニット型浄化槽の試験の補助ができる 	<ul style="list-style-type: none"> 現場施工型浄化槽の施工ができる 現場施工型浄化槽の試験ができる ユニット型浄化槽の施工ができる ユニット型浄化槽の試験ができる 	<ul style="list-style-type: none"> 現場施工型浄化槽の施工の指示ができる 現場施工型浄化槽の試験の指示ができる ユニット型浄化槽の施工の指示ができる ユニット型浄化槽の試験の指示ができる 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書に則り、浄化槽設備工作業の品質管理ができる 	
水道法	◎ 給水装置工事配管技能者	○ 給水装置工事主任技術者 ○ 排水設備工事責任技術者			
建築物衛生法	○ 貯水槽清掃作業従事者	◎ 貯水槽清掃作業監督者 ○ 建築物環境衛生管理技術者			
浄化槽法		○ 浄化槽設備士			
消防法	○ 危険物取扱者	○ 消防設備点検資格者 ○ 消防設備士			
建築基準法		○ 建築設備検査資格者 ○ 排水設備工事主任技術者			
LP法	○ 液化石油ガス設備士				
特設法	○ ガス消費機器設置工事監督者				
電気工事士法			※ 電気工事士		
職業能力開発促進法	○ 3級配管技能士	○ 2級配管技能士 ○ 技能士補	○ 1級配管技能士		※ 職業訓練指導員
労働安全衛生法	◎ 安全衛生教育(雇入れ時) ◎ 足場の組立て等作業従事者特別教育 ◎ 酸欠危険作業特別教育	◎ 職長・安全衛生責任者教育 ◎ 足場の組立て等作業主任者技能講習 ◎ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 ◎ 地山の掘削及び土止め支保作業主任者技能講習 ◎ ガス溶接技能講習	◎ 職長・安全衛生責任者教育(再) ◎ ボイラー技士		◎ 職長・安全衛生責任者教育(再) ※ RST講座・新CFT講座
建設業法		○ 2級管工事施工管理技士 ○ 2級土木工事施工管理技士 (主任技術者)	※ 1級管工事施工管理技士 ※ 1級土木工事施工管理技士		○ 登録配管工事基幹技能者 (監理技術者) ※ 1級建設業経理士
建築士法		※ 建設業経理事務士(3級・4級)	※ 2級建設業経理士 ※ 計装士		※ 建築士(1・2級)
その他	※ 普通自動車免許				

※凡例 ○:当該業務に従事する上で必須の資格 ○:技能レベルを判断する資格 ※:ステップアップしていく上で取得が望ましい資格

建設技能者 職業能力基準(内装仕上)(案)

職業レベル		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
名称		初級技能者	中堅技能者	職長・熟練技能者	登録熟練技能者
経験年数(目安)		3年まで	4~10年	5~15年	10~15年以上
賃金指標(目安)					
内装仕上技能者対象イメージ		初級として修業中の内装仕上技能者	初級を修了し、現場での経験を積んだ内装仕上技能者	グループ長、職長として技能者を統率し内装仕上工事に關する一連の作業ができる熟練技術者	現場管理や工法、技術等について元請管理者と協議し、指示・調整等を行う技能者
区分の目安(職務概要)		施工の基礎的な知識があり、工具・機械等の安全な使い方を知り、作業の補佐ができる	中堅技能者としてとび作業を工程や工事の流れに沿って正確にできる	必要な資材の発注、手戻りのない段取りの検討、技能者への作業の指示、工程管理ができる。各職方との段取りの調整ができる	元請の管理者を補佐し、工事管理を行う。技能、知識を第三者に正しく説明、指導ができる
生産レベルの目安(作業の精度・早さ)		上司の指示を受け、手順を確認しながら作業を行うことができる	正確な作業ができ、一般的な早さ・精度がある	作業の精度が平均的な技能者より格段に早く手直しもほとんどない作業ができる	作業そのものより、作業指示・各種管理の総括を的確に行える
器具の知識・管理	内装仕上共通	・内装仕上工事に使用する器具の種類、用途、使用方法、手入れの仕方の概略の知識がある ＜内装仕上共通器具＞ カッター、スケール、千枚通し、ケレン棒、はさみ、くしごて、星突き、へら、刷毛、ハンドローラ、スクレーパ、チョークリール、玄能、脚立、グラインダ、かんな、トーチランプ、電気ドリル、エアコンプレッサ、タッカ、コンパス、ボードやすり、ハンドサンダ	・内装仕上工事に使用する器具の種類、用途、使用方法、手入れの仕方の一般的な知識がある ＜内装仕上共通器具＞ カッター、スケール、千枚通し、ケレン棒、はさみ、くしごて、星突き、へら、刷毛、ハンドローラ、スクレーパ、チョークリール、玄能、脚立、グラインダ、かんな、トーチランプ、電気ドリル、エアコンプレッサ、タッカ、コンパス、ボードやすり、ハンドサンダ	・内装仕上工事に使用する器具の種類、用途、使用方法、手入れの仕方の詳細な知識がある ＜内装仕上共通器具＞ カッター、スケール、千枚通し、ケレン棒、はさみ、くしごて、星突き、へら、刷毛、ハンドローラ、スクレーパ、チョークリール、玄能、脚立、グラインダ、かんな、トーチランプ、電気ドリル、エアコンプレッサ、タッカ、コンパス、ボードやすり、ハンドサンダ	・安全な作業に向けて、各技能者に器具の手入れ等の管理の指示ができる
	プラスチック系床仕上げ	・プラスチック系床仕上げ工事に使用する器具の種類、用途及び使用法の概略の知識がある	・プラスチック系床仕上げ工事に使用する器具の種類、用途及び使用法の一般的な知識がある	・プラスチック系床仕上げ工事に使用する器具の種類、用途及び使用法の詳細な知識がある	
	カーペット系床仕上げ	・カーペット系床仕上げ工事に使用する器具の種類、用途及び使用法の概略の知識がある	・カーペット系床仕上げ工事に使用する器具の種類、用途及び使用法の一般的な知識がある	・カーペット系床仕上げ工事に使用する器具の種類、用途及び使用法の詳細な知識がある	
	木質系床仕上げ	・木質系床仕上げ工事に使用する器具の種類、用途及び使用法の概略の知識がある	・木質系床仕上げ工事に使用する器具の種類、用途及び使用法の一般的な知識がある	・木質系床仕上げ工事に使用する器具の種類、用途及び使用法の詳細な知識がある	
	鋼製下地工事	・鋼製下地工事に使用する器具の種類、用途及び使用法の概略の知識がある	・鋼製下地工事に使用する器具の種類、用途及び使用法の一般的な知識がある	・鋼製下地工事に使用する器具の種類、用途及び使用法の詳細な知識がある	
	ボード仕上げ	・ボード仕上げ工事に使用する器具の種類、用途及び使用法の概略の知識がある	・ボード仕上げ工事に使用する器具の種類、用途及び使用法の一般的な知識がある	・ボード仕上げ工事に使用する器具の種類、用途及び使用法の詳細な知識がある	
	カーテン工事	・カーテン工事に使用する器具の種類、用途及び使用法の概略の知識がある	・カーテン工事に使用する器具の種類、用途及び使用法の一般的な知識がある	・カーテン工事に使用する器具の種類、用途及び使用法の詳細な知識がある	
	壁装	・壁装に使用する器具の種類、用途及び使用法の概略の知識がある	・壁装に使用する器具の種類、用途及び使用法の一般的な知識がある	・壁装に使用する器具の種類、用途及び使用法の詳細な知識がある	
	内装仕上共通	・内装仕上の種類について概略の知識がある	・内装仕上の種類について一般的な知識がある	・内装仕上の種類について詳細な知識がある	・内装仕上の種類について指導・教育ができる
	プラスチック系床仕上げ	・床下地の種類、構造及び特徴の概略の知識がある ・使用する材料、副資材に関して種類、規格、性質及び用途の概略の知識がある ・段取り、工法、維持管理について概略の知識がある	・床下地の種類、構造及び特徴の一般的な知識がある ・使用する材料、副資材に関して種類、規格、性質及び用途の一般的な知識がある ・段取り、工法、維持管理について一般的な知識がある ・色彩用語について一般的な知識がある ・図柄の種類について一般的な知識がある	・床下地の種類、構造及び特徴の詳細な知識がある ・使用する材料、副資材に関して種類、規格、性質及び用途の詳細な知識がある ・段取り、工法、施工計画について詳細な知識がある	・プラスチック系床仕上げの材料、工法について指導・教育ができる
カーペット系床仕上げ	・床下地の種類、構造及び特徴の概略の知識がある ・使用する材料、副資材に関して種類、規格、性質及び用途の概略の知識がある ・段取り、工法、維持管理について概略の知識がある	・床下地の種類、構造及び特徴の一般的な知識がある ・使用する材料、副資材に関して種類、規格、性質及び用途の一般的な知識がある ・段取り、工法、維持管理について一般的な知識がある ・色彩用語について一般的な知識がある ・図柄の種類について一般的な知識がある	・床下地の種類、構造及び特徴の詳細な知識がある ・使用する材料、副資材に関して種類、規格、性質及び用途の詳細な知識がある ・段取り、工法、施工計画について詳細な知識がある	・カーペット系床仕上げの材料、工法について指導・教育ができる	
木質系床仕上げ	・床下地の種類、構造及び特徴について概略の知識がある ・使用する材料、副資材に関して種類、規格、性質及び用途の概略の知識がある ・段取り、工法、維持管理について概略の知識がある ・木質系床仕上げの図柄について概略の知識がある	・床下地の種類、構造及び特徴について一般的な知識がある ・使用する材料、副資材に関して種類、規格、性質及び用途の一般的な知識がある ・段取り、工法、維持管理について一般的な知識がある ・木質系床仕上げの図柄について一般的な知識がある	・床下地の種類、構造及び特徴について詳細な知識がある ・使用する材料、副資材に関して種類、規格、性質及び用途の詳細な知識がある ・段取り、工法、施工計画について詳細な知識がある	・木質系床仕上げの材料、工法について指導・教育ができる	
材料、工法の知識	鋼製下地工事	・天井・壁の工法、形状、種類、納まりの概略の知識がある ・使用する材料、副資材に関して種類、規格、性質及び用途の概略の知識がある ・段取り、工法について概略の知識がある システム天井工事の材料及び工法の概略の知識がある ・欠陥の種類、原因及び補修の方法の概略の知識がある ・作業中及び作業後並びに運搬及び保管における養生の方法の概略の知識がある	・吸音及び遮音、断熱及び防露並びに防火及び耐火の性質や効果、工法に関して一般的な知識がある ・公共建築工事標準仕様書に関して、一般的な知識がある ・耐火・遮音の認定仕様に関して、一般的な知識がある ・天井・壁の工法、形状、種類、納まりの一般的な知識がある ・使用する材料、副資材に関して種類、規格、性質及び用途の一般的な知識がある ・段取り、工法について一般的な知識がある システム天井工事の材料及び工法の一般的な知識がある ・欠陥の種類、原因及び補修の方法の一般的な知識がある ・作業中及び作業後並びに運搬及び保管における養生の方法の一般的な知識がある	・吸音及び遮音、断熱及び防露並びに防火及び耐火の性質や効果、工法に関して詳細な知識がある ・公共建築工事標準仕様書に関して、詳細な知識がある ・耐火・遮音の認定仕様に関して、詳細な知識がある ・天井・壁の工法、形状、種類、納まりの詳細な知識がある ・使用する材料、副資材に関して種類、規格、性質及び用途の詳細な知識がある ・段取り、工法、施工計画について一般的な知識がある システム天井工事の材料及び工法の詳細な知識がある ・欠陥の種類、原因及び補修の方法の詳細な知識がある ・作業中及び作業後並びに運搬及び保管における養生の方法の詳細な知識がある	・鋼製下地工事の材料、工法について指導・教育ができる ・公共建築工事標準仕様書に関して、指導・教育ができる ・耐火・遮音の認定仕様に関して、指導・教育ができる
	ボード仕上げ	・天井・壁の工法、形状、種類、納まりの概略の知識がある ・使用するボード類、ボード類接着剤、付属部材の種類、規格、性質及び用途に関して概略の知識がある ・段取り、工法について概略の知識がある 欠陥の種類、原因及び補修の方法の概略の知識がある ・作業中及び作業後並びに運搬及び保管における養生の方法の概略の知識がある	・吸音及び遮音、断熱及び防露並びに防火及び耐火の性質や効果、工法に関して一般的な知識がある ・公共建築工事標準仕様書に関して、一般的な知識がある ・耐火・遮音の認定仕様に関して、一般的な知識がある ・天井・壁の工法、形状、種類、納まりの一般的な知識がある ・使用するボード類、ボード類接着剤、付属部材の種類、規格、性質及び用途に関して一般的な知識がある ・段取り、工法について一般的な知識がある 欠陥の種類、原因及び補修の方法の一般的な知識がある ・作業中及び作業後並びに運搬及び保管における養生の方法の一般的な知識がある	・吸音及び遮音、断熱及び防露並びに防火及び耐火の性質や効果、工法に関して詳細な知識がある ・公共建築工事標準仕様書に関して、詳細な知識がある ・耐火・遮音の認定仕様に関して、詳細な知識がある ・天井・壁の工法、形状、種類、納まりの詳細な知識がある ・使用するボード類、ボード類接着剤、付属部材の種類、規格、性質及び用途に関して詳細な知識がある ・段取り、工法、施工計画について一般的な知識がある 欠陥の種類、原因及び補修の方法の詳細な知識がある ・作業中及び作業後並びに運搬及び保管における養生の方法の詳細な知識がある	・ボード仕上げの材料、工法について指導・教育ができる ・公共建築工事標準仕様書に関して、指導・教育ができる ・耐火・遮音の認定仕様に関して、指導・教育ができる
	カーテン工事	・カーテンの種類及び特徴について概略の知識がある ・繊維、織物及び生地、取付用材料の種類、特徴及び用途について概略の知識がある ・模様の種類、特徴及び効果について概略の知識がある ・色彩の用語について概略の知識がある ・スタイルの決定に関して概略の知識がある ・採寸及び要尺の方法について概略の知識がある ・取付けの方法に関して、概略の知識がある ・裁断、縫製の方法について概略の知識がある	・カーテンの種類及び特徴について一般的な知識がある ・繊維、織物及び生地、取付用材料の種類、特徴及び用途について一般的な知識がある ・生地、染色方法及び特殊加工について概略の知識がある ・模様の種類、特徴及び効果について一般的な知識がある ・色彩の用語について一般的な知識がある ・スタイルの決定に関して一般的な知識がある ・採寸及び要尺の方法について一般的な知識がある ・取付けの方法に関して、一般的な知識がある ・裁断、縫製の方法について一般的な知識がある	・カーテンの種類及び特徴について詳細な知識がある ・繊維、織物及び生地、取付用材料の種類、特徴及び用途について詳細な知識がある ・室内装飾用カバーの種類及び特徴の一般的な知識がある ・採寸及び要尺の方法について詳細な知識がある ・取付けの方法に関して、詳細な知識がある ・裁断、縫製の方法について詳細な知識がある	・カーテン工事の材料、工法について指導・教育ができる
	壁紙(表装)	・張り下地の種類、構造及び特徴の概略の知識がある ・内装制限に基づく防火壁装の工法の概略の知識がある ・張り下地の検査方法の概略の知識がある ・壁紙、下地調整剤、接着剤、その他の合成樹脂系接着剤の点検又は選定方法について一般的な知識がある ・工法の種類及び方法について一般的な知識がある ・採寸、割出し、割付け及び裁断の種類及び方法について一般的な知識がある ・張り下地の調整方法の一般的な知識がある ・張り方の種類及び特徴について概略の知識がある ・欠陥の原因、防止方法、補修方法の概略の知識がある	・張り下地の種類、構造及び特徴の詳細な知識がある ・内装制限に基づく防火壁装の工法の詳細な知識がある ・張り下地の検査方法の詳細な知識がある ・壁紙、下地調整剤、接着剤、その他の合成樹脂系接着剤の点検又は選定方法について詳細な知識がある ・工法の種類及び方法について詳細な知識がある ・採寸、割出し、割付け及び裁断の種類及び方法について詳細な知識がある ・張り下地の調整方法の詳細な知識がある ・張り方の種類及び特徴について詳細な知識がある ・欠陥の原因、防止方法、補修方法の一般的な知識がある	・張り下地の種類、構造及び特徴の詳細な知識がある ・内装制限に基づく防火壁装の工法の詳細な知識がある ・張り下地の検査方法の詳細な知識がある ・壁紙、下地調整剤、接着剤、その他の合成樹脂系接着剤の点検又は選定方法について詳細な知識がある ・工法の種類及び方法について詳細な知識がある ・採寸、割出し、割付け及び裁断の種類及び方法について詳細な知識がある ・張り下地の調整方法の詳細な知識がある ・張り方の種類及び特徴について詳細な知識がある ・欠陥の原因、防止方法、補修方法の詳細な知識がある	・壁紙(表装)の材料、工法について指導・教育ができる
	内装仕上共通 施工図・割付図、積算等	・建築設計図書について概略の知識がある ・建築設計図の内装仕上工事に關連する部分の読図に必要な事項について概略の知識がある ・建築基準法関係法令について内装仕上工事に關する規定の概略の知識がある ・消防法関係法令について内装仕上工事に關する規定の概略の知識がある	・建築設計図の内装仕上工事に關連する部分の読図に必要な事項について一般的な知識がある ・建築基準法関係法令に關し、内装仕上工事に關する規定について一般的な知識がある ・消防法関係法令に關し、内装仕上工事に關する規定について一般的な知識がある	・設計図、仕様書等により積算ができる	・施工図と設計図の整合性を確認し、修正等の指示ができる ・施工図の作成にあたり、元請と協議して内容を反映できる

建設技能者 職業能力基準(内装仕上)(案)

職業レベル		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
名称		初級技能者	中堅技能者	職長・熟練技能者	登録基幹技能者
経験年数(目安)		3年まで	4~10年	5~15年	10~15年以上
賃金指標(目安)					
内装仕上技能者対象イメージ		初級として修業中の内装仕上技能者	初級を修了し、現場での経験を積んだ内装仕上技能者	グループ長、職長として技能者を統率し内装仕上工事に 関する一連の作業ができる熟練技術者	現場管理や工法、技術等について元請管理者と協議し、 指示・調整等を行う技能者
内装仕上共通	墨出し	・ 基準墨だしの補助ができる ・ 仕上げ墨(小墨)出しの補助ができる ・ 割付けの補助ができる	・ 基準墨が出せる ・ 仕上げ墨(小墨)が出せる ・ 割付けができる	・ 基準墨だしの指示・指導ができる ・ 仕上げ墨(小墨)出しの指示・指導ができる ・ 割付けの指示・指導ができる	・ 墨出し作業について作業の指揮、職種間の調整、元請への提案ができる
	下地	・ クロスのパテ処理の補助ができる ・ 床下地のレベル補修の補助ができる ・ ボードコーナ処理の補助ができる ・ ロックウール・グラスウール充填の補助ができる	・ クロスのパテ処理(ボードのビス・キズ)ができる ・ 床下地のレベル補修ができる ・ ボードコーナ処理ができる ・ ロックウール・グラスウール充填ができる	・ クロスのパテ処理の指示・指導ができる ・ 床下地のレベル補修の指示・指導ができる ・ ボードコーナ処理の指示・指導ができる ・ ロックウール・グラスウール充填の指示・指導ができる	・ 下地作業について作業の指揮、職種間の調整、元請への提案ができる
	シール	・ 耐火・遮音工事に必要な四周処理の補助ができる ・ 化粧板の目地処理の補助ができる ・ クリーンルーム・手術室工事仕様のシール工事の補助ができる	・ 耐火・遮音工事に必要な四周処理ができる ・ 化粧板の目地処理ができる ・ クリーンルーム・手術室工事仕様のシール工事ができる	・ 耐火・遮音工事に必要な四周処理の指示・指導ができる ・ 化粧板の目地処理の指示・指導ができる ・ クリーンルーム・手術室工事仕様のシール工事の指示・指導ができる	・ シール作業について作業の指揮、職種間の調整、元請への提案ができる
	運搬	・ 荷揚作業の補助ができる ・ 材料、支給材の現場搬入、小運搬の補助ができる	・ 荷揚作業ができる ・ 材料、支給材の現場搬入、小運搬ができる	・ 荷揚作業の指示・指導ができる ・ 材料、支給材の現場搬入、小運搬の指示・指導ができる	・ 運搬作業について作業の指揮、職種間の調整、元請への提案ができる
	取付加工	・ 先行ビース作業の補助ができる ・ インサート・アンカー作業の補助ができる ・ 諸設備及び関連工事の開口補強の補助ができる ・ 諸設備に必要な下地増設工事の補助ができる	・ 先行ビース作業ができる ・ インサート・アンカー作業ができる ・ 諸設備及び関連工事の開口補強ができる ・ 諸設備に必要な下地増設工事ができる	・ 先行ビース作業の指示・指導ができる ・ インサート・アンカー作業の指示・指導ができる ・ 諸設備及び関連工事の開口補強の指示・指導ができる ・ 諸設備に必要な下地増設工事の指示・指導ができる	・ 取付加工作業について作業の指揮、職種間の調整、元請への提案ができる
	養生	・ 施工中の簡易養生の補助ができる ・ 検査引渡し後の養生の補助ができる ・ 床の塩ビタイル等のワックス掛けの補助ができる	・ 施工中の簡易養生ができる ・ 検査引渡し後の養生ができる ・ 床の塩ビタイル等のワックス掛けができる	・ 施工中の簡易養生の指示・指導ができる ・ 検査引渡し後の養生の指示・指導ができる ・ 床の塩ビタイル等のワックス掛けの指示・指導ができる	・ 養生作業について作業の指揮、職種間の調整、元請への提案ができる
	片付	・ 梱包材・発生材の場内指定場所への集積・分別の補助ができる ・ 足場材等支給材の指定場所への片付けの補助ができる	・ 梱包材・発生材の場内指定場所への集積・分別ができる ・ 足場材等支給材の指定場所への片付けができる	・ 梱包材・発生材の場内指定場所への集積・分別の指示・指導ができる ・ 足場材等支給材の指定場所への片付けの指示・指導ができる	・ 片付作業について作業の指揮、職種間の調整、元請への提案ができる
	検査・確認	・ 作業終了後の片付け・清掃の補助ができる ・ 自主検査の補助ができる ・ 検査後の破損・汚れの補修・取替えの補助ができる	・ 作業終了後の片付け・清掃ができる ・ 自主検査ができる ・ 検査後の破損・汚れの補修・取替えができる	・ 作業終了後の片付け・清掃の指示・指導ができる ・ 自主検査の指示・指導ができる ・ 検査後の破損・汚れの補修・取替えの指示・指導ができる	・ 検査・確認について作業の指揮、職種間の調整、元請への提案ができる
	足場	・ 脚立・足場板の組立て・解体・移動の補助ができる ・ ローリングタワーの組立て・解体・移動の補助ができる ・ 足場等の盛替えの補助ができる ・ 高所作業車での作業の補助ができる ・ ゴンドラの揚重・取付・盛替え作業の補助ができる	・ 脚立・足場板の組立て・解体・移動ができる ・ ローリングタワーの組立て・解体・移動ができる ・ 足場等の盛替えができる ・ 高所作業車での作業ができる ・ ゴンドラの揚重・取付・盛替え作業ができる	・ 脚立・足場板の組立て・解体・移動の指示・指導ができる ・ ローリングタワーの組立て・解体・移動の指示・指導ができる ・ 足場等の盛替えの指示・指導ができる ・ 高所作業車での作業の指示・指導ができる ・ ゴンドラの揚重・取付・盛替え作業の指示・指導ができる	・ 足場作業について作業の指揮、職種間の調整、元請への提案ができる
	専門技能	プラスチック系床仕上げ	・ 床下地の点検及び調整の補助ができる ・ 床仕上げ材の選定の補助ができる ・ 平場及び立上り部の施工の補助ができる	・ 床下地の点検及び調整ができる ・ 床仕上げ材の選定ができる ・ 平場及び立上り部の施工ができる	・ 床下地の点検及び調整の指示・指導ができる ・ 床仕上げ材の選定の指示・指導ができる ・ 平場及び立上り部の施工の指示・指導ができる
カーペット系床仕上げ		・ 床下地の点検及び調整の補助ができる ・ 床仕上げ材の選定の補助ができる ・ 平場及び立上り部の施工の補助ができる	・ 床下地の点検及び調整ができる ・ 床仕上げ材の選定ができる ・ 平場及び立上り部の施工ができる	・ 床下地の点検及び調整の指示・指導ができる ・ 床仕上げ材の選定の指示・指導ができる ・ 平場及び立上り部の施工の指示・指導ができる	・ カーペット系床仕上げ工について作業の指揮、職種間の調整、元請への提案ができる
木質系床仕上げ		・ 床下地の点検及び調整の補助ができる ・ 床仕上げ材の選定の補助ができる ・ 平場及び立上り部の施工の補助ができる	・ 床下地の点検及び調整ができる ・ 床仕上げ材の選定ができる ・ 平場及び立上り部の施工ができる	・ 床下地の点検及び調整の指示・指導ができる ・ 床仕上げ材の選定の指示・指導ができる ・ 平場及び立上り部の施工の指示・指導ができる	・ 木質系床仕上げ工について作業の指揮、職種間の調整、元請への提案ができる
鋼製下地		・ 天井・壁取付下地を面に基づき点検・補修処置の補助ができる ・ 鋼製下地材の選定の補助ができる ・ 天井下地工事の補助ができる ・ 壁下地工事の補助ができる	・ 天井・壁取付下地を面に基づき点検・補修処置ができる ・ 鋼製下地材の選定ができる ・ 天井下地工事ができる ・ 壁下地工事ができる ・ 開口部補強作業ができる	・ 天井・壁取付下地を面に基づき点検・補修処置の指示・指導ができる ・ 鋼製下地材の選定の指示・指導ができる ・ 天井下地工事の指示・指導ができる ・ 壁下地工事の指示・指導ができる ・ 開口部補強作業の指示・指導ができる	・ 鋼製下地工について作業の指揮、職種間の調整、元請への提案ができる
ボード仕上げ		・ 天井・壁下地を面に基づき点検・補修の補助ができる ・ ボード類の選定の補助ができる ・ 天井ボード仕上げ工事作業の補助ができる ・ 壁ボード仕上げ工事作業の補助ができる ・ ボード張りの養生及び補修の補助ができる	・ 天井・壁下地を面に基づき点検・補修ができる ・ ボード類の選定ができる ・ 天井ボード仕上げ工事作業ができる ・ 壁ボード仕上げ工事作業ができる ・ ボード張りの養生及び補修ができる	・ 天井・壁下地を面に基づき点検・補修の指示・指導ができる ・ ボード類の選定の指示・指導ができる ・ 天井ボード仕上げ工事作業の指示・指導ができる ・ 壁ボード仕上げ工事作業の指示・指導ができる ・ ボード張りの養生及び補修の指示・指導ができる	・ ボード仕上げ工について作業の指揮、職種間の調整、元請への提案ができる
カーテン		・ カーテン類に応じた採寸及び要尺の補助ができる ・ 柄裁ち、目裁ち及びびけん尺裁ち作業の補助ができる ・ 縫製作業の補助ができる ・ カーテンの施工場所に応じた取付作業の補助ができる	・ カーテン類に応じた採寸及び要尺ができる ・ 柄裁ち、目裁ち及びびけん尺裁ち作業ができる ・ 縫製作業ができる ・ 柄合せ及び耳裁ち作業ができる ・ カーテンの施工場所に応じた取付作業ができる	・ カーテン類に応じた採寸及び要尺の指示・指導ができる ・ 柄裁ち、目裁ち及びびけん尺裁ち作業の指示・指導ができる ・ 縫製作業の指示・指導ができる ・ 柄合せ及び耳裁ち作業の指示・指導ができる ・ カーテンの施工場所に応じた取付作業の指示・指導ができる	・ カーテン工について作業の指揮、職種間の調整、元請への提案ができる
壁装(表装)		・ 採寸、割出し、割付け及び裁断の補助ができる ・ 材料の選定の補助ができる ・ 下地調整の補助ができる ・ 直貼り仕上げ工法の補助ができる ・ 壁装用材料の種類判定の補助ができる	・ 採寸、割出し、割付け及び裁断ができる ・ 材料の選定ができる ・ 下地調整ができる ・ 高度な壁装仕上げ工法ができる ・ 壁装用材料の種類判別ができる ・ 壁装仕上げ面の補修ができる	・ 採寸、割出し、割付け及び裁断の指示・指導ができる ・ 材料の選定の指示・指導ができる ・ 下地調整の指示・指導ができる ・ 高度な壁装仕上げ工法の指示・指導ができる ・ 壁装用材料の種類判別の指示・指導ができる ・ 壁装仕上げ面の補修の指示・指導ができる	・ 壁装(表装)工について作業の指揮、職種間の調整、元請への提案ができる
資格および関連する法令		◎ 安全衛生教育(雇入れ時) ◎ 玉掛特別教育(1t未満) ◎ 足場の組立て等作業従事者特別教育 ◎ フォークリフト運転特別教育(1t未満) ◎ 高所作業車運転特別教育(10m未満)	◎ 職長・安全衛生責任者教育 ◎ 玉掛技能講習(1t以上) ◎ フォークリフト運転技能講習(1t以上) ◎ 自由研削といしの取替え等の業務特別教育	◎ 職長・安全衛生責任者教育(再)	◎ 職長・安全衛生責任者教育(再) ◎ RST講座・新OFT講座
内装仕上共通	← ○2級建築施工管理技士(仕上げ) → ← ※2級建築施工管理技士(建築・躯体) →	← ○1級建築施工管理技士 → ← (主任技術者) →	← ○登録内装仕上工事基幹技能者 → ← (監理技術者) → ← ※1級建設業経理士 →		
建設業法	※ 建設業経理事務士(3級・4級)	※ 2級建設業経理士	※ 建設業(1・2級)		
建築士法	※ 全室協内装施工管理者教育(初級コース) ※ 普通自動車免許	※ 全室協内装施工管理者教育(中級コース)	※ 全室協内装施工管理者教育(上級コース)		
その他	○ 3級内装仕上げ施工技能士(プラスチック系床仕上げ工事作業)	○ 2級内装仕上げ施工技能士(プラスチック系床仕上げ工事作業)	○ 1級内装仕上げ施工技能士(プラスチック系床仕上げ工事作業)		
プラスチック系床仕上げ	◎ 有機溶剤取扱業務安全衛生教育	◎ 有機溶剤作業主任者技能講習	◎ 有機溶剤作業主任者技能講習		
カーペット系床仕上げ	○ 3級内装仕上げ施工技能士(カーペット系床仕上げ工事作業)	○ 2級内装仕上げ施工技能士(カーペット系床仕上げ工事作業)	○ 1級内装仕上げ施工技能士(カーペット系床仕上げ工事作業)		
木質系床仕上げ	○ (木質系床仕上げ工事作業)2級内装仕上げ施工技能士	○ (木質系床仕上げ工事作業)2級内装仕上げ施工技能士	○ (木質系床仕上げ工事作業)2級内装仕上げ施工技能士		
鋼製下地	◎ 丸のこ等取扱作業安全衛生教育 ○ 3級内装仕上げ施工技能士(鋼製下地工事作業)	◎ アーク溶接特別教育 ○ 2級内装仕上げ施工技能士(鋼製下地工事作業)	◎ アーク溶接特別教育 ○ 1級内装仕上げ施工技能士(鋼製下地工事作業)		
ボード仕上げ	○ 3級内装仕上げ施工技能士(ボード仕上げ工事作業)	○ 2級内装仕上げ施工技能士(ボード仕上げ工事作業)	○ 1級内装仕上げ施工技能士(ボード仕上げ工事作業)		
カーテン	○ 3級内装仕上げ施工技能士(カーテン工事作業)	○ 2級内装仕上げ施工技能士(カーテン工事作業)	○ 1級内装仕上げ施工技能士(カーテン工事作業)		
壁装(表装)	○ 3級表装技能士(壁装)	○ 2級表装技能士(壁装)	○ 1級表装技能士(壁装)		

※凡例 ◎:当該業務に従事する上で必須の資格 ○:技能レベルを判断する資格 ※:ステップアップしていく上で取得が望ましい資格

